

令和2年度
包括外部監査報告書
及び報告書に添えて提出する意見

テーマ1

3R推進課の事務の執行について

令和3年3月

郡山市包括外部監査人

鈴木一徳

目 次

テーマ1 3R推進課の事務の執行について	1
第1部 包括外部監査の概要	1
第1 包括外部監査の種類	1
第2 選定した特定の事件（テーマ）	1
1 監査テーマ	1
2 監査対象部局	1
3 監査の範囲	1
第3 監査テーマの選定理由	1
第4 包括外部監査の実施期間	2
第5 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格	2
1 包括外部監査人	2
2 補助者	2
第6 監査の方法	2
1 監査の視点	2
2 主な監査手続	3
第7 包括外部監査の結果	3
第8 利害関係	3
第9 金額等の表示	3
第2部 監査の結果	4
第3部 郡山市の清掃事業の現状と施策	6
第1 廃棄物処理について	6
第2 郡山市の清掃事業の概要	7
1 ごみ処理の経緯	7
2 ごみ処理の体系	7
3 施設概要	8
4 車両の保有状況	10
5 ごみ収集処理の状況	10
6 再生利用の状況	16
7 ごみ処理費用の状況	19
8 ごみ処理の問題点	22
第3 郡山市の清掃事業に関する政策について	24
1 政策枠組	24
2 郡山市第三次環境基本計画の概要	25

3	一般廃棄物処理基本計画（2018年4月策定）の概要.....	28
4	郡山市分別収集計画（第8期）（平成28年6月策定）の概要.....	30
5	廃棄物減量等推進審議会について.....	31
第4	3R推進課の概要	33
1	組織機構.....	33
2	3R推進課の事務分掌.....	34
3	令和元年度の施策概要.....	34
4	令和元年度の予算、決算の状況.....	36
第4部	ごみ収集運搬事業	38
第1	目的	38
第2	事業内容	38
第3	ごみ収集運搬事業の歴史的経緯	38
第4	事業費の内訳	39
1	予算実績比較.....	39
第5	収集運搬業務（災害関連以外）	39
1	各組合の収集運搬業務の区分.....	39
2	各組合の契約額（令和元年度）.....	39
3	各組合の構成員.....	40
4	平成31年度可燃・不燃ごみ、資源物A区域収集運搬業務委託契約.....	41
5	平成31年度資源物B区域収集運搬業務委託契約.....	44
6	平成31年度資源物C区域収集運搬業務委託契約.....	46
7	平成31年度公共施設廃棄物収集運搬業務委託契約.....	47
8	平成31年度粗大ごみ収集運搬委託契約.....	49
9	平成31年度犬猫等死骸収集運搬業務委託契約.....	50
10	業務委託契約書分析.....	51
11	事故報告書の閲覧.....	57
12	その他.....	58
第6	令和元年東日本台風災害対応の臨時ごみ収集運搬	61
1	災害廃棄物収集運搬業務委託料.....	62
2	災害廃棄物収集運搬業務委託料.....	63
3	郡山市災害廃棄物仮置場運営等委託料.....	64
4	郡山市災害廃棄物仮置場運営等委託料.....	66
第7	市民協力推進事業	68
1	予算実績比較.....	68
2	資源回収推進報奨金交付制度.....	68
第5部	富久山クリーンセンター	71

第1	施設概要	71
1	富久山クリーンセンター	71
2	リサイクルプラザ	72
3	衛生処理センター	72
第2	現地視察	73
1	現金収納事務について	73
2	備品管理事務について	74
第3	個別事業について	77
1	富久山クリーンセンター維持管理費	77
2	富久山クリーンセンター資源化選別施設維持管理費	90
3	衛生処理センター維持管理費	92
第6部	河内クリーンセンター	97
第1	施設概要	97
第2	現地視察	98
1	現金収納事務について	98
2	備品管理事務について	98
3	売電収入について	99
第3	個別事業について	100
1	河内クリーンセンター維持管理費	100
第7部	河内埋立処分場	104
第1	施設の概要	104
第2	予算実績比較	105
第8部	その他の事業	106
第1	し尿処理総務費	106
1	予算実績比較	106
2	その他の委託	106
第2	公衆便所維持管理費	112
1	予算実績比較	112
2	その他の委託	112
第9部	令和元年東日本台風による被災について	120
第1	処理施設の被害の状況	120
第2	市の対応状況	121
第3	生活環境部における令和元年東日本台風災害対応補正予算の概要	121
第4	富久山クリーンセンターの防災対策について	122

テーマ1 3R推進課の事務の執行について

第1部 包括外部監査の概要

第1 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査人の監査

第2 選定した特定の事件（テーマ）

1 監査テーマ

3R推進課の事務の執行について

2 監査対象部局

生活環境部 3R推進課

3 監査の範囲

令和元年度に執行したもの。ただし、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間も対象とする。

第3 監査テーマの選定理由

郡山市では平成13年度の第一回包括外部監査において、監査テーマを「環境衛生部の財務の事務の執行について」とし、ごみ問題について検討している。それから18年が経過しておりごみを取り巻く環境も大きく変化している。

郡山市の1人1日当たりのごみの排出量は、他の中核都市と比較して多いとのことである。郡山市の平成12年度の人口は335,432人、ごみ処理量は148,660トン（家庭系ごみ89,850トン、事業系ごみ58,810トン）、平成30年度の人口は333,003人（平成30年10月1日現在）、ごみ処理量は149,043トン（家庭系ごみ85,279トン、事業系ごみ63,763トン）であり人口・ごみ処理量は18年前とほとんど変わっていないが、家庭系ごみは5%の減少、事業系ごみは8%増加している。世帯数は18%増加（10月1日で比較）しているため1世帯当たりのごみの量は減少している。また平成13年と平成28年の比較であるが事業者数は11%減少しており1事業所あたりのごみの量は増加していると推測される。

ごみはその時代の経済活動や生活スタイルによる影響を大きく受けるものである。通信販売取引や宅配の増加による段ボール等包装材の増加、単身世帯や共稼ぎ世帯の増加によるお惣菜・お弁当等のパック類の増加、飲料水メーカーのペットボトルへの切り替え等様々な要因の影響を受けるし、経済活動が活発になれば物の取引量も増えおのずとごみは増えることになる。現代の超消費社会の構造の中でごみの量を将来的に減らして

いくことは至難の業であろう。製造者・小売業者・消費者の協力なしには達成できないであろう（ごみを出さないためには物を消費しないのが一番である）。

また、令和元年東日本台風による影響で災害ごみが大量に発生した。その際、富久山クリーンセンターが水没し約60日間稼働停止していたため市民生活への影響が懸念される事態となった。近年の異常気象を考えるといつまた同じようなことが起こっても不思議ではない。

さらに、高齢化社会の加速は、ごみ集積所までごみを運ぶことが困難な世帯が増加するというごみ収集に関する大きな問題を招くことになる。

ごみに関する問題はあげればきりがなが、環境問題もあいまって今後ごみ処理に関する経費は確実に増加することが予想される。

従って、上記を統括する3R推進課を対象とすることは有意義であると考え今回テーマとして選定した。

第4 包括外部監査の実施期間

令和2年7月1日から令和3年3月31日まで

第5 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格

1 包括外部監査人

鈴木 一 徳（公認会計士）

2 補助者

田 中 亮（公認会計士）

齋 藤 紀 朗（公認会計士）

比 佐 善 宣（公認会計士）

阿 部 哲（公認会計士）

村 上 芳 文（公認会計士・弁護士）

第6 監査の方法

1 監査の視点

(1) 合規性（関連する行政法規に違反していないか）

(2) 経済性（無駄なコストがかかっているか）

(3) 有効性（目的とした成果をあげているか）

(4) 効率性（より効果のでる方法はないか）

2 主な監査手続

- (1) 河内クリーンセンター及び富久山クリーンセンターを往査し、センターの概要・状況等のヒアリング、施設の視察を実施した。また、現場で現金及び備品の管理状況等について関連資料を閲覧し質問を行った上でサンプルを抽出し関連証憑と突合を行った。
- (2) 委託先について任意に抽出し、契約書等の関連資料を入手しその内容を検討した。
- (3) その他業務についてヒアリングを行い、関連する公表されている資料を閲覧・分析した。

第7 包括外部監査の結果

3R 推進課における財務事務の執行について監査を実施した結果、一部指摘事項はあるが関係法令等に基づき、おおむね適正に執行されていると認められた。

指摘事項・・・5件

意見・・・24件

第8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第9 金額等の表示

報告書及び意見書中の表等の合計は、端数処理の関係で合計欄の値と内訳の合計値が一致しない場合がある。

第2部 監査の結果

No	監査結果及び意見要約	区分		参照 頁
		指摘 事項	意見	
第3部 郡山市の清掃業務の現状と施策				
第3 郡山市の清掃業務に関する政策について				
3. 一般廃棄物処理基本計画（2018年4月策定）の概要				
1	(1)一般廃棄物処理基本計画の進捗管理と評価について		○	29
第4部 ごみ収集運搬事業				
第5 収集運搬業務（災害関連以外）				
4. 平成31年度可燃・不燃、資源物A区域収集運搬業務委託契約				
2	(2)①1) 随意契約について		○	42
3	(2)①2) 三者間契約について		○	43
5. 平成31年度資源物B区域収集運搬業務委託契約				
4	(2)①1) 随意契約について		○	45
6. 平成31年度資源物C区域収集運搬業務委託契約				
5	(2)①1) 随意契約について		○	46
7. 平成31年度公共施設廃棄物収集運搬業務委託契約				
6	(2)①1) 随意契約の妥当性について		○	48
8. 平成31年度粗大ごみ収集運搬委託契約				
7	(2)①1) 随意契約について		○	49
9. 平成31年度犬猫等死骸収集運搬業務委託契約				
8	(2)①1) 随意契約について		○	51
10. 業務委託契約書分析				
9	(7)①市の各組合に対する「調査」について	○		54
10	(7)②収集運搬車による事故の責任について		○	55
11	(7)③受託者の安全面の取り組みへの市の指導・監督		○	56
12	(7)④従業員名簿の入手		○	56
12. その他				
13	(1)市民からの苦情・要望対応についての文書化		○	58
14	(2)高齢者等のごみ収集の支援について		○	58
15	(3)ごみ集積所の管理について		○	59
16	(4)全戸別収集とごみ有料化問題		○	60

第6 令和元年東日本台風災害対応の臨時ごみ収集運搬				
3. 郡山市災害廃棄物仮置場運営等委託料				
17	(2)④支出命令書の金額表記のミスについて	○		66
4. 郡山市災害廃棄物仮置場運営等委託料				
18	(2)④支出命令書の金額表記のミスについて	○		68
第7 市民協力推進事業				
2. 資源回収推進報奨金交付制度				
19	(2)①ごみの再資源化について		○	69
第5部 富久山クリーンセンター				
第2 現地視察				
2. 備品管理業務について				
20	(1)動産に対する付保の状況について		○	75
21	(2)移動式監視カメラについて	○		76
第3 個別事業について				
1. 富久山グリーンセンター維持管理費				
22	(6)①2) i) ア随意契約の妥当性について		○	86
第6部 河内クリーンセンター				
第2 現地視察				
1. 現金収納事務について				
23	(1)現金有高のダブルカウントの実施について		○	98
第3 個別事業について				
1. 河内クリーンセンターの維持管理費				
24	(3)①2) iv) 事故報告の提出について		○	103
第8部 その他の事業				
第1 し尿処理総務費				
2. その他の委託				
25	(1)②2) i) 契約の見直しについて	○		107
第2 公衆便所維持管理費				
2. その他の委託				
26	(1)②1) i) 指名競争入札について(A区域、B区域、C区域)		○	113 ~
27	(4)②1) i) 指名競争入札について		○	119
28	(4)②1) ii) 自己監視について		○	119
29	(4)②1) iii) 業務の集約について		○	119

第3部 郡山市の清掃事業の現状と施策

第1 廃棄物処理について

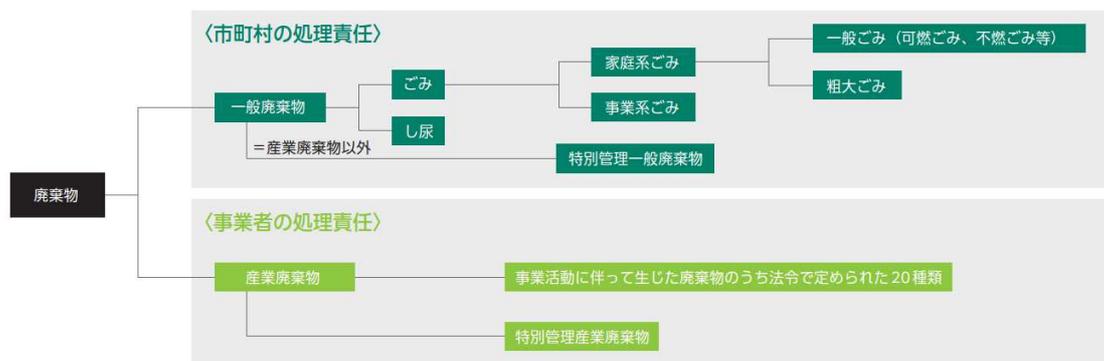
廃棄物処理の基本となる法律は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という）であり、その目的は以下のとおりとされている。

（目的）

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

廃棄物処理法では、廃棄物とは自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができないために不要になったものであって、例えば、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿等の汚物又は不要物で、固形状又は液状のものを指す。

廃棄物は、大きく産業廃棄物と一般廃棄物の二つに区分される。産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下、「廃棄物処理法施行令」という）で定められた20種類のもので、廃棄物処理法に規定する「輸入された廃棄物」を指す。一方で、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物を指し、し尿のほか主に家庭から発生する家庭系ごみのほか、オフィスや飲食店から発生する事業系ごみも含む。



- 注1：特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。
注2：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣（さ）、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの。
注3：特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。

（出所：令和2年版 環境白書（環境省））

廃棄物処理法において、市町村の責務等について、以下のとおりとされている。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の

促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

(中略)

4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(市町村の処理等)

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(再生することを含む。)しなければならない。

(以下省略)

第2 郡山市の清掃事業の概要

1 ごみ処理の経緯

本市では、昭和21年からごみ収集が始まり、昭和31年には水見台ごみ焼却場(15t/日)が稼働し始め、昭和38年からはごみ収集の一部委託が始まっている。その後、ごみ処理施設の整備を繰り返し、現在では市内から発生するごみの減量化、安定化を図るため、中間処理施設として富久山クリーンセンター(ごみ焼却施設…150t/24h×2基、粗大ごみ処理施設…80t/5h、リサイクルプラザ…35t/5h)^{※1}及び河内クリーンセンター(ごみ処理施設…150t/24h×2基、粗大ごみ処理施設…70t/5h)を、最終処分場として河内埋立処分場及び西田埋立処分場^{※2}を整備し、現在に至っている。

※1.富久山クリーンセンターには、し尿処理施設として、衛生処理センター(第一処理施設、第二処理施設)が設置されている。

※2.西田埋立処分場は、平成19年8月に埋立が完了し、平成31年3月に閉鎖されている。

2 ごみ処理の体系

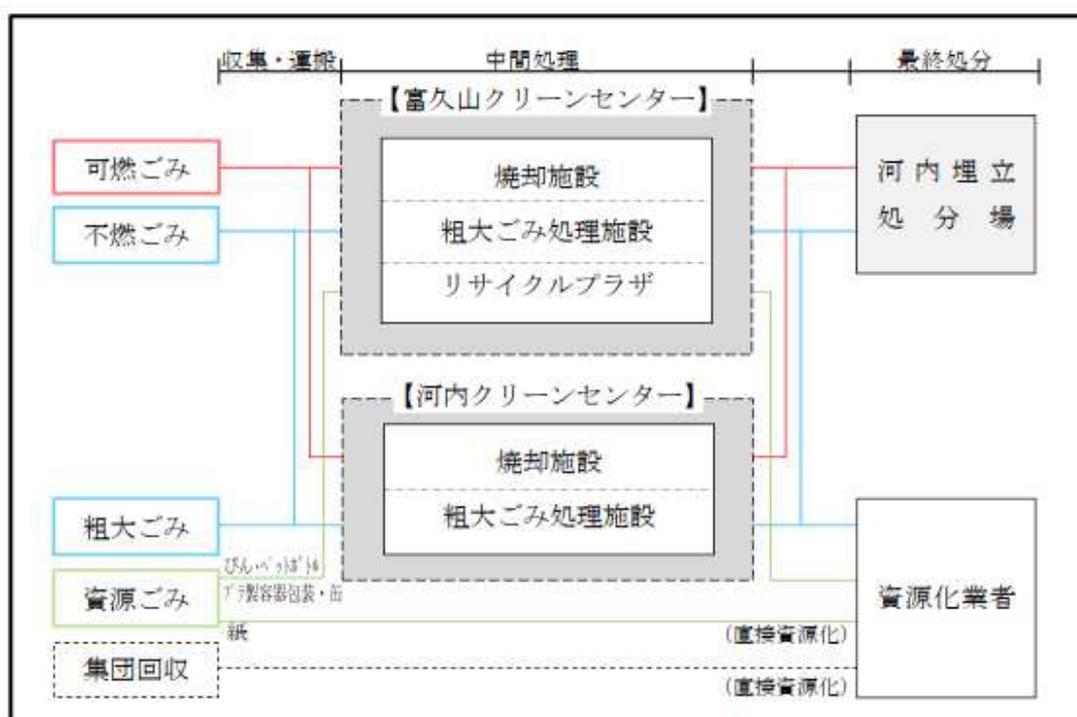
本市で処理するごみは、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみに大別され、それぞれ生活系ごみと事業系ごみに分けられる。生活系可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみは、市内全域を対象として、委託業者による収集運搬が行われており、粗大ごみは、事前申込の上での戸別収集を実施している。また、各施設において、直接搬入も受け入れている。

事業系ごみは、各施設への直接搬入或いは一般廃棄物収集運搬許可業者による市若しくは民間業者の処理施設への搬入が行われている。

可燃ごみは、富久山クリーンセンター、河内クリーンセンター内の焼却施設にて焼却された後、発生した焼却残渣は河内埋立処分場にて埋立処分される。

不燃ごみと粗大ごみは、両クリーンセンター内の粗大ごみ処理施設で破碎処理した後、可燃残渣・不燃残渣・資源物に選別処理される。生じた可燃残渣はそれぞれの焼却施設にて焼却処理され、不燃残渣は河内埋立処分場にて埋立処分される。

資源ごみのうち、びん・ペットボトル・プラスチック製容器包装類は富久山クリーンセンターのリサイクルプラザで選別等処理を行い、資源化業者等へ売却又は引渡を行っている。また、資源ごみのうち、缶・紙及び粗大ごみ・不燃ごみの処理後の資源物についても同様に資源化業者等への売却引渡を行っている。



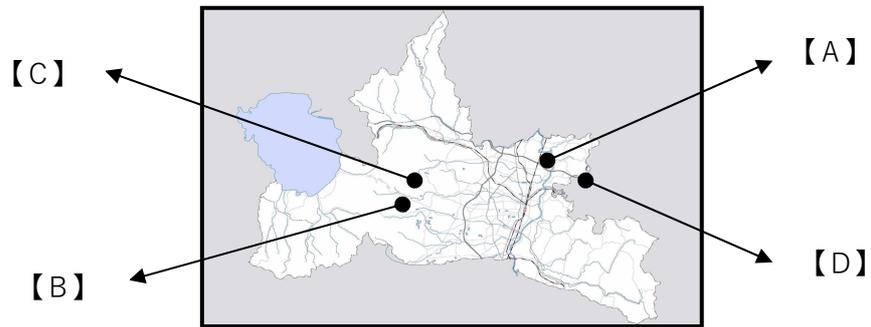
(出所：郡山市一般廃棄物処理基本計画（平成 30 年 4 月）)

3 施設概要

各清掃施設の位置図は以下のとおりである。なお、各施設の詳細は、P.71、P.97 参照。

市東部に富久山クリーンセンター、市西部に河内クリーンセンターが設置されている。

(出所：清掃事業概要（平成 31 年度版）)



【A】



≪富久山クリーンセンター≫ ≪同リサイクルプラザ≫ ≪同衛生処理センター≫
 〔住所〕 郡山市富久山町福原字北畑 1-2

【B】



≪河内クリーンセンター≫
 〔住所〕 郡山市逢瀬町河内字西午房沢 59

【C】



≪河内埋立処分場≫
 〔住所〕 郡山市逢瀬町河内字伏丑 40-1

【D】



≪西田埋立処分場≫
 〔住所〕 郡山市西田町大田字向田 185

4 車両の保有状況

平成 31 年 4 月 1 日現在の車両の保有状況は以下のとおりである。本市では、ごみ収集を全て外部委託しており、市において収集車両は保有していない。（単位：台）

	3 R 推進課	富久山 クリーンセンター	河内 クリーンセンター	河内埋立 処分場	合計
普通特殊（塵芥車）	-	-	-	-	-
小型貨物（ダンプ）	-	1	-	-	1
小型貨物（キャブ オブ）	1	-	-	-	1
小型貨物（バン）	-	2	1	1	4
軽貨物（キャブ オブ）	2	-	-	-	2
普通乗用（低公害車）	2	-	-	-	2
原付バイク	-	-	-	2	2
合計	5	3	1	3	12

（出所：清掃事業概要（平成 31 年度版））

5 ごみ収集処理の状況

一般廃棄物は、家庭から排出されるごみと事業所から排出されるごみに分別される。

本市では、家庭から排出されるごみについては、ごみ集積所を設置し（ステーション方式）、平成 10 年度から全面委託収集を行っている。また、事業所から排出されるごみは、事業者責任の原則から事業者自ら処理施設へ持ち込むか、廃棄物処理業者へ処理を依頼することとなる。

なお、本市では、生活系ごみ処理費用の有料化は粗大ごみを含めて行っていない。

(1) 収集方法（※2020 年 4 月 1 日現在）

区分	燃やして よいごみ	燃えない ごみ	資源物のうち ペットボトル・ プラスチック製 容器包装	資源物のうち びん・缶・紙	粗大ごみ
集積所箇所	約 5,800 箇所				戸別収集 (電話申込)
収集回数	週 2 回 ※一部 地域は 週 3 回	月 1 回 ※一部 地域は 週 1 回	週 1 回	隔週 1 回 ※一部地域 は週 1 回	週単位で受 付し、翌週 収集
収集開始時刻	通 常…午前 8 時から 一部地域…午前 7 時から				午前 8 時か ら
委託形態	全面業者委託				

(2) 処理方法

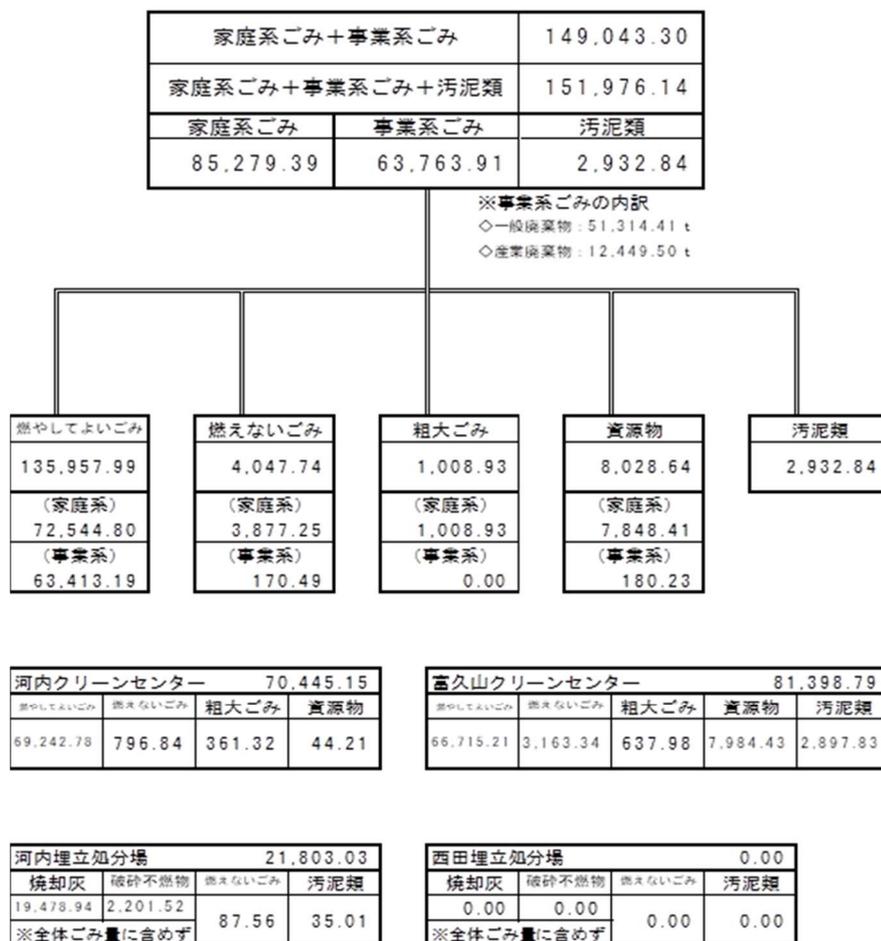
- 燃やしてよいごみ……焼却
- 燃えないごみ……再資源化及び埋立
- 資源物……再資源化
- 粗大ごみ……破碎処理後再資源化、焼却及び埋立
- 有害ごみ……処理業者に委託

(3) 廃棄物統計

①ごみ処理フロー（平成30年度）

平成30年度においては、汚泥類を除いたごみ搬入量のうち家庭系ごみが57.2%、事業系ごみが42.8%となっている。

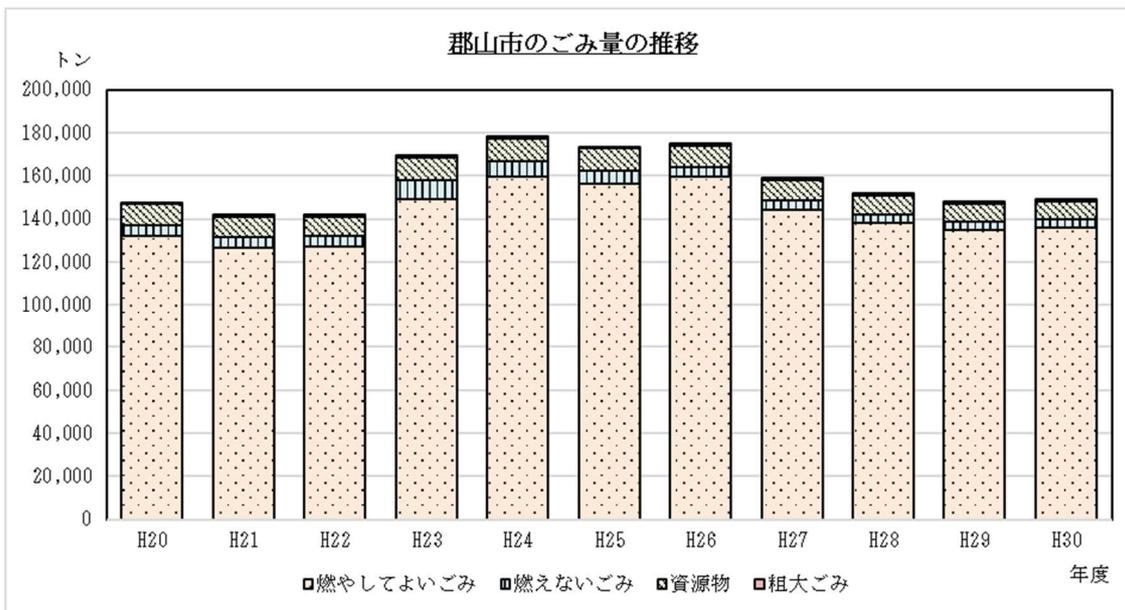
(1) 平成30年度ごみ処理フロー（単位：t）



(出所：清掃事業概要（平成31年度版）)

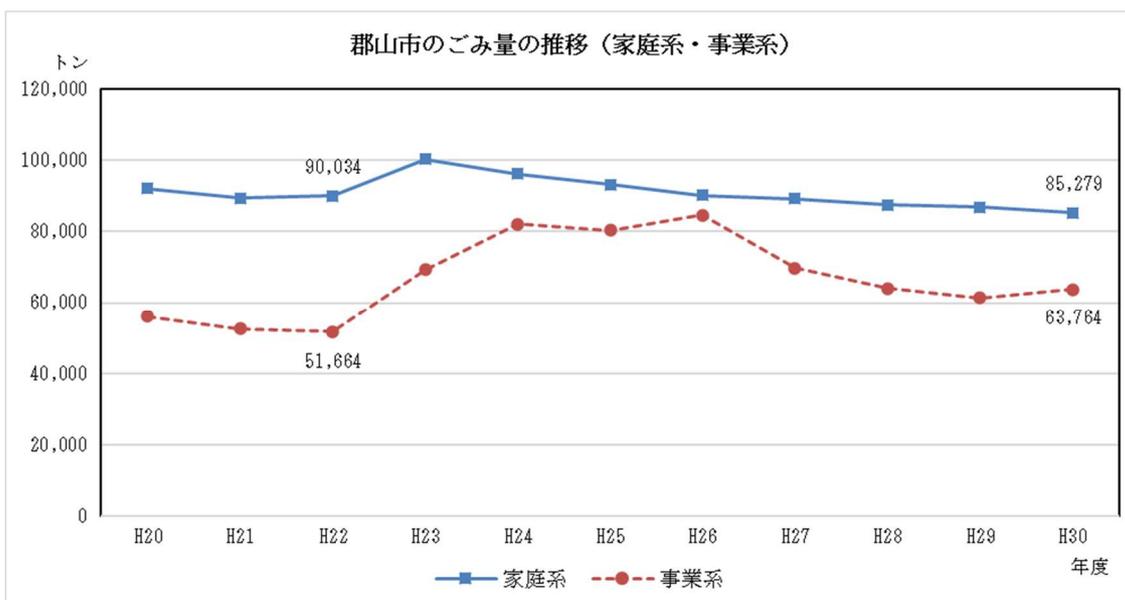
②ごみ量の推移

郡山市の平成 20 年度から平成 30 年度までのごみ量の推移は以下のグラフのとおりである。ごみ量は東日本大震災の影響から平成 23 年度以降増加しており、平成 30 年度においては、震災前（平成 22 年度）比 105%の水準となっている。



(出所：清掃事業概要（平成 31 年度版）より作成)

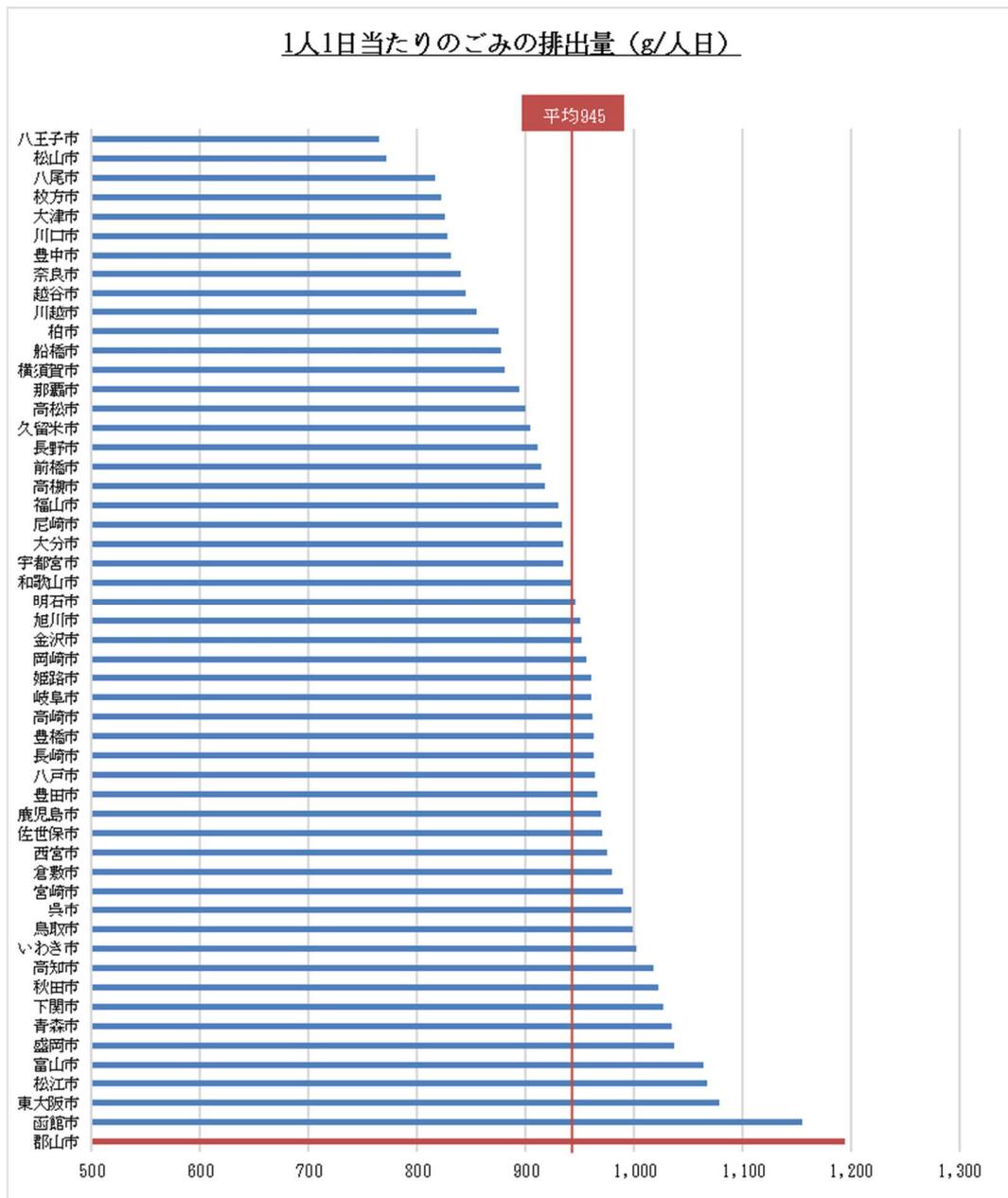
家庭系、事業系別で見ると、家庭系は震災前比 95%に対して、事業系が 123%となっている。



(出所：清掃事業概要（平成 31 年度版）より作成)

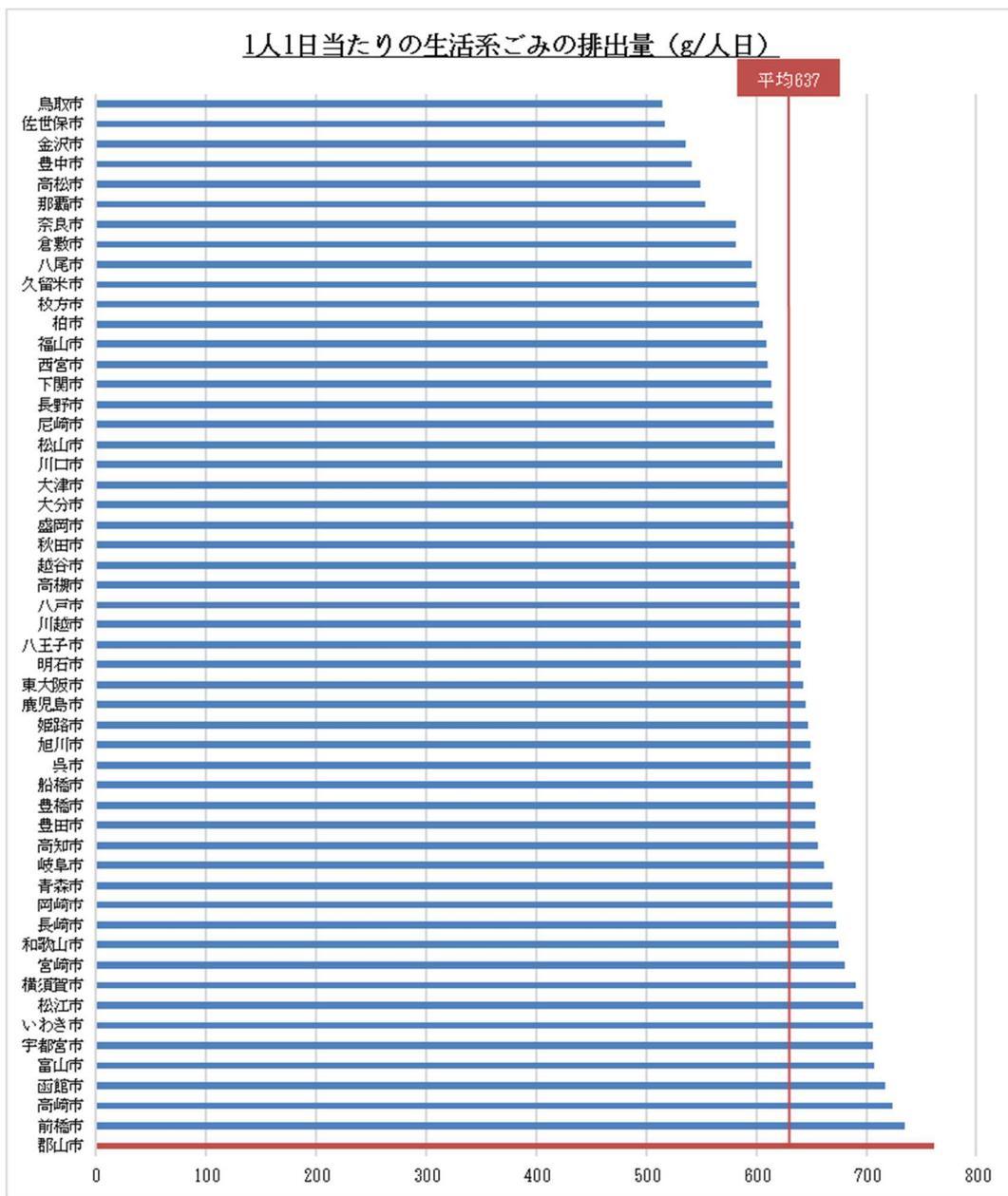
③ごみ量の他自治体との比較

本市の1人1日当たりのごみの排出量は平成30年度において1,195g/人日であり、他の中核市と比べて最も多く、平均945g/人日と比較して26%多い水準にある。



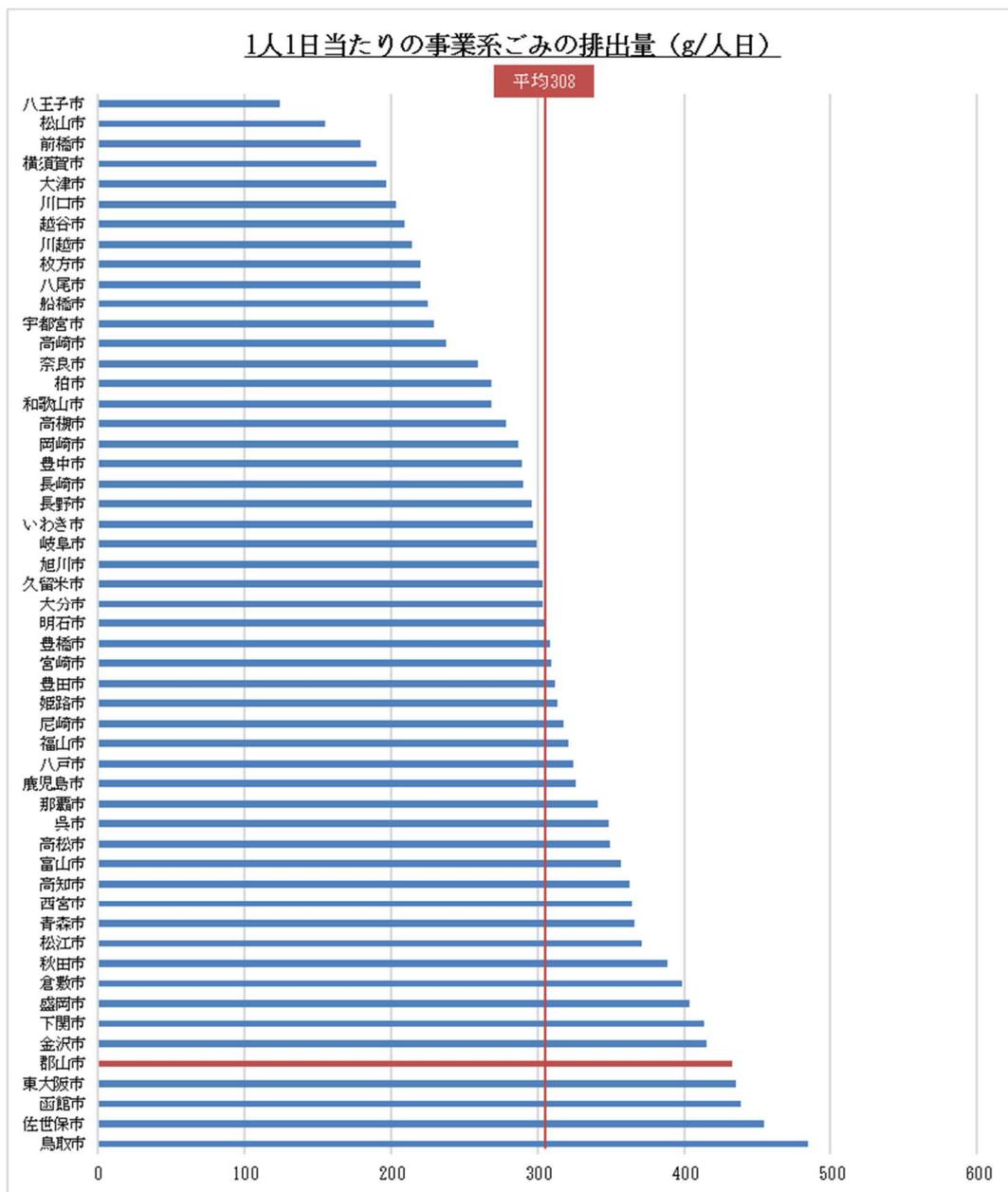
(出所：一般廃棄物処理事業実態調査(平成30年度；環境省)より作成)

生活系・事業系の別で見た場合、生活系ごみの1人1日当たりの排出量は、他の中核市と比べて最も多く、平均637g/人日に対して762g/人日と20%多い水準にある。



(出所：一般廃棄物処理事業実態調査(平成30年度；環境省)より作成)

また、事業系ごみの1人1日当たりの排出量も、他の中核市と比べて多く、平均308g/人日に対して433g/人日と40%多い水準にある。



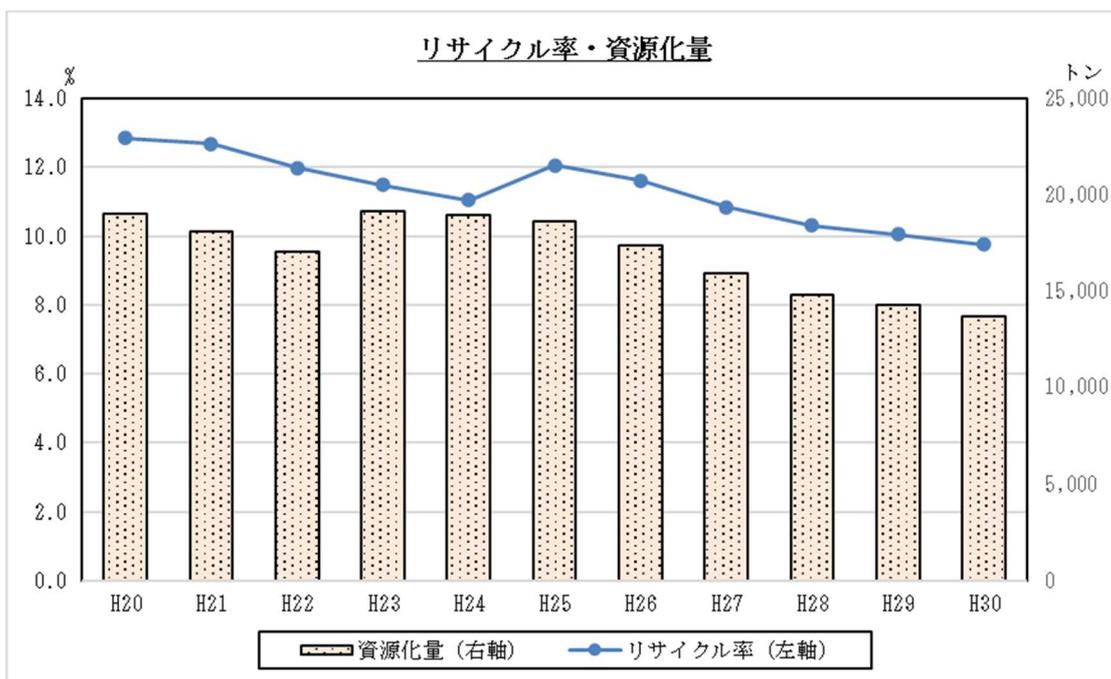
(出所：一般廃棄物処理事業実態調査(平成30年度；環境省)より作成)

6 再生利用の状況

(1) リサイクル率[※]の推移

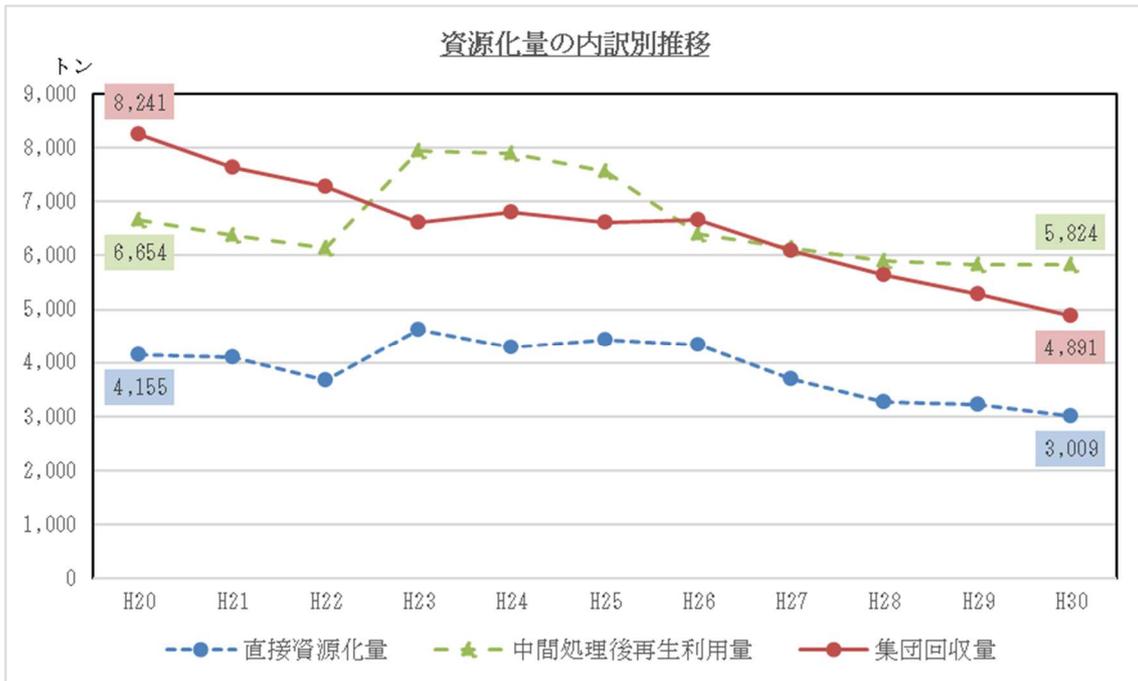
本市のリサイクル率は、平成 20 年度 12.9%から平成 30 年度 9.8%と 3.1 ポイント（▲24%）低下している。資源化量は、平成 20 年度 19,050 トンから平成 30 年度 13,724 トンと▲28%減少しており、リサイクル率の低下の要因となっている。なお、資源化量の人口 1 人当たりを見ても、平成 20 年度 56.9kg から平成 30 年度 42.3kg と▲26%減少している。

※リサイクル率=(資源化量合計+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)



(出所：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）より作成)

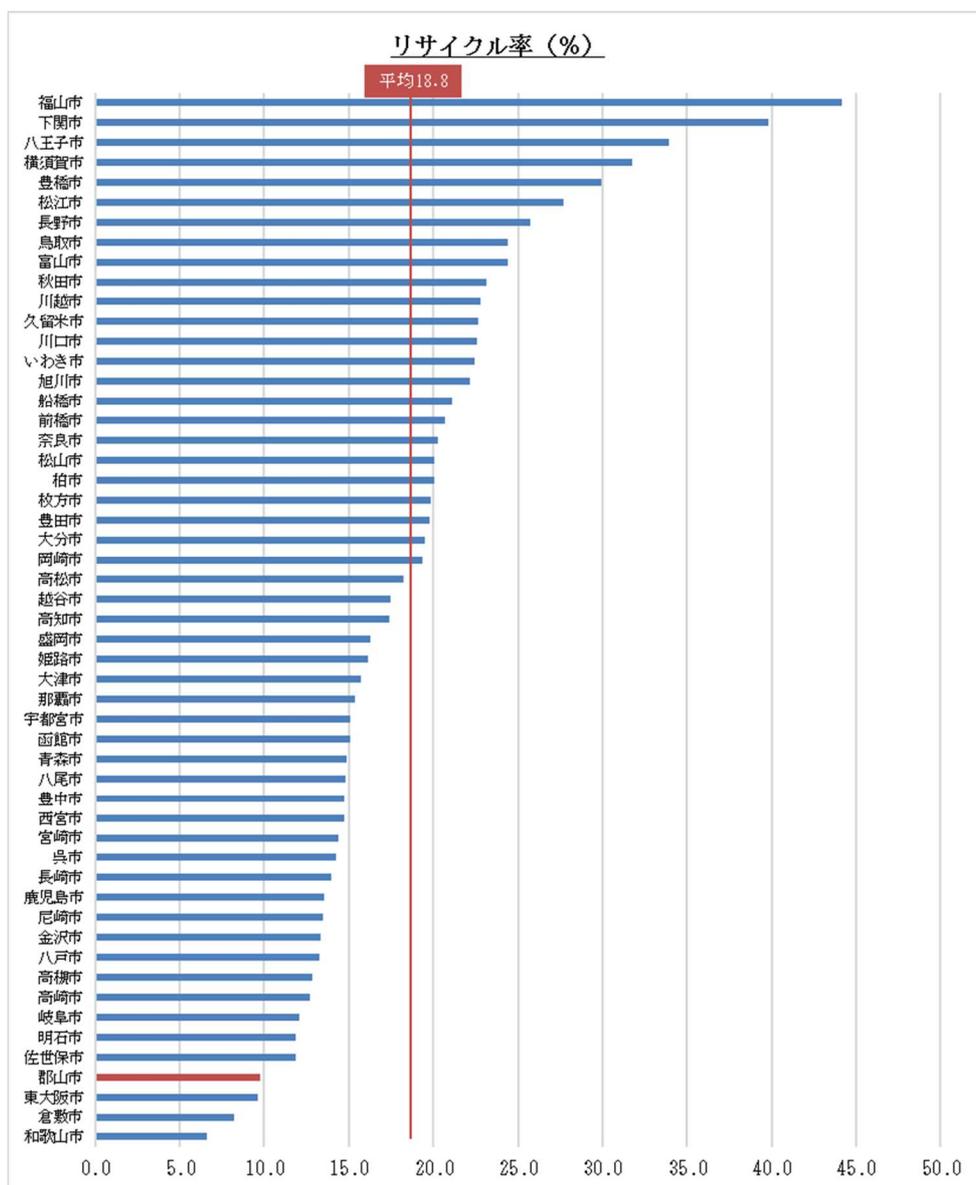
資源化量の推移を内訳別で見ると、全体的に減少しているが、特に集団回収量の減少が大きくなっている。平成 20 年度と平成 30 年度の対比では、集団回収量▲3,350 トン（▲40.6%）、直接資源化量▲1,146 トン（▲27.5%）、中間処理後再生量▲830 トン（▲12.4%）である。



(出所：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）より作成)

(2) リサイクル率の他自治体との比較

本市のリサイクル率は平成 30 年度において 9.8%であり、中核市の中で 4 番目に低い水準であり、平均 18.8%と比較して 9 ポイント程度低い水準にある。



(出所：一般廃棄物処理事業実態調査（平成30年度；環境省）より作成)

資源化量を人口1人当たりで見ると、本市は中核市の平均対比63.5%と低く、特に中間処理後再生利用量が平均対比43.2%となっている。

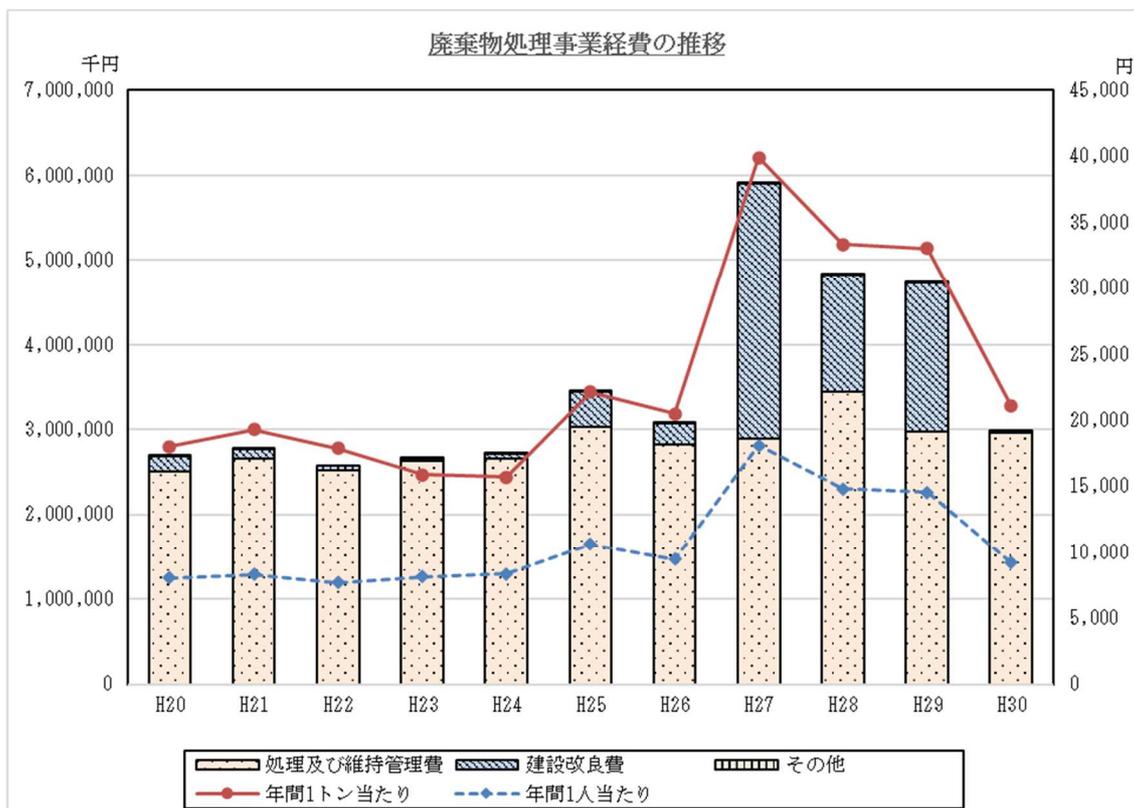
(単位：kg)	直接資源化量	中間処理後再生利用量	集団回収量	合計
郡山市	9.3	18.0	15.1	42.3
中核市平均	8.5	41.6	16.5	66.6
平均対比	109.4%	43.2%	91.5%	63.5%

(出所：一般廃棄物処理事業実態調査（平成30年度；環境省）より試算)

7 ごみ処理費用の状況

(1) ごみ処理費用の推移

平成 23 年度以降は、東日本大震災の影響により、家庭・事業所から排出されたごみが増加したこと及び損壊建物解体撤去事業や平成 25 年度から平成 29 年度にかけての両クリーンセンター長寿命化工事の実施により、処理費用が大幅に増加している。

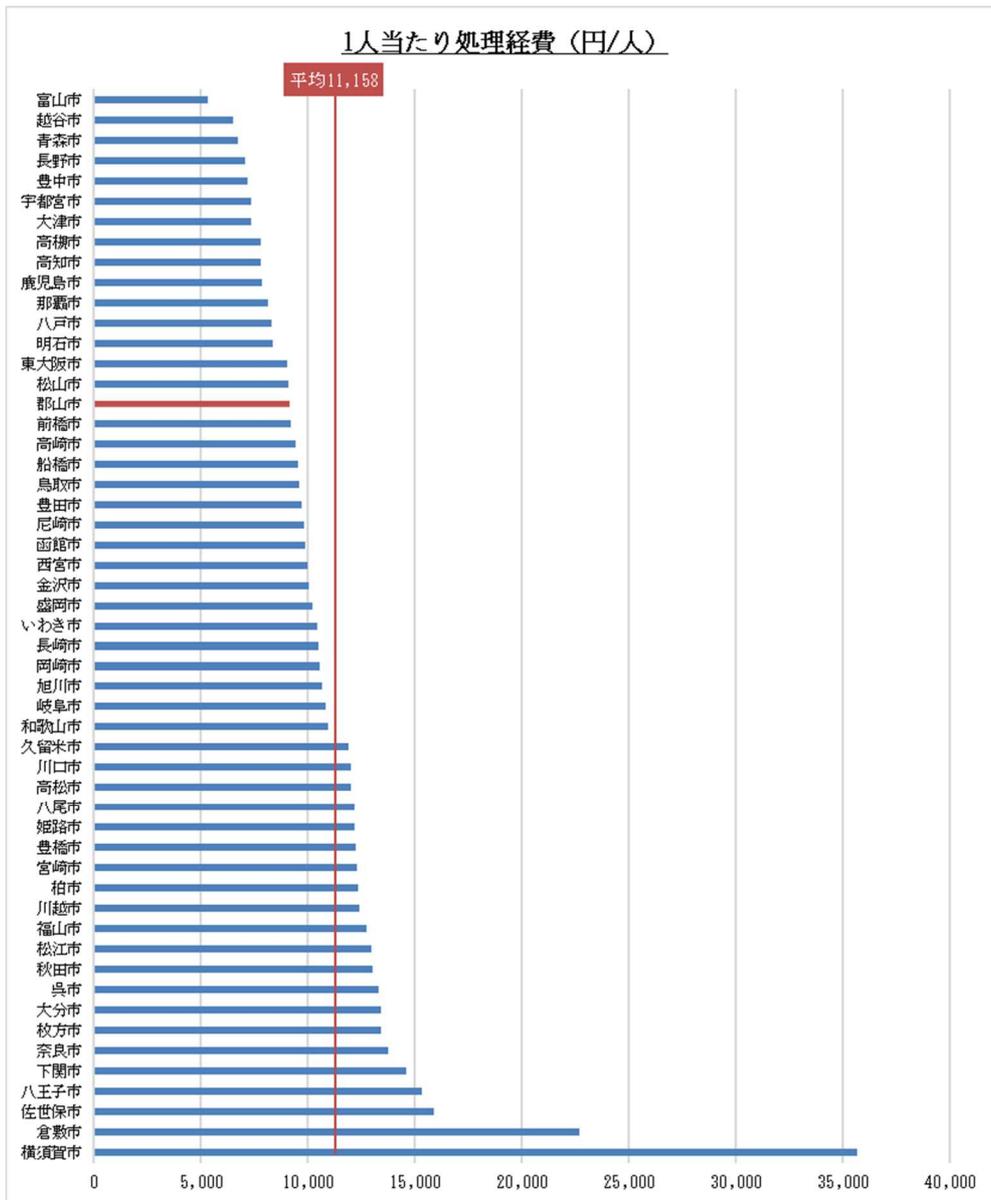


(出所：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）より作成)

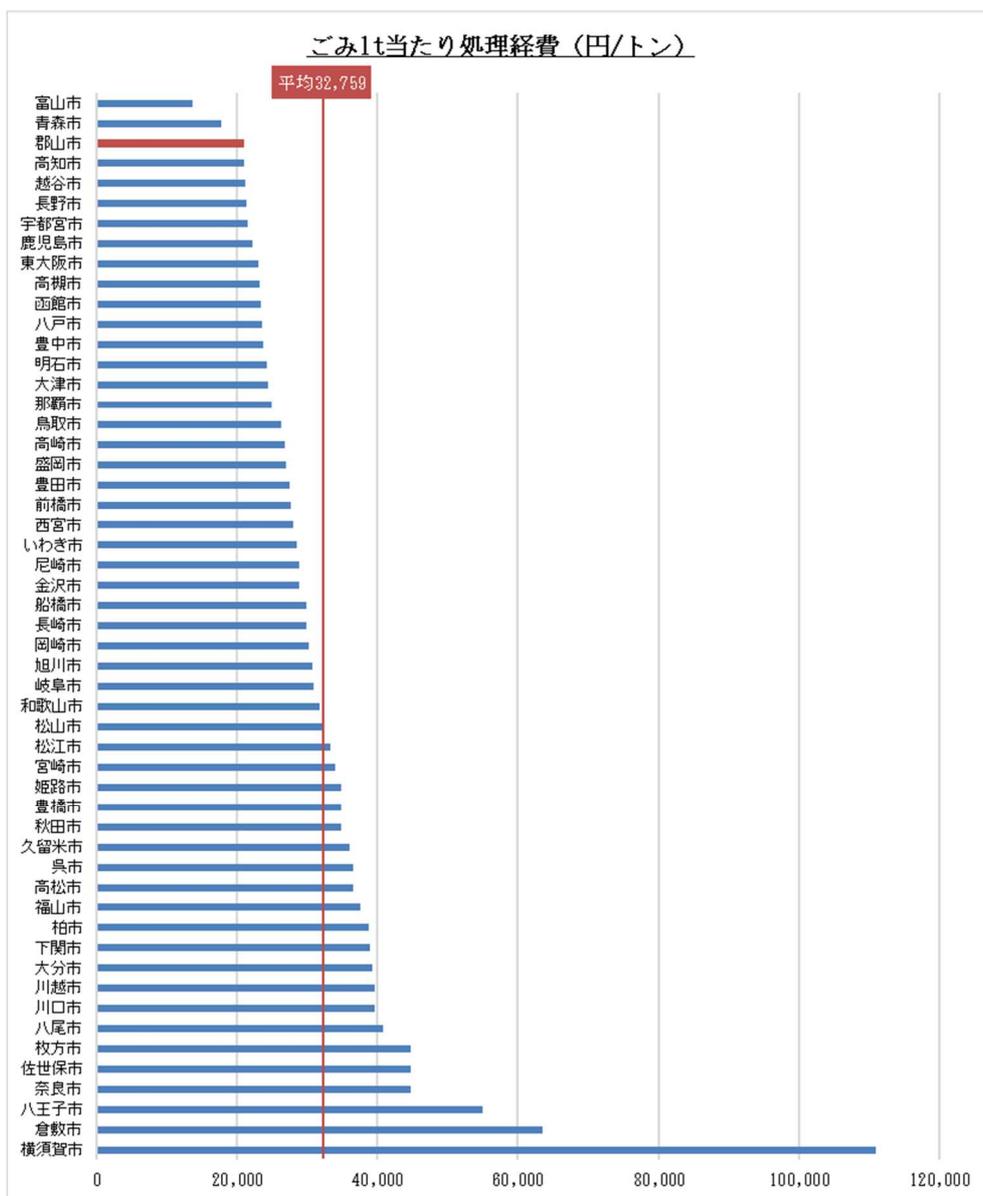
(2) ごみ処理費用の他自治体との比較

ごみ処理費用※については、平成 30 年度において、一人当たりで 9,174 円及びトン当たりで 21,040 円であり、ともに中核市の中では、低い水準にある。

※ごみ処理費用は、建設・改良費を除き、分担金を含む。



（出所：一般廃棄物処理事業実態調査（平成30年度；環境省）より作成）



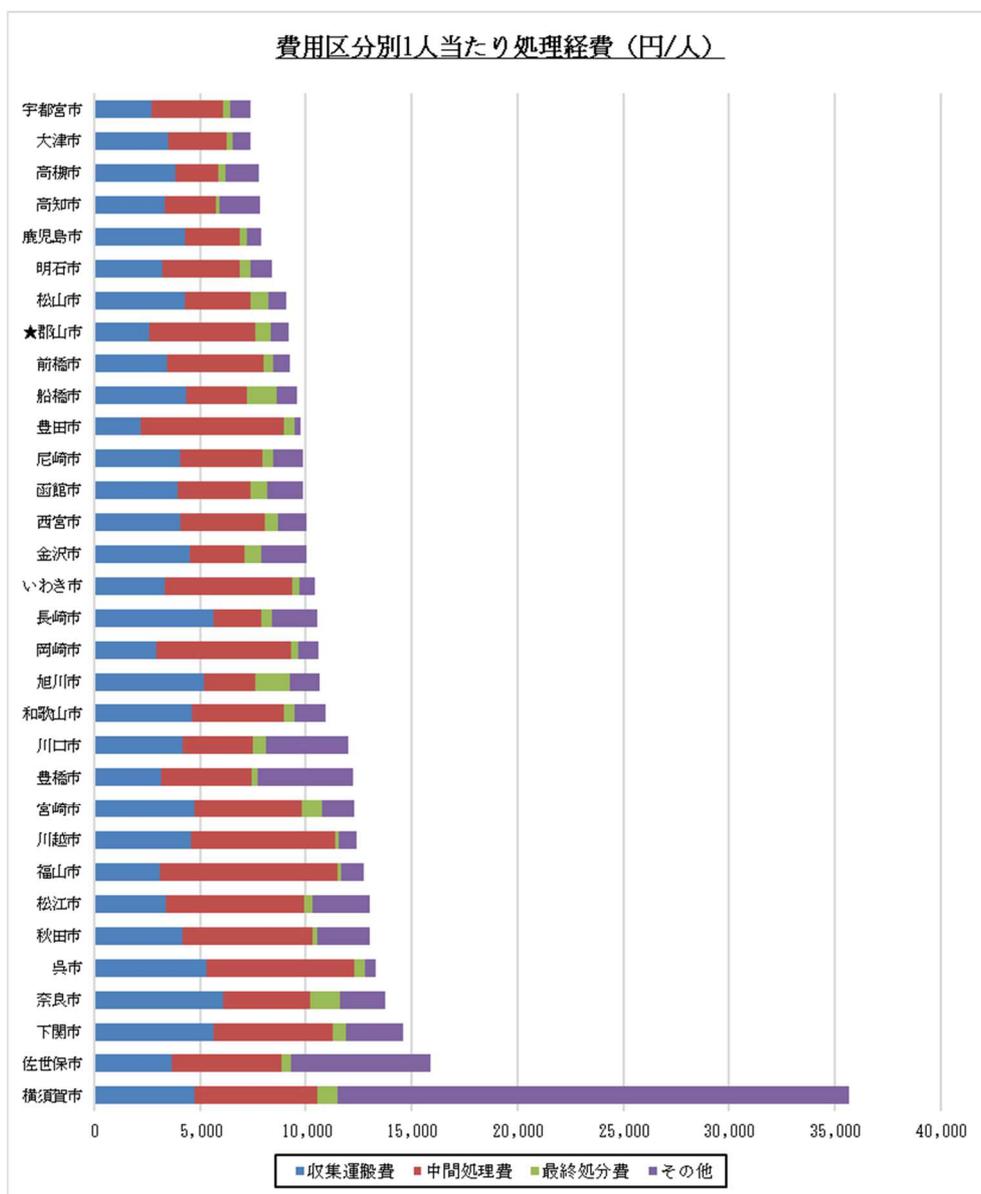
（出所：一般廃棄物処理事業実態調査（平成30年度；環境省）より作成）

1人当たり処理費用を費用区分別で見ると、本市は、収集運搬費は低い一方、中間処理費、最終処分費は高くなっている。

なお、比較対象とした中核市は、分担金のない市（31市）としている。

（単位：円）	収集運搬費	中間処理費	最終処分費	その他	計
郡山市	2,586	5,031	693	864	9,174
中核市平均	4,017	4,458	588	2,412	10,695
平均対比	64%	113%	118%	—	—

（出所：一般廃棄物処理事業実態調査（平成30年度；環境省）より試算）



（出所：一般廃棄物処理事業実態調査（平成 30 年度；環境省）より作成）

8 ごみ処理の問題点

当市におけるごみ処理の問題点について、後述する「一般廃棄物処理基本計画」において、以下のとおりとされている。

①ごみ処理システムの評価

類似市町村との比較では、「人口一人一日当たりごみ総排出量」、「廃棄物からの資源回収率」、「廃棄物の内最終処分される割合」について偏差値 50 を下回っている。排出形態別単位排出量は全ての項目で偏差値指数 50 を下回っており、ごみ排出量の減量に努めることが課題である。

②収集運搬の現況評価及び問題点

全面民間委託にて収集運搬を行っており、特に苦情は無く、今後大きな問題に繋がることはないと考える。

③中間処理の現況評価及び問題点

河内クリーンセンターは稼働開始より 33 年、富久山クリーンセンターは 21 年が経過しており、両センター内の焼却施設は 2017 年度までに基幹改良工事を実施している。両センター内の粗大ごみ処理施設について、適切な時期に更新計画もしくは長寿命化計画の検討を行う必要がある。なお、富久山クリーンセンター内のリサイクルプラザについては、稼働開始より 15 年程度であるものの、上記に併せて更新計画若しくは長寿命化計画の検討を行うこととする。

④最終処分の現況評価及び問題点

河内埋立処分場は 2023 年に埋立完了予定であることから、逼迫している状況にあるといえる。また、汚水処理施設については、第一処理施設が稼働開始より 33 年、第二処理施設が 21 年経過しており、適切な時期に更新計画もしくは長寿命化計画の検討を行う必要がある。

⑤再資源化・減量化対策の現況評価及び問題点

現在、再資源化率はやや減少傾向にあるため、今後、住民への啓発等、対策の充実が必要である。

⑥ごみ処理の問題点の総括

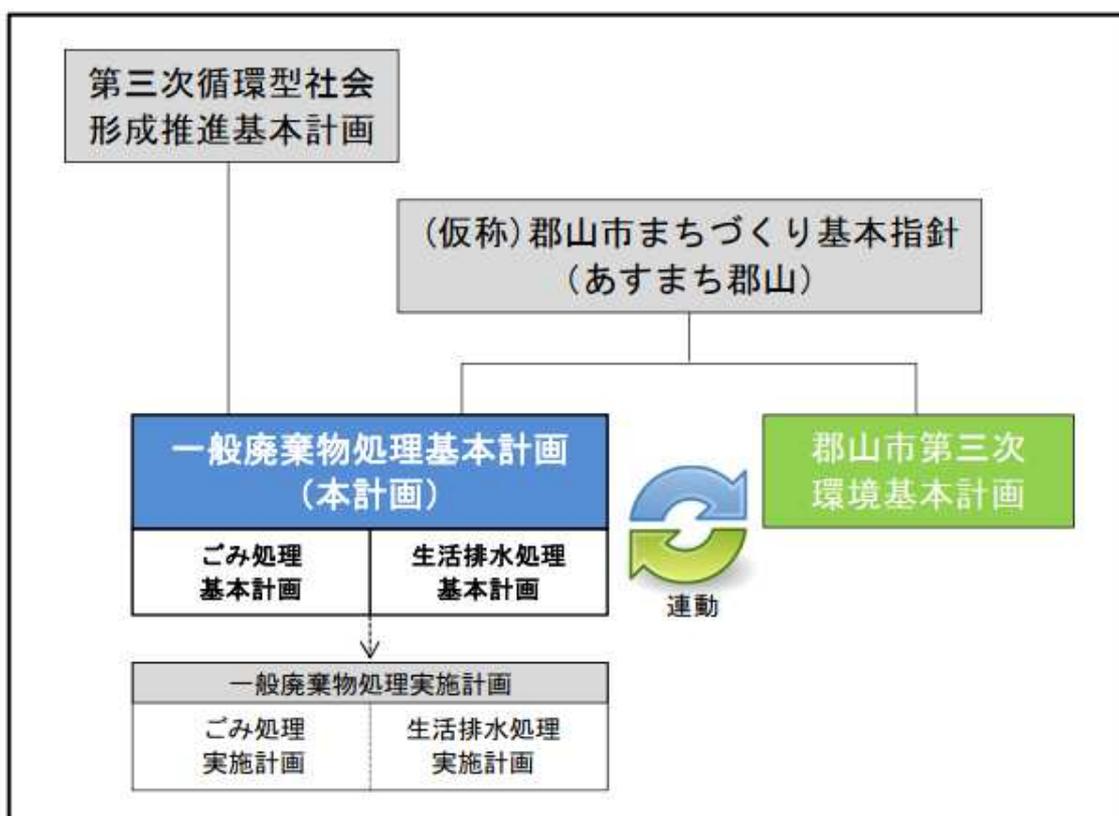
焼却及び粗大ごみ処理施設等の更新・長寿命化に関する検討や、再資源化・減量化対策の推進が必要である。

第3 郡山市の清掃事業に関する政策について

1 政策枠組

廃棄物処理法第6条第1項の規定により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされており、また、2016年9月に改定された「ごみ処理基本計画策定指針」（環境省・平成28年9月）において、一般廃棄物処理計画は、下図のとおり、「一般廃棄物処理基本計画」と、基本計画に基づき年度毎に定める「一般廃棄物処理実施計画」から構成されるものと示されている。

また、「ごみ処理基本計画策定指針」において、市町村で策定した「環境基本計画」等との整合性に配慮する必要があるとされている。



(出所：郡山市一般廃棄物処理基本計画（2018年4月）)

「一般廃棄物処理基本計画」は、長期的視点に立った市町村の一般廃棄物の基本方針となる計画で、10～15年の長期とし、概ね5年毎に改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うこととされている。

「一般廃棄物処理実施計画」は、基本計画に基づき、年度毎に、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画であるとされている。

2 郡山市第三次環境基本計画の概要

本市では、「郡山市環境基本条例」に基づき、環境基本計画を策定しており、計画期間を平成30年度から令和3年度までの4年間とする第三次環境基本計画における廃棄物処理に関わる事項の概要は以下のとおりとされている。

取り組みの柱	2. 資源が循環するまちづくり		
取り組みの項目 (市の取り組み)	2-1 資源の循環的利用		
	2-1-1 3Rの推進 (施策の展開)		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過剰包装等の対策 ○ ごみの分別の徹底 ○ リユース（再使用）の推進 ○ 再資源化（リサイクル）の推進 ○ 多様な回収ルートの把握 		
	2-2 廃棄物の適正処理		
目標値	2-2-1 廃棄物の減量化・資源化の推進 (施策の展開)		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理基本計画の推進 ○ ごみ減量化啓発事業（生ごみ処理容器無償貸与事業、教育施設生ごみ再利用処理機設置事業、ごみ処理費用の適正負担の検討） ○ PCB 廃棄物適正処理対策事業 ○ 産業廃棄物の適正処理 ○ 廃棄物処理施設等の整備 		
	2-2-2 廃棄物の不法投棄対策・環境美化の推進 (施策の展開)		
	環境指標	現況値	目標値
	1人1日当たりのごみ排出量	1,141g (2016年度)	1,036g (2021年度)
	再生利用率	10.3% (2016年度)	17.5g (2021年度)

本計画の進行管理と評価について、「郡山市環境審議会」へ毎年度施策の実施状況を報告し、「年次報告書」として公表している。平成30年度の廃棄物処理に関わる目標の達成状況及び施策の進捗状況は、以下のとおりである。

環境指標	当該年度における目標値	実績値	評価※	
1人1日当たりのごみの排出量	1,099g	1,123g	△	1人1日あたりのごみ排出量は、3Rの推進により減少傾向にありますが、2018（平成30）年度の計画目標値（1,099g）は達成できませんでした。今後は、更なる3Rの推進や分別の徹底、生活系ごみの適正負担等を検討し目標値達成に向けて取り組んでまいります。
再生利用率	13.2%	10.4%	△	ごみ排出量が減少したことにより、資源物の回収量も減少し、再生利用率も低下したことから、計画目標値（13.2%）を達成することはできませんでした。可燃ごみの中にリサイクル可能な資源物が相当混入していることから、今後も更なる分別の徹底を周知してまいります。

※評価の「△」は「このままでは、目標達成にはかなりの努力が必要」との評価である。

施策	進捗状況
2-1. 資源の循環的利用	
2-1-1. 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進	
(1) 過剰包装等の対策	事業者に対し、不要な個包装の廃止等の啓発を行いました。また、消費者に対しても、ウェブサイトや広報紙、印刷物等により個包装の商品を選ばないといった啓発を行いました。
(2) ごみの分別の徹底	2018（平成30）年度から可燃ごみ組成調査を再開し、可燃ごみへの資源物等の混入状況の実態把握を行いました。また、併せて、ごみの日カレンダー、小学4年生向け副読本「わたしたちとごみ」、広報紙、きらめき出前講座、環境浄化推進員研修会等において、ごみ分別徹底の啓発を行いました。 ・家庭系可燃ごみ組成調査：1回実施、資源物混入率34% ・事業系可燃ごみ組成調査：1回実施、資源物混入率54%
(3) リユース（再使用）の推進	リユースの推進を図るため、粗大ごみの中から使用状態がよく、修理等を要せず現状のまま再使用可能な家具を、希望する市民に無償で提供を行いました。 ・リユース家具展示会及び申込抽選会の実施回数：2回 ・リユースした家具の数：36点
(4) リサイクル（再資源化）の推進	再生利用可能な廃棄物の集団回収運動を実施した団体に対して報奨金を交付し、ごみ問題に対する市民意識の高揚と資源の有効利用を図りました。 ・対象品目（単価5円/kg（一律））：古紙、金属、繊維、びん、その他有価物 ・実施団体：441団体、報奨金：24,455,605円 ・回収量：4,891t（古紙4,611t、金属類156t、繊維7t、びん117t）
(5) 多様な回収ルート of 把握	ウェブサイト等により、ペットボトル、食品トレイ、段ボール、使用済小型家電等を対象とした民間事業者の店頭回収状況を調査しました。
2-2. 廃棄物の適正処理	
2-2-1. 廃棄物の減量化・資源化の推進	
(1) 廃棄物処理計画の推進	ごみの減量や一般廃棄物の適正な処理を基本方針とした「一般廃棄物処理基本計画」を総合的かつ計画的に推進しました。
(2) ごみの減量化啓発事業	一般家庭の生ごみ減量化を推進し、併せて再利用及び環境保全に対する意識の高揚を図るため、生ごみ処理容器（コンポスト容器、ボカシ密閉容器）を無償貸与し、ごみ減量化を推進しました。 ・コンポスト容器無償貸与数157個、ボカシ密閉容器無償貸与数75組
(3) PCB廃棄物適正処理対策事業	「PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により義務付けられたPCB使用製品及びその廃棄物の法定期間内処理実現のため、本市の市有施設で保管している高濃度PCB廃棄物の処理及び市内の電気工作物設置事業者を対象としたPCB廃棄物及び使用製品の有無のアンケート調査を実施しました。 ・市有施設内高濃度PCB廃棄物処理業務処分量：2,085kg ・市有施設内高濃度PCB廃棄物処理業務処分量目：蛍光灯安定器、PCB汚染物 ・市有施設内低濃度PCB廃棄物処理業務処分量：4,442kg ・市有施設内低濃度PCB廃棄物処理業務処分量目：高圧トランス、高圧コンデンサ、遮断器、整流器、PCB汚染物

施策		進捗状況
(4) 産業廃棄物の適正処理		<p>①排出事業者や処理業者に対する立入調査、適正処理の指導・啓発を行うと共に、不法投棄多発地区への不法投棄監視カメラの設置及び山間部を中心とした市内全域での監視パトロール等により、監視体制を強化し、不法投棄等の未然防止を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄件数38件、野外焼却件数16件、不適正処理件数24件 ・移動式監視カメラ設置台数18台（不法投棄多発地区に適時設置） ・休日、平日、昼夜間パトロール日数：332日 ・夜間、早朝重点地区パトロール日数：8日
		<p>②産業廃棄物の不法投棄等を未然に防止するため、主要道路に検問所を設置し、産業廃棄物運搬車両の運転手に対しマニユフェストの確認や適正処理の指導啓発を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田村町地内国道49号線（7月4日実施）：調査台数2台、啓発台数45台 ・熱海町地内国道49号線（10月17日実施）：調査台数5台、啓発台数52台
(5) 廃棄物処理施設等の整備		<p>一般廃棄物最終処分場である河内埋立処分場の第4期埋立地拡張について、埋立地の実施設計、また福島県条例に基づく環境影響評価に係る生活環境及び自然環境現地調査を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施設計及び環境影響評価等：2017（平成29）年度～2019（令和元）年度 ・埋立地造成等及び浸出水処理施設改修：2020（令和2）年度～2022（令和4）年度
2-2-2. 廃棄物の不法投棄対策・環境美化の推進		
(1) 廃棄物の不法投棄対策		<p>各種団体や地域住民と連携を図り、不法投棄多発地区などへの監視強化に努めました。</p>
(2) 市民ぐるみクリーンこおりやま運動		<p>美しいまち、美しい自然を保全し、快適な生活環境を築くとともに、ごみのポイ捨て防止と資源再利用の意識高揚を図るため、道路、公園、公共施設等の周辺に捨ててある空き缶、空きびん、紙くずなどの収集を市民が一丸となって実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回（6月3日（日））：収集量132.01t ・第2回（10月7日（日））：収集量102.69t

3 一般廃棄物処理基本計画（2018年4月策定）の概要

策定の趣旨	郡山市では2008年に策定した「ごみ処理基本計画」に基づき、総合的かつ計画的な廃棄物の減量や3Rの取組みを推進してきた。今後は、更なるごみの減量や資源有効利用の推進及び環境に優しいごみ処理体制の確立、循環型社会に向けた施策を推進するとともに、市民、事業者、行政が協働で適切な役割分担のもと環境への負荷を低減することに努め、環境の保全に向け循環型社会の実現に寄与できるよう、「一般廃棄物処理基本計画」の改定を行った。	
基本理念及び基本方針	基本理念	資源が循環するまちづくり
	基本方針	<p>● 資源の循環的利用</p> <p>将来にわたって持続的な社会を形成するため、ごみの3Rを基本として、市民・事業者等との協働により、ごみの減</p>

		量・資源化を推進する。	
		● 廃棄物の適正処理 ごみを適正に処理するための一連のシステムを安定かつ継続的に運用するため、施設の適正な維持・監理に努める。	
計画期間	2018 年度を計画初年度、2027 年度を目標年度とした 10 カ年計画		
基本目標		現状 (2016 年度)	目標 (2027 年度)
	一日当たりごみ排出量	1,141g	910g
	再生利用率	10.3%	26.0%
重点施策	1. 生活系可燃ごみの減量・資源化への取り組みの推進 (1) 生ごみの減量・資源化への対応 (2) 減量行動の推進 (3) 分別の徹底		
	2. 事業系可燃ごみの減量・資源化への取り組みの推進 (1) 環境に配慮した経営・環境マネジメントの推進 (2) 事業者による分別強化と優良な環境行動への支援 (3) 店頭回収、リサイクルへの協力		
	3. 環境型社会実現に向けての取り組みの展開 (1) 市民の意識高揚と減量行動の推進 (2) 事業系の意識啓発の推進 (3) 事業系ごみの減量化施策		
	4. 適切なおみ処理体制の充実 (1) 収集・処理体系の向上 (2) 3R 推進の向上 (3) 計画的な中間処理施設・最終処分場の運営 (4) 環境に配慮した運営管理体制の確立		
	5. 指導・監督体制の充実 (1) 不適正処理への指導・監視 (2) 不法投棄対策 (3) 野外焼却（野焼き）に対する啓発・監視 (4) 新技術の調査・検討		

(1) 一般廃棄物処理基本計画の進捗管理と評価について【意見】

一般廃棄物処理基本計画は廃棄物処理法により市町村が策定することが求められているが、廃棄物処理法において、計画の進捗管理については特段の規定は設けられていない。しかし、一般廃棄物処理基本計画は計画期間が 10 年間と長期の計画であり、その実行状況の進捗の管理を行うことは目標達成のために有効であると考えられる。

上記のとおり、「環境基本計画」においては、進捗管理が実施されているものの、「環境基本計画」における施策と一般廃棄物処理基本計画における施策は重複している部分はあるものの、同一ではなく、一般廃棄物処理基本計画の方がより多くの施策が掲げられている。

また、「環境基本計画」の進行管理と評価については、「郡山市環境審議会」に毎年度報告を行い、必要な意見や提言を受けることとされているが、「郡山市環境審議会」の審議委員と後述する「廃棄物減量等推進審議会」の審議委員は兼務されている者はおらず、「郡山市環境審議会」による「環境基本計画」の評価において、廃棄物処理に関する事項について有効な評価が行われているかは疑問である。

よって、「一般廃棄物処理基本計画」についての進捗管理と評価を毎年度行い、その結果を諮問機関である「廃棄物減量等推進審議会」に報告し、意見を聴取した上で、今後の施策に反映することが望まれる。

また、「一般廃棄物処理基本計画」の重点施策について、優先的事項が掲げられているものの、各施策を計画期間においていつ実施するのかのスケジュールや見込まれるコストの見積りは策定されていない。上記の進捗管理を有効に実施するために、重点施策の実施スケジュール等を策定することが望まれる。

4 郡山市分別収集計画（第8期）（平成28年6月策定）の概要

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第8条で、市町村は容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、3年ごとに5年を1期とする当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画を定めなければならないとされている。

<計画内容の抜粋>

基本的方向	(1) 容器包装廃棄物の3Rを基本とした地域社会づくり (2) 市民・事業者・行政が一体となった取組による環境負荷の低減 (3) 収集、運搬及び選別処理等に関する経済的かつ効率的な処理体制の確立	
計画期間	平成29年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。	
対象品目	容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、無色ガラス容器、茶色ガラス容器、その他のガラス容器、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。	
容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策	施策	具体的内容
	広報誌による啓発活動	市の広報誌やウェブサイト情報を積極的に掲載し、市民の意識高揚を図る。
	出前講座等に普及啓発活動	町内会や学校などの団体に対してごみ減量やリサイクルの普及啓発を図るため、出前講座等を実施してい

		るが、対象者に事業者を含めるなどして講座の充実を図る。
	教育啓発活動	市内の小学4年生を対象に、社会化授業の学習資料として、ごみ減量とリサイクルに関する冊子を作成し、配布する。
	資源回収推進報奨金交付制度	市が推進する資源物の回収に協力した団体に対して報奨金を交付し、集団資源回収の積極的な取組みを促進することにより、資源の有効活用及びごみ減量化を図る。
	リサイクル展示室の設置	リサイクル品の展示のほか、ビデオによる施設の説明、展示パネルによるリサイクルの流れなど、ごみ減量とリサイクルに関する情報を提供する。
	3R フェスティバルの実施	ごみ減量とリサイクルに対する市民の意識高揚を図るため、ポイ捨て等防止啓発キャンペーン、ごみ処理施設見学会、作文・ポスター・標語コンクール等を実施する。
	事業者に対するごみ減量とリサイクルの推進	事業系ごみの減量とリサイクルを推進するため、事業系ごみ減量啓発用パンフレットを作成する。

5 廃棄物減量等推進審議会について

本市では、一般廃棄物の減量等に関する基本的事項について調査や審議を行うために「廃棄物減量等推進審議会」を設置している。

令和元年度においては、令和元年5月に当審議会へ生活系（家庭）ごみ処理費用の適正負担（有料化）について諮問しており、審議会に提出された諮問書において、ごみ処理費用の適正負担（有料化）による効果と課題について以下の点があげられている。

効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ SDGs の推進 ・ 生活系ごみ排出量の削減 ・ 排出量に応じ手数料を徴収することによるごみ処理費用負担の公平性の確保 ・ 最終処分場の長寿命化 ・ 資源物の分別排出促進による再資源化の推進 ・ 3R の推進に向けた市民意識の向上 ・ 市民における排出者責任の明確化 ・ 事業者における環境負担を考慮した販売方法や製品開発の推進
----	---

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の金銭的負担の増加 ・ コンビニエンスストアなどへの不法投棄の増加 ・ レジ袋等による不適正排出の増加 ・ 指定袋やシールなどの在庫管理や手数料徴収事務による事務量の増加 ・ 指定袋やシール販売店における事務負担の増加
----	---

上記諮問を受けて、令和2年11月に審議会から提出された中間答申書における意見の概要は以下のとおりである。

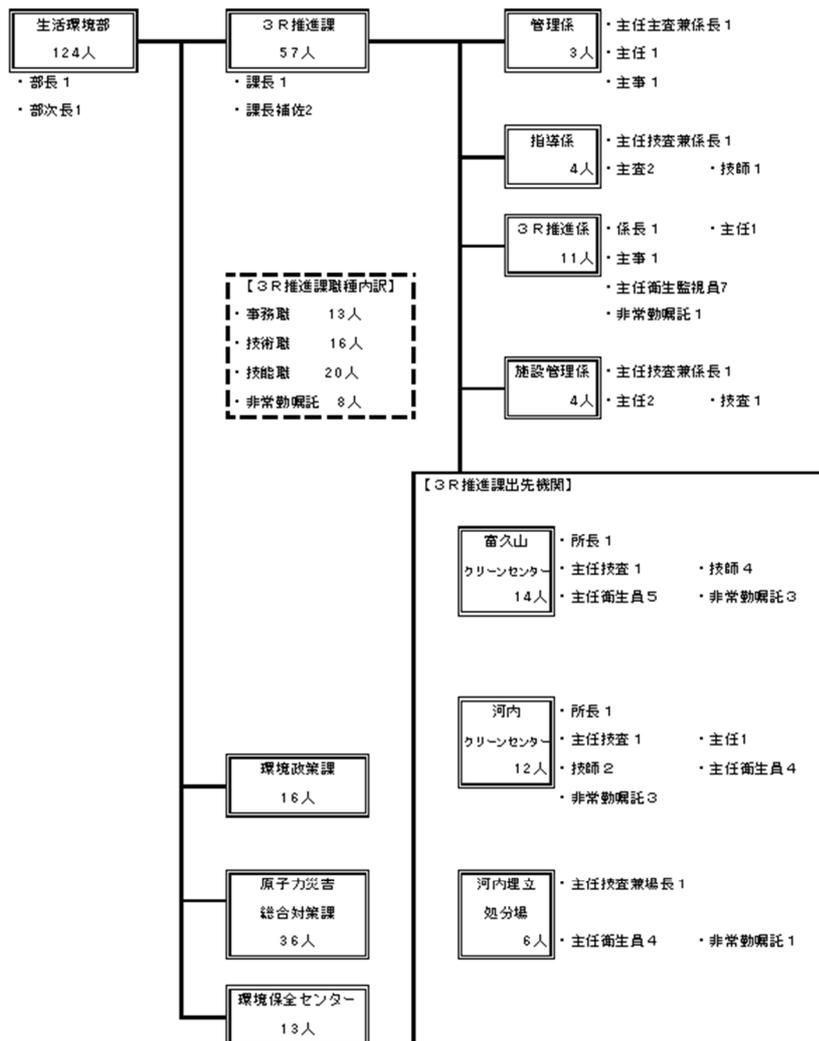
- 「郡山市一般廃棄物処理基本計画」におけるごみ排出量の目標を達成することは勿論、中核市の中においても模範的な循環型社会を構築するためには、更なる3Rの推進はもちろんのこと、ごみ処理費用負担の公平性の確保及び市民の意識改革などを主な目的として、生活系ごみ処理費用の適正負担の導入は必要であると考えられるが、ごみ処理費用全体の有料化の導入は、家計に新たな負担を恒常的に生じさせることから、市民生活に与える影響が大きく、理解が得られにくいと考えられる。
- しかしながら、生活系ごみのうち粗大ごみについては排出量が増加傾向にあること、市全体のごみ排出量に占める割合が僅少、かつ排出者が一部の市民に限られているという理由により、市民生活への影響が少なく、理解も得られやすいと考えられることから、粗大ごみの処理費用の有料化を早期に導入し、市民の意識改革を促すことが、ごみの減量には有効な手段であると考えられる。また、市民一人ひとりの意識が変わることによって、ごみの減量化が進むこととなれば、ごみ処理に要する経費が削減でき、ごみ処理施設の長寿命化が図られるだけでなく、他の環境政策等の様々な市民サービスに財源を充てることも考えられる。

第4 3R推進課の概要

1 組織機構

(令和元年4月1日現在、※臨時職員を除く)

3R推進課は、生活環境部の下に置かれ、3R推進課の下には、管理係、指導係、3R推進係、施設管理係の4係が置かれ、出先機関として、富久山クリーンセンター、河内クリーンセンター、河内埋立処分場が置かれている。



2 3R 推進課の事務分掌

1	廃棄物の処理計画に関すること。
2	廃棄物の収集、運搬及び処分に関すること。
3	不法投棄の防止に関すること。
4	廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に関すること。
5	一般廃棄物処理施設の建設及び補修工事に関すること。
6	クリーンセンター及び埋立処分場に関すること。
7	公衆便所に関すること。
8	廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の許認可等に関すること。
9	廃棄物処理業者の指導監督に関すること。
10	廃棄物排出事業者の指導監督に関すること。
11	廃棄物の不適正処理に関すること。
12	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)に基づく特定建設資材廃棄物の再資源化等(都市整備部開発建築指導課の所管に係るものを除く。)に関すること。
13	使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第 87 号)に関すること。

(出所：郡山市行政組織規則)

3 令和元年度の施策概要

令和元年度の 3R 推進課の施策の概要及び当初予算は以下のとおりである。

(1) 収集体制の向上及び 3R の推進

【分別収集推進事業関連】(事業費：953,301 千円)

家庭ごみの収集を委託している事業者と連携し、市民の利便性の確保に努めながら、収集体制の更なる向上を図る。ごみの減量・資源化の推進に向けた効率的な処理体系を保全し、市民サービスの向上につながる処理体系の整備を目指す。

①ごみ収集運搬事業(事業費：826,749 千円)

市内の集積所に排出された家庭ごみ(可燃・不燃ごみ、資源物)、粗大ごみ及びボランティア清掃等で集められた臨時ごみ等を収集運搬するための経費である。さらに、乾電池や蛍光灯等の水銀使用廃製品を再資源化するための運搬費用である。

②3R 推進事業関連(事業費：5,891 千円)

ごみの日カレンダーの配布、市ウェブサイトや広報誌へ情報を掲載することで、ごみの分別の徹底を図る。また、「ごみの減量とリサイクル」、「きれいなまちづくりと環境保全」に対する市民の意識啓発を図るため、3R フェスティバルを開催する。

【中間処理施設関連】(事業費：1,880,167 千円)

施設の適正な維持管理を行うとともに、ごみを焼却した熱を利用して発電を行い、ク

リーンセンター内での自家消費と余剰電力の売電を行うことで、効率的な運営を図る。

- ①富久山クリーンセンター（事業費：883,608 千円）
- ②河内クリーンセンター（事業費：638,096 千円）
- ③リサイクルプラザ長寿命化事業（事業費：11,165 千円）

経年劣化が進むリサイクル推進施設について、循環型社会形成推進交付金を活用して、長寿命化工事を実施することにより、施設の機能維持と安全性を確保する。令和元年度においては、精密機能診断、長寿命化総合計画作成、実施設計を行う。

【最終処分場関連】（事業費：129,135 千円）

長期的に安定したごみ処理を行うために、不燃ごみを破碎処理して減容化し、また埋立処分場を拡張することで、施設の長寿命化を図る。

- ①河内埋立処分場第4期埋立拡張事業（事業費：17,172 千円）

現在埋立中の第3期埋立地は令和5年で計画埋立容量に達する見込みであるため、循環型社会形成推進交付金を活用して、新たに第4期埋立地を拡張する。令和元年度においては、基本設計業務、実施設計業務、環境影響評価業務を行う。

- ②西田埋立処分場関連（事業費：7,774 千円）

昭和51年に供用を開始した西田埋立処分場は、廃棄物処理法に基づく廃止基準を満たすことが確認できたため、平成30年度をもって廃止し、令和元年度～令和2年度にかけて施設の解体を実施する。

(2) 生活環境の保全及び公衆衛生の向上の推進

【廃棄物の不法投棄対策関連】（事業費：12,653 千円）

廃棄物の不法投棄を未然に防止するため、「福島県産業廃棄物税交付金」を活用し、監視カメラや啓発看板を不法投棄多発地区に設置するとともに、民間委託による市内監視パトロールを実施し、監視体制の強化を図る。

- ①廃棄物の不法投棄・不適正処理の監視指導事業

- 市内監視パトロール委託費（8,280 千円）
- 監視カメラ等整備事業（449 千円）
- 「奥州安積の関」検問事業（171 千円）
- 管理事務（13,082 千円）

【PCB 廃棄物適正処理関連】（事業費：40 千円）

PCB 廃棄物の適正処理について、市内未処理業者へ周知・指導を行い、早期処理を促す。

- ①PCB 廃棄物適正処理対策事業

- 早期処理推奨事業費（40 千円）

4 令和元年度の予算、決算の状況

【節別】

(単位：千円)

款	項	目	節	予算額	決算額	不用額			
4.清掃費	2.清掃費	1.清掃費	1.報酬	3,240	2,924	316			
			2.給料	181,892	179,832	2,060			
			3.職員手当等	108,517	103,933	4,584			
			4.共済費	65,971	63,482	2,489			
			7.賃金	29,002	28,811	191			
			8.報償費	31,327	23,996	7,331			
			9.旅費	1,580	970	610			
			11.需用費	1,004,607	983,493	21,114			
			12.役務費	52,471	50,670	1,801			
			13.委託料	3,275,341	3,233,712	41,630			
			14.使用料及び賃借料	5,983	4,897	1,086			
			15.工事請負費	2,776	2,467	309			
			16.原材料費	1,419	790	629			
			18.備品購入費	1,333	808	525			
			19.負担金補助及び交付金	17,380	17,259	121			
			27.公課費	4,349	3,145	1,204			
			計	4,787,188	4,701,187	86,001			
					2.廃棄物対策費	1.報酬	171	-	171
						2.給料	14,877	14,876	1
						3.職員手当等	9,371	8,556	815
				4.共済費		5,124	4,810	314	
				8.報償費		123	-	123	
				9.旅費		569	305	264	
				11.需用費		1,024	758	267	
				12.役務費		287	225	62	
				13.委託料		10,411	9,319	1,092	
				14.使用料及び賃借料		13	-	13	
				18.備品購入費		3,702	3,216	486	
				19.負担金補助及び交付金		8,138	8,089	49	
				27.公課費	57	56	1		
				計	53,867	50,209	3,658		
				合計		4,841,055	4,751,396	89,659	

【細目・細々目別】

(単位：千円)

目	細目名/細々目名	予算額	決算額	不用額	
1.清掃費	1.職員給与費	369,383	360,535	8,848	
	50. 清掃課職員給与費	369,383	360,535	8,848	
	2.清掃管理費	12,947	10,776	2,171	
	1. ボイ捨て・犬のふん放置防止啓発推進事業費	4,506	4,492	14	
	52. 清掃管理費	8,441	6,284	2,157	
	3.公衆便所費	72,740	67,522	5,218	
	51. 公衆便所維持管理費	72,740	67,522	5,218	
	4.ごみ収集費	2,117,787	2,092,573	25,213	
	1. 3R推進事業費	6,016	4,150	1,866	
	51. 分別収集推進事業費	2,109,971	2,086,890	23,081	
	52. ごみ収集指導費	1,799	1,533	266	
	5.ごみの減量と資源再利用推進事業費	31,613	24,055	7,558	
	1. 生ごみ減量啓発事業費	876	637	239	
	51. ごみの減量と資源再利用推進事業費	30,737	23,418	7,319	
	6.富久山クリーンセンター費	888,843	878,992	9,850	
	1. 富久山クリーンセンター長寿命化事業費	7,263	7,262	1	
	51. 富久山クリーンセンター維持管理費	881,580	871,730	9,850	
	7.富久山クリーンセンター資源化選別施設費	71,454	67,083	4,370	
	1. 富久山クリーンセンター資源化選別施設長寿命化事業費	6,813	6,812	1	
	51. 富久山クリーンセンター資源化施設維持管理費	64,641	60,271	4,370	
	8.河内クリーンセンター費	640,779	638,372	2,408	
	51. 河内クリーンセンター維持管理費	638,003	635,905	2,098	
	52. 河内クリーンセンター改修費	2,776	2,467	309	
	9.西田埋立処分場費	7,422	5,799	1,623	
	51. 西田埋立処分場維持管理費	7,422	5,799	1,623	
	10.河内埋立処分場費	105,276	102,101	3,176	
	1. 河内埋立処分場第4期埋立地拡張事業費	16,906	16,905	1	
51. 河内埋立処分場維持管理費	88,370	85,195	3,175		
11.し尿処理総務費	230,778	230,778	-		
51. し尿処理総務費	230,778	230,778	-		
12.衛生処理センター費	238,167	222,600	15,567		
51. 衛生処理センター維持管理費	238,167	222,600	15,567		
	計	4,787,188	4,701,187	86,001	
2.廃棄物対策費	1.産業廃棄物対策費	53,650	50,209	3,441	
	1. 廃棄物の不法投棄・不適正処理の監視指導事業費	12,653	11,063	1,590	
	50. 廃棄物対策課職員給与費	29,372	28,243	1,129	
	51. 廃棄物対策課管理事務費	3,454	2,795	659	
	52. 産業廃棄物対策費	8,131	8,089	42	
	53. PCR廃棄物適正処理対策事業費	40	21	19	
	2.物品堆積対策費	217	-	217	
	51. 物品堆積対策費	217	-	217	
		計	53,867	50,209	3,658
		合計	4,841,055	4,751,396	89,659

第4部 ごみ収集運搬事業

第1 目的

本事業は、家庭ごみの収集を委託している事業者と連携し、市民の利便性の確保に努めながら、収集体制の向上を図ること、ごみの減量・資源化の推進に向けた効率的な処理体系を保全し、市民サービスの向上につながる処理体系の整備を目的としている。

市は、本事業及び「処理施設の適正な運営」、「施設の長寿命化」を合わせ、「収集体制の向上及び3Rの推進」という大きな目標を掲げている。

第2 事業内容

市内約5,800箇所(2020年4月時点)の集積所に排出された家庭ごみ(可燃・不燃ごみ、資源物)、粗大ごみ及びボランティア清掃等で集められた臨時ごみ等を収集運搬する事業である。また、乾電池や蛍光灯管等の水銀使用廃製品を再資源化するために運搬も行っている。

第3 ごみ収集運搬事業の歴史的経緯

郡山市のごみ収集の歴史は、昭和21年からごみ収集が始まる。始まりは荷車16台、作業員16名であった。当時の郡山市の人口が約6万4000人、世帯数は約1万3000世帯。

昭和27年、市は、ごみ収集用自動車を2台、自動車を2台購入。

昭和31年、直営のバキューム車、1台を購入。

昭和38年、市は、ごみ収集直営車を2台購入するとともに民間からも自動車を1台借り上げた。郡山市の当時の人口は、約22万人、世帯数は約5万世帯。

昭和48年、市の直営自動車10台をパッカー車とした。一方で、直営区域の一部を廃止し、収集運搬業務自体を外部委託とした。

平成10年、ごみ収集運搬が全面的に業者委託となった。事業者数は10を超え、各事業者との直接契約とした。

平成12年、ごみ収集運搬の委託を各事業者との直接契約から、各事業者を構成員とする組合(合計3組合)との契約に切り替えた。現在の契約にもつながる「協同組合郡山環境保全公社」「グンダスト事業協同組合」「郡山市エコ・サービス協業組合」の3組合である。平成16年には「グンダスト事業協同組合」から派生した「郡山ダストクリーン協業組合」が設立され、4組合体制となった。

平成22年、上記4組合と「災害時における災害ごみ収集運搬の協力に関する協定」を締結した。

第4 事業費の内訳

1 予算実績比較

(単位：千円)

細目／細々目	節	細節	予算額	決算額	不用額
004 ゴミ収集費	11 需用費	6 印刷製本費	105	97	8
	12 役務費	6 手数料	33,857	33,517	340
51 分別収集推進事業費	13 委託料	6 その他の委託	2,066,393	2,043,660	22,733
	14 使用料及び賃借料	4 その他	352	352	-
	19 負担金補助及び交付金	5 負担金(その他に対するもの)	9,264	9,264	-
	計			2,109,971	2,086,890

第5 収集運搬業務(災害関連以外)

1 各組合の収集運搬業務の区分

区分	協同組合郡山市 環境保全公社	郡山ダストクリ ーン協業組合	グンダスト事 業協同組合	郡山市エコ・サー ビス協業組合
可燃、不燃ごみ (水銀製品)	○			
びん、缶、紙、電 池	○	○		○
ペットボトル、プ ラスチック	○			
公共施設 (小型家電)		○		
犬猫死骸			○	
粗大ごみ	○		○	
臨時ごみ※	○		○	○

※ 臨時ごみは、町内会等が主体となり実施した公園清掃、河川清掃で発生したごみの運搬費用である。

2 各組合の契約額(令和元年度)

	協同組合郡山市 環境保全公社	郡山ダストクリ ーン協業組合	グンダスト事 業協同組合	郡山市エコ・サー ビス協業組合
可燃物・不燃物等	692,150 千円	14,505 千円	698 千円	14,170 千円
公共施設		39,843 千円		
粗大ごみ (単価契約(10kg単価))	16,456,946 円 (@285 円)		4,681 千円 (@280 円)	

	協同組合郡山市環境保全公社	郡山ダストクリーン協業組合	グンダスト事業協同組合	郡山市エコ・サービス協業組合
臨時ごみ (単価契約 (10kg 単価))	3,496,617 円 (@210 円)		3,137 千円 (@210 円)	22 千円 (@160 円)
臨時ごみ (特殊車両使用) (単価契約 (10kg 単価))			906 千円 (@390 円)	
実績合計	712,104 千円	54,348 千円	9,421 千円	14,192 千円
4 組合合計	790,065 千円			

3 各組合の構成員

協同組合郡山市環境保全公社 (13 社)	郡山ダストクリーン協業組合 (26 社)	グンダスト事業協同組合 (35 社)	郡山市エコ・サービス協業組合 (15 社)
(有)湖南清掃社	(株)堀川環境セキュリティ	(株)堀川環境セキュリティ	クボタ環境衛生(株)
(有)飯村清掃社	(株)上石産業	(株)上石産業	郡山清興(株)
(有)遠藤清掃社	(有)相楽産業	(有)相楽産業	(有)郡清産業
(有)県南清掃社	(有)前原産業	(有)前原産業	大同特殊開発(有)
(有)北部清掃社	(株)橋本産業	(株)橋本産業	中央清運(有)
(有)安積清掃社	東北クリーン運輸(株)	東北クリーン運輸(株)	(有)福島青興社
(有)大島清掃社	(有)柳沼産業	(有)柳沼産業	富久山清興(株)
(有)丸豊産業	(有)郡山衛生コンサルタント	(有)郡山衛生コンサルタント	(有)石川クリーン総業
(有)東部清掃社	(有)丸実産業	(有)丸実産業	(有)郡山三栄社
(有)東クリーン	(有)藤田商店	(有)藤田商店	(有)第一清掃社
(有)南部清掃	(有)野内産業	(有)野内産業	(有)青葉清興社
(有)田島クリーン	(有)せいかつクリーン産業	(有)せいかつクリーン産業	(有)高橋清掃社
(有)東陽清掃社	日本ユニオン(株)	日本ユニオン(株)	(有)上石清興
	(有)穴戸	(有)穴戸	(有)協同清掃社
	(株)郡資	(株)郡資	(有)大瀬清掃社
	(有)福島輸商産業	(有)福島輸商産業	
	(有)三井産業	(有)三井産業	
	(株)タイセークリーン	(株)タイセークリーン	
	(株)アクテック	(株)アクテック	
	(株)東京クリーン	(株)東京クリーン	
	(有)根本産業	(有)根本産業	
	(有)ワールドクリーン	(有)ワールドクリーン	
	福島容器(株)	福島容器(株)	

協同組合郡山市環境 保全公社（13社）	郡山ダストクリーン 協業組合（26社）	グンダスト事業協同 組合（35社）	郡山市エコ・サービ ス協業組合（15社）
	(株)ショーエイ (株)白川商店 (株)二瓶商店	(株)ショーエイ (株)白川商店 (株)二瓶商店 郡山ダストクリーン協業組合 協和産業(株) (有)滝本産業 (株)ミツワ (株)マシコリサイクルセンター (株)ひまわり (有)郡山産業廃棄物処理業 (株)東北装美 (株)協和エムザー	

4 平成31年度可燃・不燃ごみ、資源物A区域収集運搬業務委託契約

(1) 契約の概要

事業目的・ 内容	廃棄物の収集運搬業務 5750箇所	
契約内容	委託期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
	委託金額	年額 685,800,000円（税込） ※上記税込金額は消費税率8%にて算定されたものであり、消費税率の改定に伴い10%として変更契約が締結されている。
委託先	協同組合郡山市環境保全公社	
契約方式	<p>随意契約 (随意契約の理由)</p> <p>「一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び環境省の通知のとおり、業務委託する場合であっても、市町村がその処理責任を有する。上記委託業務は、郡山市の世帯数により11種類の収集曜日の区分を設け、4種13分別の分別収集を行い、市内全域約5750箇所のごみ集積所に排出される家庭系一般廃棄物の収集運搬を委託する業務である。</p> <p>環境保全公社は、「廃棄物の処理及び清掃に関する施行令」第4条で規定する委託の基準を充足し、かつ郡山市のごみ収集計画を完全に熟知し、市内すべてのごみ集積所を把握している事業者であり、また一般廃棄物処理計</p>	

<p>画（郡山市ごみ処理基本計画）に基づき、市内すべての一般家庭から分別して排出される、可燃・不燃ごみ、資源物を完全に収集運搬するに必要な専用の収集運搬車両台数と人員を保有する唯一の事業者である。</p> <p>さらには、組合員相互の連携協力により、ごみ量の変化に即座に対応できるなど、各地域の市民サービスを低下させることなく、分別して排出される可燃・不燃ごみ、資源物を種別ごとに、収集できるのは公社しかなく、競争入札に適さないと判断できるため、随意契約により実施したい。」</p>					
<table border="1"> <tr> <td>予定価格（税込）</td> <td>686,520,360 円</td> </tr> <tr> <td>落札率</td> <td>99.89%</td> </tr> </table>	予定価格（税込）	686,520,360 円	落札率	99.89%	
予定価格（税込）	686,520,360 円				
落札率	99.89%				

(2) 監査手続の結果

① 契約手続の妥当性について問題となる点は認められなかったものの、以下の点について検討すべきである。

1) 随意契約について【意見】

市としては「市町村の廃棄物処理責任は極めて重いもの」との前提のもと、一般競争入札の導入になじまない理由として、以下のような裁判所の見解が示されたことを挙げている（平成 26 年 10 月 8 日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）。

それによると最高裁の判例（最高裁平成 26 年 1 月 26 日）から「廃棄物処理法においては、一般廃棄物処理業は専ら自由競争にゆだねられるべき性格の事業とは位置づけられていないもの」とのことを示し「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる」としている。

一般廃棄物処理業者の運営の安定は、ごみの収集運搬を通して住民の生活の質に直結するため、市町村は、一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されることが重要であり、一般廃棄物処理業は専ら自由競争にゆだね、不安定にするべき事業ではないとのことである。

確かに、原則としては、一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されることは極めて重要である。

しかしながら、経済的側面での効果性・効率性も度外視するべきでない。上記判例は市町村長が一般廃棄物処理計画を踏まえた既存業者への事業の影響等を適切に考慮せずに一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分を行った場合であり、競争入札を完全に排除したものではなく、一般廃棄物処理計画と整合性をとっていれば選択は可能と解される。現に複数の市町村で競争入札は実施されている。

環境保全公社は13の事業者で構成され、郡山区域をそれぞれ担当し、環境保全公社内の構成員による区分分けがされていることがうかがえる。

環境保全公社1者との随意契約よりも、郡山全域の収集地域をブロック制にし、市内中心部と周辺部で異なる事業者が収集運搬を行うことができれば、それぞれの地域特性に応じたサービスの提供や業務の効率化が可能になるのではないだろうか。また、将来的に、数者による競争入札になれば、環境保全公社及び他の組合間で価格競争が可能になる。

さらに、下記12その他(2)でも述べるが、高齢者住宅に対する戸別収集を行うとなれば、回収箇所が増大し、委託先の業務工数の増加から、新規参入業者も必要となろう。例えば、郡山市内をブロック化して、委託業者の新規参入を促せば、長期的な視点に立った継続的かつ安定的な事業運営につながることに加え経済性も追求することになると考えられ、今後検討頂きたい。

2) 三者間契約について【意見】

市と環境保全公社との業務委託契約書には、再委託の禁止が定められている(契約書第14条)。その内容は、「受注者(環境保全公社)は、いかなる理由によっても第三者に対して委託業務の全部もしくは一部を委託し、又は請負わせてはならない」というものである。

しかし、環境保全公社の決算報告書をみると事業委託費として費用計上しているので、業務を公社の構成員に委託しているようである。この点、市は環境省の「解釈通知」(平成17年5月16日)に基づき、事業協同組合が市町村との間で一般廃棄物の処理に係る契約を締結し、事業協同組合に所属する組合員に業務処理を割り振って当該組合員が処理業務を実施する場合は、当該組合員が実質的な「受託者」として「再委託」には該当しないと解釈している。そのため、「再委託禁止」の契約条項違反ではない。

ただし、同解釈通知は、「一般廃棄物の処理に係る委託関係を明確にする点から、委託者である市町村、事業協同組合及び実際に業務を実施する組合員が、各々の役割及び責任を明確にした上で三者間契約を締結することが望ましい」ともあり、事業協同組合内での業務の割り振りを契約書等に残すことが求められる。この点について、現状、市は、各組合員の業務の割り振りは報告を受け把握しているが、「三者間契約」を締結するには至っていない。組合設立は組合員である各中小企業との契約を行い易くすることが趣旨であり、実際業務を遂行するのは各組合員であることから、「三者間契約」の締結を検討するべきである。

なお、その際、各事業者の決算書の入手も検討していただきたい。決算書からその財政状態及び経営成績の検討をすることにより、受託業務を実施する能力があるかどうか及び、契約が随意契約により行われているため、受託業者に適正な利潤が

発生しているかなどを決算書から判断することができる。

- ② 契約金額の妥当性については、設計書を閲覧し、積算により金額が見積もられており、当該設計金額を考慮したうえで予定価格が定められていた。契約金額は妥当なものと判断した。
- ③ 履行確認・検査の妥当性については、業務完成届が提出され、それを受けて検査書が作成されており、履行確認・検査は適切に実施されているものと判断した。

5 平成 31 年度資源物 B 区域収集運搬業務委託契約

(1) 契約の概要

事業目的・内容	びん、缶、新聞雑誌等廃棄物の収集運搬業務	
契約内容	委託期間	平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
	委託金額	年額 14,372,160 円 (税込) ※上記税込金額は消費税率 8%にて算定されたものであり、消費税率の改定に伴い 10%として変更契約が締結されている。
委託先	郡山ダストクリーン協業組合	
契約方式	<p>随意契約</p> <p>(随意契約の理由)</p> <p>「一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び環境省の通知のとおり、業務委託する場合であっても、市町村がその処理責任を有する。本委託業務は、一般廃棄物処理計画(郡山市ごみ基本計画)に基づき市内の一般家庭から分別して排出される一般廃棄物のうち、資源物(びん、ガス・スプレー缶、缶、紙)の収集運搬を委託する業務で、平成 12 年度の容器包装リサイクル法の完全施行に伴い細分化した資源物の収集を完全に行うために、郡山市の分別収集計画により、従来のごみ専用収集運搬車両台数が増車になり、上記協業組合により順調に業務が執行されている。上記協業組合は、本委託業務に必要なごみ専用収集運搬車両を保有し「廃棄物の処理及び清掃に関する施行令」第 4 条で規定する委託の基準を充足し、さらに区域すべてのごみ集積所(約 250 箇所)を把握しており、市民サービスを低下させることなく、分別して排出された資源物を収集できる事業者であり、また委託業務実績においても良好で確実な成果を得られていることから、随意契約により実施したい。以上のような主張である。</p>	

	予定価格（税込）	14,468,760 円
	落札率	99.33%

(2) 監査手続の結果

① 契約手続の妥当性について問題となる点は認められなかったものの、以下の点について検討すべきである。

1) 随意契約について【意見】

随意契約の理由として、①必要なごみ専用収集運搬車両を保有し、②区域すべてのごみ集積所（約 250 箇所）を把握しており、③委託業務実績においても良好で確実な成果を得られていることを挙げているが、当組合以外のごみ運搬業者でもごみ専用収集運搬車両は保有していること、区域すべてのごみ集積所を把握することはさほど難しい問題ではなく、随意契約の理由としては弱いといえる。また、市は上記 4 「平成 31 年度可燃・不燃ごみ、資源物 A 区域収集運搬業務委託契約」と同様に「市町村の廃棄物処理責任は極めて重いもの」との前提のもと、一般競争入札の導入になじまない理由として、以下のような裁判所の見解が示されたことを挙げている（平成 26 年 10 月 8 日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）。

上記 4 でも述べたが、経済的側面での効果性・効率性も度外視するべきでない。上記判例は競争入札を完全に排除したものではなく、一般廃棄物処理計画と整合性をとっていれば選択は可能と解される。現に複数の市町村で競争入札は実施されている。

現在郡山市では、資源物 A 区域、資源物 B 区域、資源物 C 区域に区分し「びん、缶、新聞雑誌等廃棄物の収集運搬業務」を別々に随意契約としている。A 区域は協同組合郡山市環境保全公社（13 社）が、B 区域は郡山ダストクリーン協業組合（26 社）が、C 区域では郡山市エコ・サービス協業組合（15 社）が受託していることから、両地区ともに競争入札とすることは可能であろう。原則は競争入札であり可能な限り検討すべきである。

② 契約金額の妥当性については、設計書を閲覧し、積算により金額が見積もられており、当該設計金額を考慮したうえで予定価格が定められていた。契約金額は妥当なものとして判断した。

③ 履行確認・検査の妥当性については、業務完成届が提出され、それを受けて検査書が作成されており、履行確認・検査は適切に実施されているものと判断した。

6 平成 31 年度資源物 C 区域収集運搬業務委託契約

(1) 契約の概要

事業目的・内容	びん、缶、新聞雑誌等廃棄物の収集運搬業務	
契約内容	委託期間	平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
	委託金額	年額 14,040,000 円 (税込) ※上記税込金額は消費税率 8%にて算定されたものであり、消費税率の改定に伴い 10%として変更契約が締結されている。
委託先	郡山市エコ・サービス協業組合	
契約方式	随意契約 (随意契約の理由) 「一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び環境省の通知のとおり、業務委託する場合であっても、市町村がその処理責任を有する。本委託業務は、一般廃棄物処理計画(郡山市ごみ基本計画)に基づき市内の一般家庭から分別して排出される一般廃棄物のうち、資源物(びん、ガス・スプレー缶、缶、紙)の収集運搬を委託する業務で、平成 12 年度の容器包装リサイクル法の完全施行に伴い細分化した資源物の収集を完全に行うために、郡山市の分別収集計画により、従来のごみ専用収集運搬車両台数が増車になり、上記協業組合により順調に業務が執行されている。上記協業組合は、本委託業務に必要なごみ専用収集運搬車両を保有し「廃棄物の処理及び清掃に関する施行令」第 4 条で規定する委託の基準を充足し、さらに区域すべてのごみ集積所を把握しており、市民サービスを低下させることなく、分別して排出された資源物を収集できる事業者であり、また委託業務実績においても良好で確実な成果を得られていることから、随意契約により実施したい。以上のような主張である。	
	予定価格(税込)	14,040,000 円
	落札率	99.67%

(2) 監査手続の結果

- ① 契約手続の妥当性については、問題となる点は認められなかったものの、上記「5 平成 31 年度資源物 B 区域収集運搬業務委託契約」と同様、以下の点について検討すべきである。

1) 随意契約について【意見】

随意契約の理由として、①必要なごみ専用収集運搬車両を保有②区域すべてのごみ集積所(約 250 箇所)を把握③委託業務実績においても良好で確実な成果を得ら

れている、を挙げているが、当組合以外のごみ運搬業者でもごみ専用収集運搬車両は保有できこと、区域すべてのごみ集積所を把握することはさほど難しい問題ではなく、随意契約の理由としては弱いといえる。また、市は上記4「平成31年度可燃・不燃ごみ、資源物A区域収集運搬業務委託契約」で記載の契約と同様に「市町村の廃棄物処理責任は極めて重いもの」との前提のもと、一般競争入札の導入になじまない理由として、以下のような裁判所の見解が示されたことを挙げている（平成26年10月8日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）。

上記4でも述べたが、経済的側面での効果性・効率性も度外視すべきでない。上記判例は競争入札を完全に排除したものではなく、一般廃棄物処理計画と整合性をとっていれば選択は可能と解される。現に複数の市町村で競争入札は実施されている。

現在郡山市では、資源物A区域、資源物B区域、資源物C区域に区分し「びん、缶、新聞雑誌等廃棄物の収集運搬業務」を別々に随意契約としている。A区域は協同組合郡山市環境保全公社（13社）が、B区域は郡山ダストクリーン協業組合（26社）が、C区域では郡山市エコ・サービス協業組合（15社）が受託している。そうであるならば、両地区ともに競争入札とすることは可能であろう。原則は競争入札であり可能な限り検討すべきである。

- ② 契約金額の妥当性については、設計書を閲覧し、積算により金額が見積もられており、当該設計金額を考慮したうえで予定価格が定められていた。契約金額は妥当なものとして判断した。
- ③ 履行確認・検査の妥当性については、業務完成届が提出され、それを受けて検査書が作成されており、履行確認・検査は適切に実施されているものとして判断した。

7 平成31年度公共施設廃棄物収集運搬業務委託契約

(1) 契約の概要

事業目的・内容	公共施設の廃棄物の収集運搬業務	
契約内容	委託期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
	委託金額	年額 39,477,121円（税込） ※上記税込金額は消費税率8%にて算定されたものであり、消費税率の改定に伴い10%として変更契約が締結されている。
委託先	郡山ダストクリーン協業組合	

契約方式	随意契約 (随意契約の理由) 「本委託業務は、市のすべての公共施設から排出される廃棄物(燃やしてよいごみ・燃えないごみ、資源物、使用済み小型電子機器等)の収集運搬を委託する業務であり、(略)廃棄物の運搬、処理にあたっては(略)廃棄物運搬の許可を有する業者でなくてはならない。 また、市の公共施設は市内全域に点在し広範囲であり、収集する廃棄物が燃やしてよいごみ、燃えないごみ、資源物をそれぞれ計画的に巡回収集する必要があるため、十分な専用収集運搬車両台数及び人員が求められる。郡山ダストクリーン協業組合は、廃棄物収集運搬業の許可を有する組合員から組織され、市のすべての公共施設から排出される廃棄物を収集運搬するに足りる専用収集運搬車両と人員を保有している。	
	予定価格(税込)	39,839,040 円
	落札率	99.09%

(2) 監査手続の結果

① 契約手続の妥当性については、以下の問題がある。

1) 随意契約の妥当性について【意見】

郡山ダストクリーン協業組合との随意契約である。十分な専用収集運搬車両と人員の確保を随意契約の理由としているが、郡山ダストクリーン協業組合のトラック3台ほどで業務を行っているようであり、他の組合や事業系ごみの運搬収集を行っている事業者も実施可能と思われる。公共施設とは、市立小中学校や郡山の行政センター等であり、これらから排出されるごみは、事業系一般廃棄物に位置付けられる。スーパー等の小売事業者のように市内全域に事業所を有する一般事業者は多数存在し、そのような一般事業者に対して分別・計画的な巡回回収を実施している一般廃棄物収集運搬許可業者は他にも存在することから、他に対応可能な収集運搬業者がいる限り随意契約とすべきではないと考えられる。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき)には該当しない可能性がある。さらに、多数の新規参入を促し競争原理が働くことからも、市内全域一括契約ではなく、ブロック制もしくは施設毎等にすることも検討する余地はある。

② 契約金額の妥当性については、設計書を閲覧し、積算により金額が見積もられており、当該設計金額を考慮したうえで予定価格が定められていた。契約金額は妥当なものと判断した。

- ③ 履行確認・検査の妥当性については、業務完成届が提出され、それを受けて検査書が作成されており、履行確認・検査は適切に実施されているものと判断した。

8 平成 31 年度粗大ごみ収集運搬委託契約

(1) 契約の概要

事業目的・内容	粗大ごみの収集運搬 受託者 1 には「第 1 月曜日を含む週以外の収集依頼受付分」 受託者 2 には「第 1 月曜日を含む週の収集依頼受付分」	
契約内容	委託期間	平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
	委託金額	受注者 1 とは 10 キログラムあたり 307.8 円 (税込み) 受注者 2 とは 10 キログラムあたり 302.4 円 (税込み) 2 者合計で、総額約 2,100 万円を支払っている。 なお、上記金額で契約後に、消費税率の引き上げを理由として消費税分を増額している。
委託先	受託者 1 : 環境保全公社 受託者 2 : グンダスト事業協同組合	
契約方式	随意契約 (随意契約の理由) 「本業務は、郡山市内全域から排出される粗大ごみの収集運搬業務であり、粗大ごみは、品目別に重量、容量が異なり、年間約 18,000 件の戸別収集となっていることから多量の運搬車両と機動性が必要となる。収集運搬に当たっては、(略) 地域家庭ごみの収集運搬委託業者の協同組合郡山市環境保全公社と、収集運搬許可業者 35 組員で組織するグンダスト事業協同組合の二組合であり、この二組合と委託することで、市民サービスの低下を招くことなく粗大ごみの収集運搬が可能となることから、上記二組合と随意契約により実施したい」	
	予定価格 (税込)	312.2 円
	受託者 1 落札率	98.61%
	受託者 2 落札率	96.88%

(2) 監査手続の結果

- ① 契約手続の妥当性については、問題となる点は認められなかったものの、以下の点について検討することが望まれる。

1) 随意契約について【意見】

環境保全公社及びグンダスト事業協同組合との随意契約である。委託業務内容は、粗大ごみの収集運搬であるが、環境保全公社には「第 1 月曜日を含む週以外の収集依頼受付分」を割り当て、グンダスト事業協同組合「第 1 月曜日を含む週の収集依

頼受付分」を割り当てている。そもそも、両組合は同様の業務を行っているのだから、週次で委託業務を分割するのではなく、ブロック制にして競争入札にすることも可能である。

- ② 契約金額の妥当性については、設計書を閲覧し、積算により金額が見積もられており、当該設計金額を考慮したうえで予定価格が定められていた。契約金額は妥当なものと判断した。
- ③ 履行確認・検査の妥当性については、業務完成届が提出され、それを受けて検査書が作成されており、履行確認・検査は適切に実施されているものと判断した。

9 平成 31 年度犬猫等死骸収集運搬業務委託契約

(1) 契約の概要

事業目的・内容	(土日祝日の) 犬猫等死骸収集運搬業務	
契約内容	委託期間	平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
	委託金額	年額 691,200 円 (税込) ※上記税込金額は消費税率 8% にて算定されたものであり、消費税率の改定に伴い 10% として変更契約が締結されている。
委託先	グンダスト事業協同組合	
契約方式	随意契約 (随意契約の理由) 「本業務は、郡山市内全域において発生する犬、猫その他動物の死骸の収集運搬業務である。この犬猫等死骸のほとんどは野良犬や野良猫等であり、公衆衛生上迅速に収集する必要がある。平日の業務時間内は生活環境部清掃課で対応できるが、土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始における犬猫等死骸の収集は清掃課では対応できないことから、市内全域を網羅し、適正な収集運搬処理処分ができ、迅速な機動力を有し、廃棄物処理法施行令第 4 条の一般廃棄物の収集、運搬等の委託の基準をみたす唯一の組合で、一般廃棄物の収集運搬の許可を有し、35 組合員で組織するグンダスト事業協同組合と随意契約により実施したい。」	
	予定価格 (税込)	777,600 円
	落札率	88.88%

(2) 監査手続の結果

① 契約手続の妥当性について問題となる点は認められなかったものの、以下の点について検討すべきである。

1) 随意契約について【意見】

業務である「(土日祝日の) 犬猫等死骸の収集運搬業務」は特殊性があるとは考えられず、また、上記随意契約の理由の中で「基準を満たす唯一の組合」とあるが、他の組合では行えないのか、そもそも組合である必要があるのか疑問が残る。原則は競争入札であり、可能な限り競争入札の採用を検討すべきである。

② 契約金額の妥当性については、設計書を閲覧し、積算により金額が見積もられており、当該設計金額を考慮したうえで予定価格が定められていた。契約金額は妥当なものと判断した。

③ 履行確認・検査の妥当性については、業務完成届が提出され、それを受けて検査書が作成されており、履行確認・検査は適切に実施されているものと判断した。

10 業務委託契約書分析

(1) 本項では、市が委託している収集運搬事業の1つである環境保全公社との契約書を閲覧した結果を報告する(各家庭ごみ収集運搬等委託契約書の内容はほぼ同じであった)。

(2) 上記「1 各組合の収集運搬業務の区分」のとおり、郡山市は「可燃・不燃ごみ(水銀製品)、粗大ごみ、臨時ごみ」の収集運搬を環境保全公社に委託している。郡山市と環境保全公社との間で契約書(以下、「契約書」という。)を取り交わしている。

環境保全公社は、原契約書及びそれに付随する「可燃ごみ・不燃ごみ、資源物A区域収集運搬業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)に基づいて委託業務を実施する。収集場所や日時は、契約書第1条別表「可燃ごみ・不燃ごみ資源物A区域収集区域」で詳細に取り決められている。

また、契約書第3条には、「受注者は、委託業務を実施するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例、その他関係法令及び別紙仕様書を遵守するものとする」とあり、環境保全公社が法令等に従った業務を行うべきであることを包括的に規定している。

(3) 法令等を遵守する点につき仕様書ではやや具体的に定めている。以下、一部を抜粋する。

仕様書第 3 項「収集車両」

「可燃・不燃ごみの収集車両は、有蓋の圧縮式ごみ収集車とし、収集車両には事業所名及び発注者の指示する表示をするとともに、常に清潔保持に努め、スコップ、箒等の清掃用具及び消火器を常備すること」

同第 4 項「完全収集」

「ごみ集積所の廃棄物は完全に収集し、散乱物は極力収集に努めること。資源物については、種別ごとに分別収集し、びんの蓋等異物は除去し分別に努めること。

特に、廃棄物の中にスプレー缶やガスカートリッジ、ガスボンベが混入していないか確認し、穴の開いていないスプレー缶やガスカートリッジ、ガスボンベがあったときは、収集不燃ごみ貯留ピットに投入せず、クリーンセンター職員に渡すこと。なお、収集上支障があると思われるごみ集積所は、発注者に連絡してその指示に従うこと。」

同第 6 項「交通への配慮」

「業務遂行中は、周辺の人や車の安全を妨げることをないように十分に配慮するとともに、極力交通に支障を来すことの無いよう努め、交通法令等を遵守し、交通安全に努めること」

同第 10 項「乗務定員」

「収集車には原則として、運転士の外 1 人以上の作業員を乗車させること。乗車できない場合は、発注者に連絡してその指示に従うこと。」

同第 11 項「調査等」

「発注者は、受注者の業務の実施状況について、随時に調査若しくは必要な報告を求め、又は業務に関して必要な指示を与えることができる。」

同第 12 項「収集態度」

①受注者は、本業務の公共性を認識し、常に市の業務を請け負っていることを念頭におき、作業に際しては、服装、言葉遣い、態度等において市民の信頼を損なわないようにし、市民に不快の念を与えないよう努めなければならない。

②事業従事者の勤務態度、業務履行状況が不良であると認められる場合は、発注者が業務従事者の変更を受注者に求めることができるものとする。

同第 19 項「研修等」

①受注者は、本業務の開始日から直ちに適切な業務が履行できるよう、事前に業務従事者に対して十分な研修等を行わなければならない。

②本業務を適正に行うため、また、交通事故や労働災害等を防止するため、業務従事者に対し（略）十分な研修等を行った上、本業務に従事させること。また、本業務開始後も、この研修を定期的に行うよう努めなければならない。

以上のようなことが、仕様書に定められている。市の管理監督権限の根拠・指標になる。市の受託者に対する管理監督について監査人からの意見は、下記(7)結果①参照。

(4) 業務完成届とその検査について

原契約書第6条(業務完成届)によると、環境保全公社は、当該月の業務委託の完了を確認し、遅滞なく市に当該月の業務完成届を提出することになっている。また、市は、業務完成届を受理したときは、その日から起算して「10日以内に委託業務の成果について検査を行う」ことになっている。仮に、環境保全公社の業務の成果が前項の検査に合格しなかったときには、環境保全公社は市の指示に従い直ちに補正しなければならない。

また、環境保全公社は、市に対して、業務完成届の別紙として、収集業務報告書を提出しなければならない(仕様書第18項)。収集業務報告書には、業務日別の「業務開始時間」「終了時間」「稼働時間」「稼働台数」「回収量」「運行距離」等が記載されている。

市では、業務完成届と収集業務報告書が届いたら、それらを閲覧し、不適切な内容や形式上の不備の有無を確認したうえで、検査書を作成・保管している。

以上が月次で行われている検証サイクルである。

また、市は、随時、市職員自身が乗用車で収集運搬車を追跡し業務が適切に行われているか監視することがある。

(5) 損害賠償責任

原契約書第11条(損害賠償責任)によると、「環境保全公社が委託業務の実施中、故意又は過失により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、環境保全公社は、一切の責任を負うものとする」とある。この文言からは、環境保全公社が収集運搬中に交通事故等をおこし、住民等に怪我を負わせた場合、その責任は環境保全公社のみが負い、市は一切の責任を負わないように読める。

この点につき、監査人の意見として、下記(7)結果②参照。

(6) 従業員名簿及び収集車報告書の提出

環境保全公社は、契約締結時に、従業員名簿届出書及び収集車報告書を添えて、市に提出しなければならない。従業員や収集車に異動が生じた場合はその変更をとどけなければならない。

このような書面を求める趣旨は、市が、収集・運搬に従事する人員や収集車を正確に把握し、届け出外の車両が収集運搬を行うことを防止することである。

なお、届出における従業員は正社員に限らないが、実際の届出のほとんどの人員は

正社員であるとのことである。

この点につき、監査人の意見として下記(7)結果④参照。

(7) 結果

①市の各組合に対する「調査」について【指摘】

上記(3)にあるように仕様書第11項「調査等」には「発注者(郡山市)は、受注者の業務の実施状況について、随時に調査若しくは必要な報告を求め、又は業務に関して必要な指示を与えることができる」とある。

市は、この条項に基づき、調査する権限を有している。具体的には、定期的にごみ収集車の収集作業を確認しごみ集積所の状況を確認したり、市民から意見や苦情が入った場合は、衛生監視員が即時・適切に対応したりしている。監視状況については「衛生監視員」が簡単な記載ではあるが日報に残している。

一方で、市は、仕様書第11項「調査等」の権限に基づき、問題のあった事業者に対して立ち入り調査をすることもできる。ただし、近年は特段問題も生じていないため、「立ち入り調査」までを行ったことはない。

また、受注者は、仕様書第19項「研修等」により、業務従事者に十分な研修を行い、定期的に研修を行うよう努めなければならない。この規定に基づき各組合は研修活動を行っているようである。しかし、市は、各組合から、研修を行っている旨の報告は受けているものの、各組合からどの程度の研修が行われているか把握していない。

「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について(通知)」によると下記の記載がある。

一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について(通知) 環廃対発第1410881号平成26年10月8日 一部抜粋

～「廃棄物処理法第6条の2第2項の規定における「市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分」とは、市町村自ら行う場合と市町村が委託により行う場合の両方を指しており、両社を同様に扱っていることから、市町村の処理責任については、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合のみならず、他社に委託して処理を行わせる場合でも、市町村は同様の責任を負う。このため、市町村は、廃棄物処理法施行令第4条各号に規定する基準(以下「委託基準」という。)に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結を通じて、受託者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならない。

～一部省略～

また、結果的に、受託者による適正な処理の確保がなされなければ、その責任は市

町村が負うものであり、市町村が委託基準を遵守したか否かにかかわらず、市町村は受託者と連帯して生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のために必要な措置を講ずる必要がある。さらに、それらの措置が十分でない場合には、市町村は自らその措置を講ずる必要がある。～」

受託業者が契約書に従い確実に業務を遂行することは当然であるが、当該通知を読む限り市の処理責任は極めて重いものであり、当該業務が行政サービスを市に代わって行う業務である以上、市は他の委託業務以上に管理・監督を徹底すべきである。従って、委託業務が適正に行われているかの調査は定期的に行うべきであり、研修の実態（日時、参加者、研修内容等）も文書による報告を受けるなどの措置を講ずるべきである。

また、現状は細かい報告は日次ではないとのことであるが、上記通知の趣旨からすれば、集積業務が直営であれば直ぐに対応又は検討できたであろう事案がある場合（集積所への粗大ごみ等の不法投棄等）、市は受託業者から適時報告を受ける体制を整え、記録にも残しておくべきである。

②収集運搬車による事故の責任について【意見】

上記（5）に述べたように、契約書第11条（損害賠償責任）によると、「環境保全公社が委託業務の実施中、故意又は過失により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、環境保全公社は、一切の責任を負うものとする」とある。

「環境保全公社が委託業務の実施中・・・第三者に損害を与えたとき」とは、具体的な例を挙げると、収集運搬車が起こした交通事故である。上記条項の書きぶりは「環境保全公社は、一切の責任を負うものとする」としているため、裏を返すと、市は、なんら責任を負わないとも読める。

現状は、仮に交通事故があったとしても、各組合が加入している自動車損害賠償保険により損害がカバーされ、市に請求が向かうことはないとのことである。

しかし、現状はそのような状況であっても、市が、受注者である各組合とともに、損害賠償責任を負う場合がありえる。

平成27年に高知市でおこった交通事故は、市の委託先の収集運搬事業者が起こしたものであったが、遺族から事業者とともに高知市も訴えられた。高知市は、事業者及び運転者が起こした事故であり、高知市が責任を負うものではないと主張したが、高知地方裁判所は、高知市も「運行供用者」として損害賠償を負うものとした。

高知市が「運行供用者」と認定された理由としては、ごみ収集運搬業務は、本来、市の業務であり、受託者をして代行させていること、市は組合を管理監督する立場であること、安全確保を指導する立場でもあること等から、市と組合は「客観的外形的に一体」である、と評価したからである。

郡山市が収集運搬事業を環境保全公社や組合に完全に委託しているといっても、環境保全公社や組合が起こした事故の結果、郡山市が責任を負う場合もあることを認識し、各組合への安全面の指導・監督をおろそかにするべきではない。

③受託者の安全面の取り組みへの市の指導・監督【意見】

上記(3)に述べたように、受託業者は安全面の取り組みをおこない、市は管理監督を行う。3R推進課職員と協議の結果、今後、さらなる安全対策考えられる事項は以下のとおりである。

- ・毎朝の運転手の呼気検査
酒気帯び運転・酒酔い運転をしないということは、極めて当たり前のことであるが、運転手が、万が一にでも摘発されないように呼気検査を行う。
- ・定期的な運転手の免許証の確認
無免許運転・運転免許証不所持・運転免許証の期限切れ等がないように定期的に確認する。
- ・個人別勤務時間の記録及び検査
運転手や作業員に不当な長時間労働をさせていないか確認する(労働基準法等に違反していないかの定期的な確認)。
- ・収集車にドライブレコーダーの設置
交通事故又は違反時等の状況確認のため。
- ・収集車にバックモニターの設置
安全策向上のため。
- ・事故報告書のみならず、交通違反事例の違反報告書の提出
市の管理監督強化のため。

上記の中には、すぐにでも可能なものもあれば、ドライブレコーダーの設置などは投資を必要とするものもある。今後、積極的に検討してほしい。

④従業員名簿の入手【意見】

業務委託契約は年度初めの4月1日で行っているが、その時点では従業員名簿を入手できておらず、契約後に、受託者から追完される。

収集運搬に従事する従業員は、4月1日から従事しており、それらはアルバイト従業員ではなく、正社員として雇用されていることが多いのであるから、契約と同時に提出させるべきである。

また、提出にあたっては、安全管理の観点から、運転を担当する従業員の「運転免許証」を確認させ、免許期限切れや無免許者がいないことを確認するといったことがあるとよいと考えられ、今後検討してほしい。

11 事故報告書の閲覧

(1) 市は、各受託者から、収集車が事故を起こした場合、その報告を受けている。幸いにして、監査対象である平成31年度（令和1年度）には事故報告はなかった。過年度の事案について記載する。

(2) 具体的事案（直近8件）

① 粗大ごみの収集運搬を受託している「環境保全公社」の構成員であるA社からの事故報告書（平成30年12月）

粗大ごみの回収を失念した事案

② 粗大ごみの収集運搬受託している「環境保全公社」の構成員であるB社からの事故報告書（平成30年12月）

回収作業中に作業員が走行中の運搬車（時速15キロ程度）から飛び降りた際に転倒し、頭部と腰を打ち頭蓋骨骨折をした事案

③ 可燃ごみ・不燃ごみの収集運搬を受託している「環境保全公社」の構成員であるC社からの事故報告書（平成30年10月）

T字路交差点において、一時停止後さらに左右確認をしようとして前に進んだところ、左方から進入してきた自転車に接触し、相手方が転倒した事案。相手方はくるぶし付近を骨折したとのこと。

④ 粗大ごみの収集運搬を受託している「グンダスト事業協同組合」からの事故報告書（平成30年10月）

「グンダスト事業協同組合」の構成会社D社の運搬車が変則十字路で自動車と接触した事案

⑤ 可燃ごみ等の収集運搬受託している「環境保全公社」の構成員であるE社からの事故報告書（平成30年12月）

回収場所で停止している運搬車に自転車が接触した事案。作業員が相手方に声をかけようとしたところ、相手方が立ち去ってしまったので問題ないと認識したところ、翌日に警察署から連絡があったとのこと。

⑥ 粗大ごみの収集運搬受託している「環境保全公社」の構成員であるF社からの事故報告書（平成30年10月）

荷台からマットレスが落ち軽自動車のサイドミラーにあった事案。

⑦ 可燃物等の収集運搬受託している「環境保全公社」からの報告書（平成30年8月）

収集車の回収漏れがないよう、組合員に注意文書を配布した事案

⑧ 粗大ごみの収集運搬受託している「グンダスト事業協同組合」からの報告書（平成30年8月）

「グンダスト事業協同組合」の構成会社G社が粗大ごみを運搬中に、住居のフ

ェンスを傷つけてしまった案件

12 その他

(1) 市民からの苦情・要望対応についての文書化【意見】

市には、住民からごみ収集に関する苦情や問い合わせを受けている。例えば、ごみ集積所にあるすべてのごみが収集されておらず一部が残っている（ので再収集してください）といったことである。市は、問い合わせがあった地区を担当している受託先に連絡したり、衛生監視員の巡回の中で対応をしたりしている。

しかしながら、市は、特段記録等に残してはいない。今後のごみ行政のためにも、また受託者への管理監督の資料としても住民からの苦情・要望は、記録に残すことは当然であり今後は記録していく必要がある。

(2) 高齢者等のごみ収集の支援について【意見】

現在郡山市ではごみの運搬及び回収は、市民が決められたごみ集積所にごみを出してもらうことが起点となっている。しかし、近年の高齢化・単身世帯化により、朝、ごみ集積所までごみを出すことが困難な人もいる（困難が高じて、極端な例としてはごみ屋敷になるという問題もある）。

現状の収集運搬ではそのような世帯の戸別収集を行っていないが、3R推進課は郡山市保健福祉部と連携し、高齢者住宅生活支援事業の利用世帯数を基準として、仮に、戸別収集を行ったらどの程度の追加費用が掛かるか試算を始めている（下記【参考】参照）。それによると外部委託するとしても初年度は年間 475,938 千円、以後は毎年 322,056 千円の追加負担になる。

高齢者世帯等への戸別収集を導入するには、今以上のコストがかかるため難しい問題であると理解している。しかし、居住地によっては自宅からごみ集積所まで距離があり、単身高齢者では集積所まで出すことが困難な方もいるし、今後も多くなるだろうから、潜在的に高齢者世帯への戸別収集へのニーズはあると思われる。加えて、戸別収集は、各戸の野放図な廃棄が慎まれごみ削減の効果という副産物も期待できる。「ふれあい収集」という名称で、高齢者及び障がい者の自宅の玄関先まで収集を行っている自治体は見受けられ、今後、全国的な趨勢になることも考えられる。高齢化が急速に進む昨今高齢者等のごみ収集問題については早急に検討するべきである。

【参考】 支援が必要な高齢者宅に対して、ごみの戸別収集を行った場合の経費増加額の積算

○戸別収集対象世帯：高齢者在宅生活支援事業利用の 2060 世帯

○経費積算

直営の場合（千円/年）

項目	単価	数量	合計
職員人件費（正職員技能労務職）※	7,650	37 名	283,050
職員人件費（再任用）※	3,100	12 名	37,200
車両 1 台あたり経費（燃料費等）	4,164	18 台	74,952
車両購入費（初年度）	8,549	18 台	153,882
合計（初年度）			549,084
合計（2 年目以降）			395,202

※人件費には、共済費を含む。職員人数等については、福島市の実施体制を参照した。

委託の場合（千円/年）

項目	単価	数量	合計
車両 1 台あたり経費 （人件費、燃料費、管理経費等）	17,892	18 台	322,056
車両購入費（初年度）	8,549	18 台	153,882
合計（初年度）			475,938
合計（2 年目以降）			322,056

○既存の定期収集の中での実施が困難な理由

- ・声かけの対応がない場合、死亡、倒れている等の事案を発見した場合、関係機関への連絡、捜査協力等が発生し、集積所の定期収集を完了できなくなる恐れがある。
- ・収集時間の増大（狭隘道路の住宅・集合住宅の高層階等への徒歩移動のため）。

(3) ごみ集積所の管理について【意見】

現在郡山市ではごみの運搬及び回収は、市民が決められたごみ集積所にごみを出してもらうことが起点となっている。そして、主に町内会等がごみ集積所を管理しているためか、町内会とトラブルを抱える住民や町内会に入っていない（町内会費を納めていない）住民とごみ集積所管理者との間でトラブルになる（例えば集積所にごみを置かせない事案がある）ことがありえるとのことである。

それらの者は、ごみ集積所に家庭ごみを置けないことから、自身が直接ごみ処理場に運ぶ等の対策を取らなければならない。

一方で、一般廃棄物を処理する義務は、市町村にある（法第4条第1項、第6条の2）。

この点、条文は、「市町村は、その区域における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない」（法第4条第1項）と努力義務を定めている。

また、上記環境省の通知でも「一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体について統括的な責任を有する市町村の役割が極めて重要」とあり「区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるよう」と業務の重要性を強調している。

したがって、市としては、住民・管理者双方に対し、収集運搬はユニバーサルサービスが鉄則であり一部の住民が不利益な取り扱いを受けることのないようにと説明している。

確かに、ごみ集積所の管理は第一義的には市が行うものではなく、現状はごみ集積所がある町内会やその地域住民代表が行うことになっている（郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例施行規則第8条）。しかし、これはごみ収集業務という行政サービスの末端部分を自治会等に任せている構図であり、町内会やごみ集積所の管理者との関係を理由として一部の住民が集積所にごみを置けずに市町村の収集運搬サービスを受けられないことがあるとしたら公平性の観点から問題である。ごみ集積所の管理者の管理の仕方や運用がまちまちであるなかで、市民にも最低限のごみ出しマナーを守ってもらったうえで、極端な管理の仕方（例えば、自治会費を払っていないとごみ集積所にごみを置かせない）がある場合には市はもう少し踏み込んだ対応をとるべきではないだろうか。また、管理における最低限のマニュアル等を作成し管理の平準化を図るべきではないか。市は、すべての住民のごみが平等に収集されるように努めなければならない。

また別の解決策として、全戸別収集の採用があるが、業務量・経費の増大等の問題を解決できれば将来の選択肢として検討の余地はある。

(4) 全戸別収集とごみ有料化問題【意見】

ごみの有料化問題は今に始まったものではなく、また、各自治体でも対応は様々である。ごみ有料化は住民にかなりの負担を強いるため安易に導入するべきではない。しかし、近い将来高齢化が更に進むと戸別収集が進み、それに伴い集積所の数が減り、各世帯の集積所までの距離が延びることにより他の住民は不利益を被ることになる

ことが予想される。将来的には、全戸別収集のニーズも出てくる可能性はある。その際は、経費増大に伴うごみ袋の有料化が前提になるであろう。⑦収集地区のブロック化による地域の特性に合わせたサービスの提供、④一般競争入札の導入によるコスト削減等もあわせて検討しておくことは必要であると思う。また、ごみ有料化により、ごみ処理についてのコスト意識が芽生えることにつながるが、逆に不法投棄も増加するであろう。これらを踏まえたうえで、将来的な選択肢の一つとして全戸別収集及びごみ有料化問題を検討しておくことも必要であろう。先に述べた「ごみ集積所の管理について」「高齢者等のごみ収集の支援及び戸別収集について」も全戸別収集によることで解消にもつながることになる。

第6 令和元年東日本台風災害対応の臨時ごみ収集運搬

約 40 社に総額 1,145,405,226 円の災害ごみ処理委託料を支出している。任意 4 件について契約を確認した。

	集計区分	財務金額
1	郡山市災害廃棄物仮置場運営等委託料	544,461,610 円
2	災害廃棄物収集運搬業務委託料	314,794,022 円
3	災害廃棄物混じりの生活ごみ運搬業務委託料	132,440,299 円
4	災害廃棄物混じりの生活ごみ処理業務委託料	46,837,629 円
5	災害廃棄物混じりの生活ごみ積込業務委託料	44,616,000 円
6	災害廃棄物（廃タイヤ）収集運搬処分業務委託料	13,735,700 円
7	郡山市災害廃棄物集積及び運搬業務委託料	12,707,750 円
8	災害廃棄物（廃家電）収集運搬業務委託料	10,529,640 円
9	被災家屋等解体撤去事業負担金	9,264,200 円
10	災害廃棄物混じりの生活ごみ焼却灰運搬業務委託料	8,475,500 円
11	郡山市災害廃棄物（粗大ごみ破碎処理困難物）解体委託料	3,086,820 円
12	災害廃棄物混じりの生活ごみ焼却灰袋詰め及び運搬業務委託料	1,812,800 円
13	災害廃棄物（廃灯油）収集運搬処分業務委託料	1,386,000 円
14	災害廃棄物混じりの生活ごみ焼却灰積込業務委託料	407,000 円
15	災害廃棄物収集車両賃貸借業務料	352,286 円
16	災害廃棄物（消火器）の運搬再生処分委託料	288,970 円
17	災害廃棄物（廃油）収集運搬処分業務委託料	209,000 円
	合計	1,145,405,226 円

1 災害廃棄物収集運搬業務委託料

(1) 契約の概要

事業目的・ 内容	<p>(1) 災害廃棄物収集運搬業務 監督員が指示した箇所内の災害廃棄物を収集運搬し、ごみ種ごとに仮置場所に搬入する。</p> <p>(2) ごみ種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ…燃えるごみ、木製家具類 ・不燃ごみ…燃えないごみ、リサイクル家電以外の家電類等 ・リサイクル家電…冷蔵庫、洗濯機/乾燥機、エアコン、テレビ ・たたみ ・処理困難物・危険物…タイヤ、消火器、バッテリー、灯油、塗料、薬品等 			
契約内容	委託期間	令和元年 10 月 15 日から令和元年 11 月 11 日まで		
	委託金額	<p>年額 109,481,839 円 (税込)</p> <p>※契約は単価契約である</p>		
委託先	福島県建設業協会郡山支部			
契約方式	<p>随意契約 (随意契約の理由)</p> <p>令和元年 10 月 12 日台風 19 号により発生した災害廃棄物について、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものであり、また著しく大量に発生することから、災害廃棄物の収集運搬は急務である。このことから、当該業務の実施にあたって、機動力に優れ、当該業務内容に精通し、また、「災害時における応急対策業務の支援に関する協定」を結ぶ福島県建設業協会郡山支部と随意契約により当該業務を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="411 1469 1331 1637"> <tr> <td data-bbox="411 1469 627 1637">単価</td> <td data-bbox="632 1469 1331 1637">災害時における応急対策業務の支援に関する協定（平成 11 年 6 月 11 日付け締結）第 5 条に基づく災害廃棄物収集運搬業務委託に係る積算単価等を使用</td> </tr> </table>		単価	災害時における応急対策業務の支援に関する協定（平成 11 年 6 月 11 日付け締結）第 5 条に基づく災害廃棄物収集運搬業務委託に係る積算単価等を使用
単価	災害時における応急対策業務の支援に関する協定（平成 11 年 6 月 11 日付け締結）第 5 条に基づく災害廃棄物収集運搬業務委託に係る積算単価等を使用			

(2) 監査手続の結果

- ① 契約手続の妥当性について、本契約は随意契約によっているが、災害廃棄物の処理運搬は緊急性の高い業務であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）に該当し、随意契約とすることは妥当であると判断した。

- ② 契約金額の妥当性について、災害廃棄物収集運搬業務委託は、被害の規模により作業量を特定することができないことから、業務による見積が困難なため、市で定める単価を基に災害協定を締結している団体との協議により同意された価格を契約単価として設定している。このことから、契約金額は妥当なものであると判断した。
- ③ 履行確認・検査の妥当性について、令和元年11月11日付で契約先から委託業務完成届に添えて収集内訳書が提出されており、それを受けて検査書が作成されており、履行確認・検査が適切に実施されていると判断した。

2 災害廃棄物収集運搬業務委託料

(1) 契約の概要

事業目的・内容	<p>(1) 災害廃棄物収集運搬業務 監督員が指示した箇所内の災害廃棄物を収集運搬し、ごみ種ごとに仮置場所に搬入する。</p> <p>(2) ごみ種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ…燃えるごみ、木製家具類 ・不燃ごみ…燃えないごみ、リサイクル家電以外の家電類等 ・リサイクル家電…冷蔵庫、洗濯機/乾燥機、エアコン、テレビ ・たたみ ・処理困難物・危険物…タイヤ、消火器、バッテリー、灯油、塗料、薬品等 	
契約内容	委託期間	令和元年10月16日から令和2年3月31日まで
	委託金額	年額 88,765,203 円 (税込) ※契約は単価契約である
委託先	協同組合郡山市環境保全公社	

契約方式	随意契約 (随意契約の理由) 令和元年10月12日台風19号により発生した災害廃棄物について、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものであり、また著しく大量に発生することから、災害廃棄物の収集運搬は急務である。このことから、当該業務の実施にあたって、機動力に優れ、当該業務内容に精通し、また、「災害時における災害ごみ収集運搬業務の協力に関する協定」を結ぶ協同組合郡山市環境保全公社と随意契約により当該業務を実施する。	
	単価	災害時における災害ごみ収集運搬業務の協力に関する協定(平成22年12月14日付け締結)第6条に基づく災害廃棄物収集運搬業務委託に係る積算単価等を使用

(2) 監査手続の結果

- ① 契約手続の妥当性について、本契約は随意契約によっているが、災害廃棄物の処理運搬は緊急性の高い業務であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(緊急の必要により競争入札に付することができないとき)に該当し、随意契約とすることは妥当であると判断した。
- ② 契約金額の妥当性について、災害廃棄物収集運搬業務委託は、被害の規模により作業量を特定することができないことから、業務による見積が困難なため、市で定める単価を基に災害協定を締結している団体との協議により同意された価格を契約単価として設定している。このことから、契約金額は妥当なものであると判断した。
- ③ 履行確認・検査の妥当性について、履行月の翌月ごとに契約先から委託業務完成届に添えて収集内訳書が提出されており、それを受けて検査書が作成されており、履行確認・検査が適切に実施されていると判断した。

3 郡山市災害廃棄物仮置場運営等委託料

(1) 契約の概要

事業目的・内容	(1) 郡山市災害廃棄物仮置場運営業務委託 (カルチャーパーク第4駐車場①)(その1) ・ 施行場所 郡山市安積町成田字東丸山 地内 ・ 委託期間 令和元年10月21日から令和元年12月27日までとする。 (2) 仮置場の設置
---------	---

	<p>災害廃棄物の仮置場として使用できるよう、仮囲い、ユニットハウス等の仮設を行う。</p> <p>(3) 災害廃棄物を持ち込んだ市民、事業者、収集協力事業者（以下、「市民等」という。）を受付し、ごみ種ごとに仮置場を指示する。また、監督員が指示した場合、車両台数のほか必要事項を聞き取りする。</p> <p>なお、受入れ禁止廃棄物が搬入されないよう監視する。</p> <p>(4) ごみ種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ…燃えるごみ、木製家具類（集積時重機で取り壊す） ・不燃ごみ…燃えないごみ、リサイクル家電以外の家電類等 ・リサイクル家電…冷蔵庫、洗濯機/乾燥機、エアコン、テレビ ・たたみ ・処理困難物・危険物…タイヤ、消火器、バッテリー、灯油、塗料、薬品等 <p>(5) 仮置場集積業務</p> <p>市民等が積み下ろした災害廃棄物は、適正な重機を使用しごみ種ごとに集積する。</p> <p>(6) 仮設物の点検</p> <p>受注者は、仮設物について、点検し適正に管理するものとする。また、市民等の入場に支障がないよう、必要に応じて進入路の整備や仮設物の敷設を行うものとする。</p> <p>(7) 災害廃棄物積込業務</p> <p>災害廃棄物を集約する仮設場または本市クリーンセンターに運搬する際、運搬車両に適正な重機を使用し災害廃棄物を積み込む。</p> <p>(8) 仮置場閉鎖後の整理</p> <p>本仮置場は、処理が終了するまで災害廃棄物が残置されることから、仮置場閉鎖時は、ごみ種ごとに整理整頓し、飛散の恐れがある廃棄物にはネットをかけるなど飛散防止の策を講ずること。また、出入り口には不審者が侵入しないように施錠などの対策を講ずること。</p>	
契約内容	委託期間	令和元年 10 月 21 日から令和元年 12 月 27 日まで
	委託金額	年額 22,803,000 円（税込）
委託先	村本建設株式会社東北支店	
契約方式	<p>随意契約</p> <p>（随意契約の理由）</p> <p>令和元年台風 19 号により発生した災害廃棄物について、10 月 15 日から河内埋立処分場に設置した一時仮置場で受付を開始したが、災害廃棄物の発生状況から、現在の仮置場ではまもなく受入れ限界となることから、生活環境上支障となる災害廃棄物の撤去には、新たな仮置場を整備し受入体制を</p>	

	整えることが急務である。このことから、当該業務の実施に当たって、機動力に優れ、当該業務内容に精通し、また「台風19号で発生した災害ごみ仮置場の設置及び災害ごみの収集運搬等作業可能な事業者の募集について」の緊急公募で応募のあった村本建設株式会社と随意契約により当該業務を実施する。	
	予定価格（税込）	22,811,800 円
	落札率	99.96%

(2) 監査手続の結果

① 契約手続の妥当性について、本契約は随意契約によっているが、災害廃棄物の処理運搬は緊急性の高い業務であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）に該当し、随意契約とすることは妥当であると判断した。

② 契約金額の妥当性について、設計書を閲覧し、当該積算金額に基づき予定価格が定められており、契約金額は妥当なものであると判断した。

③ 履行確認・検査の妥当性について、令和元年12月27日付で契約先から業務完了届に添えて作業報告内訳書及び業務日誌が提出されており、それを受けて検査書が作成されており、履行確認・検査が適切に実施されていると判断した。

④ 支出命令書の金額表記のミスについて【指摘】

支出命令書において、金額が22,803,000円、外税2,073,000円と記載されていた。外税表記の場合、税込金額で24,876,000円の支出額を意味し、実態と異なる支出命令書となっている。単純な記載ミスであると考えられるが、同様の誤りが発生しないように留意すべきである。

4 郡山市災害廃棄物仮置場運営等委託料

(1) 契約の概要

事業目的・内容	<p>(1) 郡山市災害廃棄物仮置場運営業務委託 (カルチャーパーク第4駐車場①) (その2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行場所 郡山市安積町成田字東丸山 地内 ・ 委託期間 令和2年1月6日から令和2年3月31日までとする。 <p>(2) 災害廃棄物積込業務 災害廃棄物を集約する仮置場または本市クリーンセンターに搬出する</p>
---------	---

	<p>際、運搬車両に適正な重機を使用し災害廃棄物を積み込む。</p> <p>(3) ごみ種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ…燃えるごみ、木製家具類 ・不燃ごみ…燃えないごみ、リサイクル家電以外の家電類等 ・リサイクル家電…冷蔵庫、洗濯機/乾燥機、エアコン、テレビ ・たたみ ・処理困難物・危険物…タイヤ、消火器、バッテリー、灯油、塗料、薬品等 <p>(4) 仮設物の点検</p> <p>受注者は、仮設物について、点検し適正に管理するものとする。</p> <p>(5) 仮設物の撤去</p> <p>災害廃棄物の搬出完了後、仮囲い及び仮設物等を撤去する。</p> <p>(6) 舗装面の復旧</p> <p>災害廃棄物の搬出完了後、仮置場運営に伴い劣化した舗装面を撤去し、再舗装により復旧する。</p>	
契約内容	委託期間	令和2年1月6日から令和2年3月31日まで
	委託金額	年額 71,995,000 円 (税込)
委託先	村本建設株式会社東北支店	
契約方式	<p>随意契約</p> <p>(随意契約の理由)</p> <p>令和元年台風19号により発生した災害廃棄物は、各被災地域から一時仮置場に仮置きをすることになるが、仮置きした廃棄物についても生活環境上支障となることから早期の搬出及び処理が必要である。このことから、「台風19号で発生した災害ごみ仮置場の設置及び災害ごみの収集運搬等作業可能な事業者の募集について」の緊急公募で応募があった村本建設株式会社と随意契約により当該仮置場の運営及び設営業務を実施してきた。災害廃棄物の搬出作業に時間を要し、当該仮置場の運営期間の延長が必要となったことに加え、運営に伴い駐車場の舗装が著しく損傷したことから、当初の仮置場運営業務の変更契約では対応が困難であり、新たな当該仮置場の運営及び復旧業務の実施に当たって、機動力に優れ、当該仮置場に精通している村本建設株式会社と随意契約により当該業務を実施したい。</p>	
	予定価格 (税込)	71,999,400 円
	落札率	99.99%

(2) 監査手続の結果

- ① 契約手続の妥当性について、本契約は随意契約によっているが、災害廃棄物の処理運搬は緊急性の高い業務であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5

号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）に該当し、随意契約とすることは妥当であると判断した。

② 契約金額の妥当性について、設計書を閲覧し、当該積算金額に基づき予定価格が定められており、契約金額は妥当なものであると判断した。

③ 履行確認・検査の妥当性について、令和2年3月31日付で契約先から業務完了届に添えて作業報告内訳書及び業務日誌が提出されており、それを受けて検査書が作成されており、履行確認・検査が適切に実施されていると判断した。

④ 支出命令書の金額表記のミスについて【指摘】

支出命令書において、金額が71,995,000円、外税6,545,000円と記載されていた。外税表記の場合、税込金額で78,540,000円の支出額を意味し、実態と異なる支出命令書となっている。単純な記載ミスであると考えられるが、同様の誤りが発生しないように留意すべきである。

第7 市民協力推進事業

1 予算実績比較

(単位：千円)

細目／細々目	節	細節	予算額	決算額	不用額
005 ごみの減量と資源再利用 推進事業費	4 共済費	4 賃金雇用保険料（調整）	11	10	1
		6 賃金厚生保険料（調整）	186	179	7
51 ごみの減量と資源再利用 推進事業費	7 賃金	2 日額賃金	1,186	1,100	86
	8 報償費	1 報償費（金銭）	29,300	22,076	7,224
	11 需用費	6 印刷製本費	54	54	0
	計		30,737	23,418	7,319

2 資源回収推進報奨金交付制度

(1) 事業の概要

ごみの減量及びごみ問題にたいする市民の意識を高揚し、資源の有効利用を図ることを目的として、昭和58年から再生利用可能な廃棄物の集団回収運動を展開し、実績をあげた実施団体にたいして1キロについて5円を報奨金として交付している。

①対象団体…有価物の集団回収を定期的を実施する市内の地域住民で組織する町内会及其他団体

②対象品目

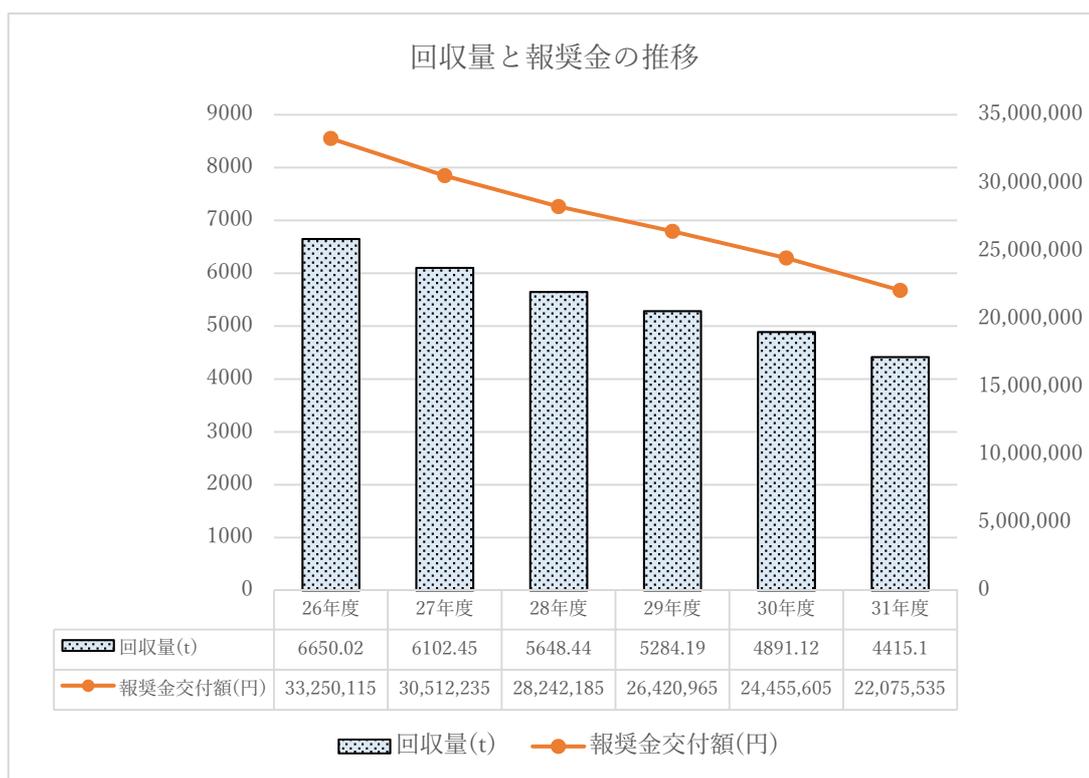
古紙…新聞紙類、雑誌類、段ボール類、紙パック

金属…鉄類、非鉄類

繊維…布類、ボロ類

ビン…酒ビン類、洋酒ビン類

③回収量と報奨金の推移



(2) 監査手続の結果

問題となる点は認められなかったものの、以下の点について検討することが望まれる。

①ごみの再資源化について【意見】

平成26年度から平成31年度までの回収量は33%の下落である。近年、ポイント等と交換に資源物の回収を積極的に行うスーパー等が増加しており（主に古紙、ペットボトル）、その影響もあると考えられる。また、生活スタイル等の変化や単身世帯・高齢世帯の増加から町内会等に加入しない、または参加できない世帯も増えてきており町内会等を利用した集団回収運動には限界があるように思える。ごみの再資源化については、製造業者・小売業者との連携による回収ポストの増設等の検討、また、海外ではデポジット制[※]で成功している事例もあり、デポジット制の検討の余地もあるのではないだろうか。

※デポジット制度とは

購入時に製品本来の値段に余分に一定額を預り金（デポジット）として上乗せして販売し製品の使用後に使用済み製品を所定の場所に返却すれば、購入時に徴収したデポジットの全部もしくは一部を払い戻す（リファンドする）制度。

第5部 富久山クリーンセンター

第1 施設概要

1 富久山クリーンセンター

〔所在地〕 郡山市富久山町福原字北畑 1-2

〔TEL〕 024-932-3152 〔FAX〕 024-932-0741

〔敷地面積〕 36,200 m²

施設は、高効率のごみ焼却自動システムを取り入れた日量 300 t の焼却処理施設と 80 t の不燃粗大ごみ処理施設を機能的に配置した設備を有しており、特に周辺地域の環境保全と公害防止には最新の技術を導入し、万全を期している。

また、廃棄物の中から積極的に資源を回収し、再生、再利用を図るとともに、ここで発生した熱は、自家発電による売電や余熱の供給を行うなど、熱エネルギーの有効利用を図っている。

【焼却施設】

〔竣工〕 平成 8 年 3 月

〔建設費〕 約 159 億 9,000 万円

〔改修費〕 26 億 3,088 万円〈長寿命化工事〉

〔炉型式〕 全連続焼却式ストーカ型焼却プラント

〔焼却能力〕 300 t / 日 (150 t / 24 h × 2 基)

〔主要設備〕 廃熱ボイラー設備、ろ過式集塵設備、脱硝・脱塩設備、ダスト固化設備、背圧蒸気タービン発電設備 (1,995KW)

〔運転管理体制〕 委託

【粗大ごみ処理施設】

〔竣工〕 平成 8 年 3 月

〔建設費〕 約 31 億 4,000 万円

〔破碎機型式〕 衝撃剪断併用回転方式

〔処理能力〕 80 t / 5 h × 1 基

◇不燃系…機械選別 20 t / 5 h

◇粗大系…機械選別 60 t / 5 h

〔主要設備〕 回転式破碎機・磁選機・粒度選別機・アルミ選別機

〔運転管理体制〕 委託

【廃棄物発電・廃棄物熱利用】

〔30 年度発電量〕 15,867,170 KWh

◇30 年度自家消費量 7,866,300 KWh

◇30 年度売電量 8,048,270 KWh

◇30 年度売電収入 65,625,583 円

(平成 25 年 3 月 1 日、再生可能エネルギー固定価格買取制度へ移行)

【施設見学者数 (リサイクルプラザを含む。)]

〔30 年度受入件数〕 31 件

〔30 年度見学者数〕 816 人

2 リサイクルプラザ

〔所在地〕 郡山市富久山町福原字北畑 1-2

〔TEL〕 024-932-3152 〔FAX〕 024-932-0741

〔敷地面積〕 36,200 m²

本施設は、平成 12 年度に旧富久山清掃センター敷地内に設置され、びんの形状記憶や色識別など、精度の高い自動識別機を設置するとともに、ペットボトルとプラスチック製容器包装については不適物の選別ラインを設け、圧縮梱包機械で一定の成形品にし、それらを一定量保管する施設も備えている。

また、隣接する富久山クリーンセンターのごみ焼却施設で発電した電力を使用するとともに、給湯も余熱を再利用するなど省資源・省エネルギーの面や、騒音・振動・粉じんの防止など環境保全対策にも十分配慮したリサイクル施設となっている。

〔竣工〕 平成 12 年 3 月

〔建設費〕 約 14 億 9,200 万円 (※国庫補助金 3 億 4,900 万円)

〔処理能力〕 35 t / 5 h

◇びん……………16.3 t / 5 h

◇ペットボトル…… 1.4 t / 5 h

◇プラスチック製容器包装……17.3 t / 5 h

〔処理設備〕 ペットボトル・プラスチック類自動圧縮梱包機、色識別・形状識別併用のびん自動色選別装置

〔運転管理体制〕 委託

〔資源リサイクル〕

◇びん……………形状とともに、無色、茶色、その他色びんに選別

◇ペットボトル……約 60 cm×40 cm×30 cmの直方体に圧縮梱包

(※ 1 個当たり約 18 kg)

◇プラスチック製容器包装…約 100 cm×100 cm×140 cmの直方体に圧縮梱包

(※ 1 個当たり約 200 kg)

3 衛生処理センター

〔所在地〕 郡山市富久山町福原字北畑 40-1

〔TEL〕 024-932-3152 〔FAX〕 024-932-0741

本施設では、市内全域のし尿及び浄化槽汚泥を処理している。

〔供給電源〕 受電電圧…6,600V 契約電力…670KW
〔希釈水の種類〕 河川水表流水（一級河川 阿武隈川より取水）
〔放流先〕 一級河川 藤田川
〔し渣・汚泥処分方法〕 富久山クリーンセンターへ搬出し、焼却後河内埋立処分場で埋立処分
〔運転管理体制〕 委託
【第一処理施設】
〔敷地面積〕 14,310.28 m ²
〔処理方式〕 主処理…標準脱窒素処理方式
高度処理…凝集沈殿処理＋オゾン酸化処理＋砂ろ過処理
汚泥処理…濃縮後、第二処理施設へ移送し脱水処理
臭気処理…高・中濃度臭気：薬液洗浄（酸＋アルカリ次亜塩）＋活性炭吸着処理、低濃度臭気：水洗浄処理
〔竣工〕 昭和 41 年 3 月 昭和 55 年 3 月（増設分）
〔建設費〕 1 億 752 万 7 千円 13 億 1,100 万 3 千円（増設分）
〔改修費〕 10 億 4,103 万 2 千円〈長寿命化工事〉
〔処理能力〕 170kl/日
◇生し尿…………… 70kl/日 ◇浄化槽汚泥…100kl/日
【第二処理施設】
〔敷地面積〕 8,710.86 m ²
〔処理方式〕 主処理…高負荷脱窒素処理方式
高度処理…凝集加圧浮上処理＋砂ろ過処理＋活性炭吸着処理
汚泥処理…脱水処理脱水汚泥は富久山クリーンセンターへ搬出し、焼却処理
臭気処理…中濃度臭気：薬液洗浄（酸＋アルカリ次亜塩）＋活性炭吸着処理、低濃度臭気：活性炭吸着処理
〔竣工〕 平成 2 年 3 月
〔建設費〕 13 億 3,950 万 7 千円
〔改修費〕 2 億 3,284 万 8 千円〈長寿命化工事〉
〔処理能力〕 70kl/日
◇し尿……………60kl/日 ◇浄化槽汚泥…10kl/日

第 2 現地視察

1 現金収納事務について

富久山クリーンセンターにおいては、計量棟受付において「ごみ処分手数料」を徴収している。

受付時間	平日	8:30～16:00
	土曜日	8:30～11:30
手数料	家庭廃棄物	50 円／10kg（税抜）
	事業系一般廃棄物	100 円／10kg（税抜）
	犬・猫等死体	1,030 円／件

現金収納事務の流れについて、担当者に質問を行うとともに、関連資料を閲覧した結果、収納事務の流れは以下のとおりであり、問題となる点は認められなかった。

- 1) 日々業務終了後、職員 2 名で現金集計作業を行い、確認チェックを行う。
- 2) 納付書及び調定書を作成する。
- 3) 金融機関の夜間金庫へ現金と納付書を預け入れる。

2 備品管理事務について

備品の実在性及び使用・管理状況を確認するため、備品台帳から任意の備品 20 件を抽出し、現物実査を行った結果は以下のとおりである。

20 件中 8 件が令和元年東日本台風に伴う水害により滅失しており、今後廃棄予定とのことであった。なお、水害により滅失した備品は合計 189 件、41,488 千円とのことである。

No	品名(規格)	取得日	金額(円)	物品区分	結果
1	会議テーブル(プラスFR-615)	H8.3.15	26,265	普通物品	問題なし
2	ホースリール、ホースセット(Z-ALD用 川重防災工業製)	H14.9.26	53,865	普通物品	問題なし
3	汎用施盤(TL-500S0. 4KW×4P×200V)	H8.4.1	2,575,000	重要物品	問題なし
4	ボール盤(AUD500)	H8.4.1	1,709,800	普通物品	問題なし
5	伸縮作業台(WT-50 最大荷重150kg)	H8.4.1	2,343,250	重要物品	問題なし
6	インパクトレンチ(13WH-2 油谷エアーツール)	H8.4.1	44,187	普通物品	問題なし
7	フロン回収再生装置	H7.1.25	1,498,650	普通物品	現物はあるが、水害により滅失
8	説明用プラント模型(施設全体)	H8.4.1	1,030,000	普通物品	現物はあるが、水害により滅失
9	説明用プラント模型(焼却炉断面)	H8.4.1	1,545,000	普通物品	問題なし
10	説明用プラント模型(工場棟断面)	H8.4.1	2,060,000	重要物品	現物はあるが、水害により滅失
11	フォークリフト(ディーゼルエンジン式 6FD15H601)	H8.4.1	2,575,000	重要物品	問題なし
12	普通乗用車(ニッサン エクストレイルS)	H14.5.13	2,184,000	重要物品	現地往査時に使用中のため確認できず。
13	ブルーヒーター(ダイニチ FM-714)	H2.5.2	70,040	普通物品	現物はあるが、水害により滅失
14	分光光度計(島津UV-1600PCシステム)	H7.10.31	1,493,500	普通物品	現物はあるが、水害により滅失
15	生物顕微鏡(オリンパス BX50-33一式)	H9.2.27	1,133,000	普通物品	現物はあるが、水害により滅失
16	高速切断機(日立工機 CC14SA)	H2.3.31	43,000	普通物品	現物はあるが、水害により滅失
17	ダンプ(特殊架装車)郡山400さ102(2トン車 マツダ タイタン)	H8.2.1	4,416,640	重要物品	問題なし
18	移動式監視カメラシステム(NECネットワークエスアイ(株) FUNESIC-H)	H27.1.19	1,995,840	普通物品	現物はあるが、水害により滅失
19	ショベルローダー(ロジスネクストエキキャリア SD25-3)	H30.9.19	7,344,000	重要物品	問題なし
20	フォークリフト(トヨタL&F 02-8FD15)	H31.3.22	1,684,800	普通物品	問題なし

(1) 動産に対する付保の状況について【意見】

富久山クリーンセンターの財産(建物、工作物、動産)については、公益社団法人全国市有物件災害共済会と建物総合損害共済事業の委託契約(以下、「本共済契約」という)を締結しており、風災又は水災による損害(ただし、土砂崩れによる損害を除く)に対して、同会から災害共済金の支払を受けることができる。しかし、今回の水害により滅失した動産(189件、41,488千円)のうち、本共済契約の対象としている動産は50件、13,043千円とのことである。本共済契約の対象としている動産の範囲は、富久山クリーンセンター内の各施設が建設された際に同時に取得された動産に限られており、その後取得された動産については対象とされていない。

市では、公有資産マネジメント課が本共済契約の手続きを行うこととされているが、具体的に損害補填の対象とする財産の範囲については各財産の所管部署が決定することと

されている（郡山市財産規則第 23 条第 1 項、同条 2 項及び第 4 条第 2 項）。よって、建設後に取得した財産については、3R 推進課において損害保険を付す必要性を適切に判断すべきであった。

（2）移動式監視カメラについて【指摘】

今回の現物実査の対象の中に移動式監視カメラがあるが、当該移動式監視カメラ（7 台、取得価額計 13,219 千円（1 台当たり約 1,900 千円））は、平成 27 年度までに旧廃棄物対策課で購入したもので、平成 29 年度に富久山クリーンセンターに移管されたものとのことであった。

移管の経緯について担当者に質問したところ、旧廃棄物対策課では不法投棄の監視用に移動式監視カメラを平成 20 年頃から平成 27 年にかけて毎年 1 台程度購入し、使用していたが、毎年 50 万円程度の点検費用がかかっていた。



そこで、平成 29 年度に他の自治体で使用実績のあった小型で安価なカメラ（1 台当たり約 6 万円）を購入し、旧カメラは富久山クリーンセンター構内の監視カメラとして使用することで活用できるということで移管されたとのことである。

旧カメラの毎年の点検費用を考慮すると、新カメラの導入は経済合理性があると考えられるが、そもそも平成 27 年度に購入してその 2 年後に新機種に更新している点については、その 2 年間で技術革新が生じていたのであればやむを得ないが、平成 27 年度までにおける機器購入の際に機器選定が適切に行われていたのか疑問である。

機器の導入に際しては、機器の最新情報を入手し、経済性や効率性を考慮して機器の選定を行う必要がある。

第3 個別事業について

1 富久山クリーンセンター維持管理費

(1) 予算実績比較

(単位：千円)

細目／細々目	節	細節	予算額	決算額	不用額	
006 富久山クリーンセンター費	4 共済費	4 賃金雇用保険料(調整)	48	45	3	
		6 賃金厚生保険料(調整)	824	740	84	
51 富久山クリーンセンター維持管理費	7 賃金	2 日額賃金	5,108	5,031	76	
		11 需用費	1 消耗品費	26,796	22,625	4,171
			4 自動車燃料費	78	37	41
			5 事業用燃料費	7,543	7,543	-
			6 印刷製本費	330	235	95
			7 電気料	55,155	55,155	-
			8 水道料	8,784	8,042	742
			9 ガス料	27	26	1
			10 修繕料(施設)	320,260	320,260	1
			11 修繕料(物品等)	674	674	-
			14 医薬材料費	50,453	49,449	1,003
			15 被服費(調整)	34	-	34
		12 役務費	1 郵便料	9	-	9
			2 電話料	209	209	-
			6 手数料	1,493	1,409	84
	8 火災等保険料		6,309	6,308	1	
	13 委託料	1 施設管理	29,998	28,282	1,716	
		6 その他の委託	364,746	363,264	1,483	
	14 使用料及び賃借料	4 その他	656	643	13	
	19 負担金補助及び交付金	1 負担金(国に対するもの)	10	6	4	
	27 公課費	1 自動車重量税	9	-	9	
		2 その他	2,025	1,744	281	
	計			881,580	871,730	9,850

上記のうち、重要と判断した費目の中から任意の取引・契約を抽出し、監査手続を実施した。

(2) 消耗品費

①粗大ごみ処理施設破碎機消耗品等購入代

1) 取引の概要

物品詳細	破碎機(川崎重工業(株)製 SH-5/150H)大ハンマー(型番 SH-0158-1)14個他6件	
契約内容	購入金額	8,049,800円(税込)
	納入期限	令和元年12月27日
契約先	川崎重工業株式会社	
契約方式	随意契約 (随意契約の理由) 当該物品は富久山クリーンセンターにおいて機種選定されており、取扱可能な業者が当該業者のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1	

	<p>項第 2 号に基づき随意契約とする。</p> <p>(選定理由・購入理由)</p> <p>当センターごみ焼却施設は、収集された可燃ごみ及び粗大可燃ごみを焼却炉にて焼却処理しており、平成 8 年度より稼働している。焼却炉内部は高温かつ、多種多様な可燃ごみが投入されることから、焼却炉内部の保護及び機能維持のため保護材の定期的・計画的な交換が必要である。また、当該設備は、JIS 規格等に定められた汎用品とは異なり、本製造業者である川崎重工業(株)でのみ、製造及び販売されていることから、川崎重工業(株)製のものとしたい。</p>
--	--

2) 監査手続の結果

- i) 契約手続の妥当性について、契約先は富久山クリーンセンターの建築者であり、粗大ごみ処理施設破砕機消耗品等の納入業者が当該契約先に限定されるとの理由に合理性があり、地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）に該当し、随意契約とすることは妥当と判断した。
- ii) 契約金額の妥当性について、費用積算書を閲覧し、過去の購入実績に基づき積算が行われており、当該積算金額に基づき予定価格が定められており、契約金額は妥当なものであると判断した。
- iii) 履行確認・検査の妥当性について、令和 2 年 3 月 31 日付で契約先から竣工届が提出され、それを受けて検査書が作成されており、履行確認・検査は適切に実施されているものと判断した。

(3) 修繕料（施設）

①郡山市富久山クリーンセンターごみ焼却施設等オーバーホール

1) 契約の概要

修繕内容	郡山市富久山クリーンセンターのごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、リサイクルプラザの点検整備を行うもの。	
契約内容	委託期間	令和元年 9 月 30 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
	委託金額	204,600,000 円（税込） ※令和元年 10 月に発生した令和元年東日本台風の豪雨により富久山クリーンセンターが水没し、一部修繕の履行が不可能となったため、一部業務の履行不可に相当する額△ 25,242,969 円を減額し、変更後 179,357,031 円（税込）としている。
契約先	川崎重工業株式会社	
契約方式	制限付一般競争入札	

	(制限内容)	
	平成 31 年・32 年度の清掃施設工事において郡山市工事等の請負規約に係る指名競争入札参加者の資格審査等を受け、工事等指名競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること、過去 10 年以内に焼却能力が 1 炉当たり 150t/日以上のスーカ式焼却炉、かつ、発電能力 1,000kw 以上の発電設備を有する一般廃棄物処理施設について建設工事又はボイラー及び蒸気タービンの定期事業者検査に係る整備業務実績があることなど。	
	入札者数	1 者
	予定価格 (税込)	206,587,700 円
	落札率	99.04%

2) 監査手続の結果

- i) 契約手続の妥当性について、本契約について、制限付き一般競争入札によっているが、結果 1 者入札となっていた。担当者への質問によると、清掃施設の設備の修繕・整備については、製造者・設置者以外では知り得ない設備仕様等があり、製造者以外が参入するにはリスクが高く、採算に合わないものと思われ、過去の入札においても 1 者入札となっているとのことである。

制限内容については、本件業務を行うために必要な資格等を定めたものであると考えられ、上記事情から結果的に 1 者入札となることはやむを得ないものと判断した。

- ii) 契約金額の妥当性について、設計書を閲覧し、設計内容の妥当性については不明であるが、積算により金額が見積もられており、当該設計金額に基づき予定価格が定められており、契約金額は妥当なものであると判断した。

また、本契約については、令和元年東日本台風の影響により一部修繕の実施が困難となったことから、契約金額の減額が行われているが、実施業務の変更を反映した設計書が作成され、設計金額の変更に応じて契約金額が変更されており、契約金額の変更は妥当なものであると判断した。

- iii) 履行確認・検査の妥当性について、令和 2 年 3 月 31 日付で契約先から竣工届が提出され、それを受けて検査書が作成されており、履行確認・検査は適切に実施されているものと判断した。

②郡山市富久山クリーンセンターごみ焼却施設等各設備修繕

1) 契約の概要

修繕内容	郡山市富久山クリーンセンターのごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、リサイクルプラザにおける各設備について、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設は平成 8 年の供用開始から 23 年、リサイクルプラザは平成 12 年の供用開
------	---

	始から 19 年を経過し、経年劣化等により摩耗、損傷した機器や部位、部品の交換等を実施し、また清掃施設として、長期の操業停止ができないことから、予備品を具備することにより、安定かつ安全な運転の確保を図るものである。	
契約内容	工期	令和元年 5 月 31 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
	請負金額	99,360,000 円（税込） ※上記金額は消費税率 8%で算定されたものであり、令和元年 10 月の消費税率の改定に伴い契約金額が変更され、変更後 101,200,000 円（税込）としている。 ※令和元年 10 月に発生した令和元年東日本台風の豪雨により富久山クリーンセンターが水没し、一部修繕の履行が不可能となったため、一部業務の履行不可に相当する額 △ 1,240,646 円を減額し、変更後 99,959,354 円（税込）としている。
契約先	川崎重工業株式会社	
契約方式	制限付一般競争入札 (制限内容) 平成 31 年・32 年度の清掃施設工事において郡山市工事等の請負規約に係る指名競争入札参加者の資格審査等を受け、工事等指名競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること、過去 10 年以内に焼却能力が 1 炉当たり 150t/日以上のスローカ式焼却炉、かつ、発電能力 1,000kw 以上の発電設備を有する一般廃棄物処理施設について建設工事又はボイラー及び蒸気タービンの定期事業者検査に係る整備業務実績があることなど。	
	入札者数	1 者
	予定価格（税込）	101,612,880 円
	落札率	97.78%

2) 監査手続の結果

- i) 契約手続の妥当性について、本契約は、制限付き一般競争入札によっているが、結果 1 者入札となっていた。担当者への質問によると、清掃施設の設備の修繕・整備については、製造者・設置者以外では知り得ない設備仕様等があり、製造者以外が参入するにはリスクが高く、採算に合わないものと思われ、過去の入札においても 1 者入札となっているとのことである。

制限内容については、本件業務を行うために必要な資格等を定めたものであると考えられ、上記事情から結果的に 1 者入札となることはやむを得ないものと判断した。

ii) 契約金額の妥当性について、設計書を閲覧し、設計内容の妥当性については不明であるが、積算により金額が見積もられており、当該設計金額に基づき予定価格が定められており、契約金額は妥当なものであると判断した。

また、本契約については、令和元年東日本台風の影響により一部修繕の実施が困難となったことから、契約金額の減額が行われているが、実施業務の変更を反映した設計書が作成され、設計金額の変更に応じて契約金額が変更されており、契約金額の変更は妥当なものであると判断した。

iii) 履行確認・検査の妥当性について、令和2年3月31日付で契約先から竣工届が提出され、それを受けて検査書が作成されており、履行確認・検査は適切に実施されているものと判断した。

③郡山市富久山クリーンセンター計装設備修繕料

1) 契約の概要

修繕内容	郡山市富久山クリーンセンターごみ焼却施設にて稼働している計装設備や電気設備の性能を確保し、施設の適切な機能を維持するため、修繕を実施するものである。	
契約内容	委託期間	令和元年8月20日から令和2年3月31日まで
	委託金額	14,850,000円（税込）
契約先	東芝プラントシステム株式会社	
契約方式	制限付一般競争入札 （制限内容） 平成31年・32年度の電気工事において郡山市工事等の請負規約に係る指名競争入札参加者の資格審査等を受け、工事等指名競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること、過去10年以内に焼却能力が1炉当たり150t/日以上のスーカ式焼却炉、かつ、発電能力1,950kw以上の発電設備を有する一般廃棄物処理施設について建設工事又は施設の発電設備に係る分散型制御システム等の保守点検業務実績があることなど。	
	入札者数	1者
	予定価格（税込）	14,993,000円
	落札率	99.04%

2) 監査手続の結果

i) 契約手続の妥当性について、本契約は、制限付き一般競争入札によっているが、結果1者入札となっていた。担当者への質問によると、清掃施設の設備の修繕・整備については、製造者・設置者以外では知り得ない設備仕様等があり、製造者以外が参入するにはリスクが高く、採算に合わないものと思われ、過去の入札においても

1 者入札となっているとのことである。

制限内容については、本件業務を行うために必要な資格等を定めたものであると考えられ、上記事情から結果的に 1 者入札となることはやむを得ないものと判断した。

- ii) 契約金額の妥当性について、設計書を閲覧し、設計内容の妥当性については不明であるが、積算により金額が見積もられており、当該設計金額に基づき予定価格が定められており、契約金額は妥当なものであると判断した。
- iii) 履行確認・検査の妥当性について、令和 2 年 3 月 31 日付で契約先から竣工届が提出され、それを受けて検査書が作成されており、履行確認・検査は適切に実施されているものと判断した。

(4) 医薬材料費

①郡山市富久山クリーンセンター医薬材料代（重金属固定剤）

1) 取引の概要

物品詳細	重金属固定剤（液体キレート）	
契約内容 （単価契約）	契約単価	235 円/kg（税抜）
	契約期間	平成 31 年 4 月 11 日～令和 2 年 3 月 31 日
	予定数量	160,598kg（富久山、河内計）
	実績支払額	（富久山分）59,270kg 15,179,355 円
契約先	株式会社太陽興産	
契約方式	制限付一般競争入札 （制限内容） 平成 31・32 年度の郡山市物品の調達に係る指名競争入札参加者等の資格審査、指名等に関する要綱に基づく物品調達指名競争入札参加有資格業者名簿中「販売業産業・衛生資材類」に登録されている者であることなど。	
	入札者数	7 者
	予定価格（税込）	337.9968 円
	落札率	75.09%

2) 監査手続の結果

- i) 契約手続の妥当性について、本契約は制限付一般競争入札によっており、制限内容についても合理的なものであり、問題は無いと判断した。また、薬剤を選定しているが、適合試験の結果により 7 品目の薬剤を選定しており、問題は無いと判断した。
- ii) 契約金額の妥当性について、費用積算書を閲覧し、市況調査の結果及び過去 3 カ年の平均を考慮し積算が行われており、当該積算金額に基づき予定価格が定められて

おり、契約金額は妥当なものであると判断した。

- iii) 履行確認・検査の妥当性について、各月で納品書、請求書が提出され、履行確認・検査は適切に実施されているものと判断した。

③郡山市富久山クリーンセンター医薬材料代（消石灰）

1) 取引の概要

物品詳細	消石灰		
契約内容 (単価契約)	契約単価	31,800 円/t (税抜)	
	契約期間	平成 31 年 4 月 11 日～令和 2 年 3 月 31 日	
	予定数量	1,226t (富久山、河内計)	
	実績支払額	(富久山分) 647.38t 22,428,972 円	
契約先	第一物産株式会社		
契約方式	制限付一般競争入札 (制限内容) 平成 31・32 年度の郡山市物品の調達に係る指名競争入札参加者等の資格審査、指名等に関する要綱に基づく物品調達指名競争入札参加有資格業者名簿中「販売業産業・衛生資材類」に登録されている者であることなど。		
	入札者数	9 者	
	予定価格 (税込)	36,957.6 円	
	落札率	92.93%	

2) 監査手続の結果

- i) 契約手続の妥当性について、本契約は制限付一般競争入札によっており、制限内容についても合理的なものであり、問題は無いと判断した。

なお、契約開始日が 4 月 11 日となっており、4 月 1 日～4 月 10 日までの納品分については、単価契約手続が間に合わないことから、随意契約 (2 者からの見積合わせ) によっており、単価契約よりも高い単価で購入している。

<随意契約による購入状況>

納品日	納入業者	納品数量	単価 (税込)	金額
H31/4/5	東鉦商事(株)	6.11t	43,200 円	263,952 円
H31/4/8	東鉦商事(株)	6.13t	43,200 円	264,816 円
H31/4/10	東鉦商事(株)	5.97t	43,200 円	257,904 円
	合計	18.21t		786,672 円

これは、平成 31 年 3 月での予算の議会承認を経て、指名委員会での入札方法等の審査を行い、3 月 28 日に入札公告、2 週間後の 4 月 11 日に入札日というスケジュールから、予算執行の手続上やむを得ないものであり、購入量によるボリュームデ

イスカウントの関係で単価契約と比べて高い単価での購入になることもやむを得ないと判断した。

また、担当者への質問の結果、前年度3月に購入量を増加させることは、タンクの容量に限度があり、不可能であるとのことであった。

- ii) 契約金額の妥当性について、費用積算書を閲覧し、市況調査の結果及び過去3カ年の購入単価の推移を考慮し積算が行われており、当該積算金額に基づき予定価格が定められており、契約金額は妥当なものと判断した。
- iii) 履行確認・検査の妥当性について、各月で納品書、請求書が提出され、履行確認・検査は適切に実施されているものと判断した。

(5) 施設管理

①郡山市富久山クリーンセンター自家用電気設備点検整備・機能試験業務委託

1) 契約の概要

事業内容	電気事業法（保安規程）及び消防法に準拠し、自家用電気工作物の定期点検整備・非常用発電設備の点検整備を実施し、機器の機能確認・性能維持を図るため実施するものである。	
契約内容	委託期間	令和元年10月11日から令和2年3月31日まで
	委託金額	14,850,000円（税込）
委託先	東芝インフラシステムズ株式会社	
契約方式	制限付一般競争入札 （制限内容） ①平成31年・32年度の自家用電気工作物保守点検業務において郡山市工事等の請負規約に係る指名競争入札参加者の資格審査等を受け、工事等指名競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること、②日本国内で平成8年度以降に稼働した焼却能力300t/日以上全連続ストーカ式焼却炉で発電能力1,950kw以上の発電設備を有する一般廃棄物処理施設及び破碎機を有する粗大ごみ処理施設のある清掃施設の高圧受変電設備の保守点検業務を元請として単独で受注した実績があること、かつ、日本国内の高圧受変電設備保守点検として、遮断機、無停電電源装置、インバータ装置等の保守点検等の点検業務を元請として単独で受注した実績があることなど。	
	入札者数	1者
	予定価格（税込）	15,077,700円
	落札率	98.49%

2) 監査手続の結果

i) 契約手続の妥当性について、本契約は、制限付き一般競争入札によっているが、結果 1 者入札となっていた。担当者への質問によると、清掃施設の設備の修繕・整備については、製造者・設置者以外では知り得ない設備仕様等があり、製造者以外が参入するにはリスクが高く、採算に合わないものと思われ、過去の入札においても 1 者入札となっているとのことである。

制限内容については、本件業務を行うために必要な資格等を定めたものであると考えられ、上記事情から結果的に 1 者入札となることはやむを得ないものと判断した。

ii) 契約金額の妥当性について、設計書を閲覧し、設計内容の妥当性については不明であるが、積算により金額が見積もられており、当該設計金額に基づき予定価格が定められており、契約金額は妥当なものであると判断した。

iii) 検査の妥当性について、令和 2 年 3 月 31 日付で契約先から委託業務完了届に添えて点検報告書などが提出され、それを受けて検査書が作成されており、履行確認・検査は適切に実施されているものと判断した。

(6) その他の委託

①郡山市富久山クリーンセンター（通年）焼却灰・破碎不燃物等運搬業務委託

1) 契約の概要

事業内容	富久山クリーンセンターから発生する可燃物焼却灰及び不燃破碎物等を指名する河内埋立処分場まで運搬する。	
契約内容	委託期間	平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
	委託金額	運搬 1t 当たり 1,684.8 円（税込）
	実績支払額計	470 回・10,340,000 円（税込）
委託先	株式会社河内クリーン	
契約方式	<p>随意契約 （随意契約の理由）</p> <p>以下の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）、及び、郡山市「工事請負契約における随意契約のガイドライン」4 (2)（施工上の経験、知識等を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通したものに施工させる必要があるとき）に該当し、随意契約としている。</p> <p>一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び環境省通知のとおり委託による場合も含め市町村がその処理責任を有しているため、富久山クリーンセンターにおいても、市の廃棄物処理計画に合わせ、施設を安定的に稼働させ、廃棄物を処理しなければならない。本業務は、ごみ処理施設か</p>	

	ら搬出される焼却灰及び不燃残渣等を河内埋立処分場まで運搬する業務であり、その排出量は季節的要因や、災害によるごみの突発的増加、処理設備の不具合等状況により変動するが、施設の安定稼働のためには、搬出物の貯留量や埋立処分場の作業状況、交通事情等を考慮した上で、速やかに運搬しなければならない。よって、この業務を長年受注し、施設の特長や業務内容を熟知し、運搬先である地元にも密接なつながりのある当該業者と特命随意契約を締結するものである。	
	予定価格（税込単価）	1,729.08 円
	落札率	97.43%

2) 監査手続の結果

i) 契約手続の妥当性について、以下の問題がある。

ア 随意契約の妥当性について【意見】

焼却灰等の運搬業務であり、業務の特殊性があるとは考えられず、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）、及び、郡山市「工事請負契約における随意契約のガイドライン」4 (2)（施工上の経験、知識等を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通したものに施工させる必要があるとき）に該当するかについては疑問である。原則は競争入札であり、可能な限り競争入札とすべきである。

ii) 契約金額の妥当性について、本契約における設計金額の算定に当たり、福島県 1 時間当たりの燃料費、運転手人件費、車両損料を積算し、1 トン当たりの単価を算定している。当該設計金額に基づき予定価格が設定され、本委託先から見積書を徴求し、契約単価が設定されており、問題となる点は認められなかった。

iii) 履行確認・検査の妥当性について、本委託先から毎月委託業務完了届が提出され、それを受けて検査書が作成されており、また、富久山クリーンセンター側の搬出実績表と業務完了届の搬出量が一致していたことから、履行確認・検査は適切に実施されているものと判断した。

②郡山市富久山クリーンセンターデータ処理設備保守点検業務委託

1) 契約の概要

事業目的・内容	分散型制御システムはプラント全体の制御について、効率的な監視操作及びデータ管理により省力化を図るものであり、これらの機能・性能保持を図るため保守点検業務を行うものである。	
契約内容	委託期間	令和元年 10 月 11 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

	委託金額	15,950,000 円（税込）
委託先	東芝インフラシステムズ株式会社	
契約方式	制限付一般競争入札 （制限内容） 電気工事に登録がある業者の中で、一炉当たり 150t/日以上のスーカ式焼却炉、かつ発電能力が 1,950kw 以上の発電設備を有する一般廃棄物処理施設において、元請としての建設工事実績又は施設の発電設備に係る分散型制御システム及びそのシステムに接続される計装設備の機能維持及び性能確保のために実施する保守点検業務（システムの一部や計装設備の一部に係る保守点検業務の履行実績は不可）の実績を有すること。	
	入札者数	1 者
	予定価格（税込）	16,864,100 円
	落札率	94.58%

2) 監査手続の結果

- i) 契約手続の妥当性について、本契約については、制限付き一般競争入札によっているが、結果 1 者入札となっていた。担当者への質問によると、清掃施設の設備の修繕・整備については、製造者・設置者以外では知り得ない設備仕様等があり、製造者以外が参入するにはリスクが高く、採算に合わないものと思われ、過去の入札においても 1 者入札となっているとのことである。

制限内容については、本件業務を行うために必要な資格等を定めたものであると考えられ、上記事情から結果的に 1 者入札となることはやむを得ないものと判断した。

- ii) 契約金額の妥当性について、設計書を閲覧し、設計内容の妥当性については不明であるが、積算により金額が見積もられており、当該設計金額に基づき予定価格が定められており、契約金額は妥当なものであると判断した。
- iii) 履行確認・検査の妥当性について、令和 2 年 3 月 31 日付で契約先から委託業務完了届が提出され、それを受けて検査書が作成されており、履行確認・検査は適切に実施されているものと判断した。

③郡山市富久山クリーンセンター運転管理業務委託（長期継続契約）

1) 契約の概要

事業目的・内容	郡山市富久山クリーンセンターの以下の業務を委託するものである。 （1）運転計画書の作成 （2）ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、共通施設、リサイクルプラザの設
---------	--

	備の運転操作、保守、点検、整備、調整、修繕、測定記録等 (3) 休業日及び夜間の施設管理 (4) 施設の清掃、整頓 (5) 薬剤類、消耗品類、貸与物件等の管理	
契約内容	委託期間	平成 30 年 6 月 1 日から令和 3 年 5 月 31 日まで (3 年)
	委託金額	3 年総額 816,480,000 円 (税込) 年額 272,160,000 円 (税込) ※上記税込金額は消費税率 8%にて算定されたものであり、消費税率の改定に伴い 10%として変更契約が締結されている。令和元年度は 274,680,000 円 (税込)
委託先	株式会社シンキ	
契約方式	随意契約 (随意契約の理由) 富久山クリーンセンターは一般廃棄物処理施設であるとともに、自家用火力発電所であり、施設建設業者である川崎重工業株式会社が独自に開発したシステムにより稼働している。このシステムは、知的財産である特許技術が数多く採用され、同社及び同社系列会社並びにその技術的ノウハウを開示されている者以外には運転管理することはできない。 現在の運転管理業者である株式会社シンキは川崎重工業の系列会社であり、同社と守秘義務契約を締結し、技術的ノウハウの教示を受けていることから、富久山クリーンセンターの各設備についての情報及び技術的ノウハウを取得し、業務を実施している。シンキ以外の業者が、運転管理業務の受託意思があっても、運転管理に必要な情報をすべて得ることはできず、そのような状況で運転管理を行うことは不可能であり、施設の安定した運営に支障をきたし、かつ緊急時における対応も困難となる。 以上の理由により、安全性と安定性を確保して業務を履行できるのは、シンキだけであるため、契約の性質が競争入札に適さないと認められることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、特命随意契約をするものである。	
	予定価格 (税込)	276,380,640 円
	落札率	98.47%

2) 監査手続の結果

- i) 契約手続の妥当性について、富久山クリーンセンターの運転管理業務委託は、本施設稼働後から株式会社シンキに業務委託している。随意契約理由書を閲覧し、同社

と特命随意契約を締結することに妥当性があると判断した。また、株式会社シンキは上場企業である川崎汽船株式会社の子会社（議決権比率 85.5%）であり、本業務委託契約についても川崎汽船が契約保証を行っており、業務履行の確実性についても担保されていると判断した。

- ii) 契約金額の妥当性について、設計書を閲覧し、設計内容の妥当性については不明であるが、積算により金額が見積もられており、積算に際しては、公益財団法人全国都市清掃会議が発行する廃棄物処理施設維持管理業務積算要領を基に行っており、当該設計金額に基づき予定価格が定められており、契約金額は妥当なものであると判断した。
- iii) 履行確認・検査の妥当性について、令和 2 年 3 月 31 日付で契約先から委託業務完了届に添えて日報及び月報、各種報告書が提出されており、それを受けて検査書が作成されており、履行確認・検査が適切に実施されていると判断した。

④郡山市富久山クリーンセンター公害監視設備保守点検業務委託

1) 契約の概要

事業目的・内容	塩化水素、ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物及び一酸化炭素についての公害監視装置に不具合、故障事故が発生しないよう機能を維持又は更生することで、装置の健全化を図り、安定した監視測定ができることを目的として実施するものである。	
契約内容	委託期間	令和元年 12 月 9 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
	委託金額	10,670,000 円（税込）
委託先	東芝インフラシステムズ株式会社	
契約方式	制限付一般競争入札 （制限内容） 平成 31 年・32 年度の清掃施設工事において郡山市工事等の請負規約に係る指名競争入札参加者の資格審査等を受け、工事等指名競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること、過去 10 年以内に焼却能力が 1 炉当たり 150t/日以上のスローカ式焼却炉、かつ、発電能力 1,000kw 以上の発電設備を有する一般廃棄物処理施設について建設工事又は施設の公害監視設備の機能維持等のために実施する保守点検業務の実績のあることなど。	
	入札者数	1 者
	予定価格（税込）	10,890,000 円
	落札率	97.98%

2) 監査手続の結果

i) 契約手続の妥当性について、本契約は、制限付き一般競争入札によっているが、結果1者入札となっていた。担当者への質問によると、清掃施設の設備の修繕・整備については、製造者・設置者以外では知り得ない設備仕様等があり、製造者以外が参入するにはリスクが高く、採算に合わないものと思われ、過去の入札においても1者入札となっているとのことである。

制限内容については、本件業務を行うために必要な資格等を定めたものであると考えられ、上記事情から結果的に1者入札となることはやむを得ないものと判断した。

ii) 契約金額の妥当性について、設計書を閲覧し、設計内容の妥当性については不明であるが、積算により金額が見積もられており、当該設計金額に基づき予定価格が定められており、契約金額は妥当なものであると判断した。

iii) 履行確認・検査の妥当性について、令和2年3月31日付で契約先から委託業務完了届が提出され、それを受けて検査書が作成されており、履行確認・検査は適切に実施されているものと判断した。

2 富久山クリーンセンター資源化選別施設維持管理費

(1) 予算実績比較

(単位：千円)

細目／細々目	節	細節	予算額	決算額	不用額
007 富久山クリーンセンター資源化選別施設費	11 需用費	1 消耗品費	3,413	1,707	1,706
		3 庁用燃料費	575	428	147
51 富久山クリーンセンター資源化選別施設維持管理費		4 自動車燃料費	1,681	1,478	203
		5 事業用燃料費	372	208	164
6 印刷製本費		99	-	99	
11 修繕料(物品等)		901	901	-	
14 医薬材料費		86	-	86	
12 役務費		2 電話料	79	75	4
		6 手数料	283	237	46
13 委託料		1 施設管理	543	510	33
	6 その他の委託	56,608	54,726	1,882	
計			64,641	60,271	4,370

以下において、重要と判断した費目の中から任意の取引・契約を抽出し、監査手続を実施した。

(2) その他の委託

①郡山市富久山クリーンセンターリサイクルプラザ（通年）手選別等業務委託

1) 契約の概要

事業目的・内容	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律により、回収されたびん、ペットボトル及びプラスチック類の資源物の選別作業を行うものである。	
契約内容	委託期間	平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
	委託金額	52,655,378 円（税込） ※上記税込金額は消費税率 8%にて算定されたものであり、消費税率の改定に伴い 10%として変更契約が締結されおり、変更後契約額は 53,143,033 円（税込）
委託先	県中環境クリーン協同組合	
契約方式	指名競争入札 以下の理由から指名業者 3 者を選定している。 （業者選定理由書） 本業務の実施に当たっては、容器包装リサイクル法施行令の「分別基準」及び（公財）日本容器包装リサイクル協会の「引き取り品質ガイドライン」に基づき品質のよいべール品（ペットボトルなどを圧縮し梱包したもの）が求められ、品質管理の重要性を認識し、引き取り品質ガイドラインの知識を有することが不可欠である。また、季節による回収資源物量の変動に即した処理対応を図ることも重要であることから、この業務を行うには、郡山地域の再生資源取引業者で組織され、本市のリサイクル事業を推進し、精通している 3 協同組合（県知事の認可）が最も適していることから、地方自治法施行令第 167 条第 1 号により指名する。	
	入札者数	3 者
	予定価格（税込）	52,815,240 円
	落札率	99.70%

2) 監査手続の結果

- i) 契約手続の妥当性について、地方自治法施行令第 167 条第 1 号は「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき」とされており、担当者への質問により、上記記載のとおり、日本容器包装リサイクル協会の基準を満たす品質確保が重要であることから、上記理由から指名競争入札とすることには合理性があると判断した。
- ii) 契約額の妥当性について、設計書を閲覧し、設計内容の妥当性については不明であるが、積算により金額が見積もられており、当該設計金額に基づき予定価格が定め

られており、契約金額は妥当なものであると判断した。

なお、令和元年東日本台風により、一時的に施設の機器の稼働は停止していたが、機器停止期間中はビンの選別を全て手作業で行っており、通常時と同等の人員を必要としていたとのことであり、契約の変更は行っていない。

iii) 履行確認・検査の妥当性について、毎月契約先から委託業務完了届が提出され、それを受けて検査書が作成されており、履行確認・検査は適切に実施されているものと判断した。

3 衛生処理センター維持管理費

(1) 予算実績比較

(単位：千円)

細目／細々目	節	細節	予算額	決算額	不用額	
012 衛生処理センター費	11 需用費	1 消耗品費	6,602	6,536	66	
		3 庁用燃料費	575	188	387	
4 自動車燃料費		103	103	-		
5 事業用燃料費		234	234	-		
6 印刷製本費		5	-	5		
7 電気料		46,999	46,999	-		
8 水道料		777	777	-		
9 ガス料		54	49	5		
10 修繕料 (施設)		57,143	53,592	3,551		
11 修繕料 (物品等)		458	458	-		
14 医薬材料費		19,316	15,953	3,363		
51 衛生処理センター維持管理費		12 役務費	1 郵便料	5	-	5
			2 電話料	104	82	22
			6 手数料	359	169	190
13 委託料	1 施設管理	6,298	4,509	1,789		
	6 その他の委託	97,746	92,096	5,650		
14 使用料及び賃借料	4 その他	15	7	8		
18 備品購入費	2 一般備品購入費	1,333	808	525		
27 公課費	1 自動車重量税	41	40	1		
計			238,167	222,600	15,567	

上記のうち、重要と判断した費目の中から任意の取引・契約を抽出し、監査手続を実施した。

(2) 修繕料 (施設)

①郡山市富久山クリーンセンター衛生処理センター第二処理施設中濃度活性炭脱臭塔修繕

1) 契約の概要

事業目的・内容	郡山市富久山クリーンセンター衛生処理センター第二処理施設において使用する機器類の性能を確保することで、安全かつ円滑な施設運転管理が行えるよう必要な機器の修繕を実施するもの。
---------	--

	(修繕の対象となる機器名) 中濃度活性炭脱臭塔 (施工内容) 既設タンクの解体撤去、新設タンク・各部品の据付作業、本体塗装、試運転調整等	
契約内容	工期	令和元年 10 月 28 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
	請負代金額	17,930,000 円 (税込)
契約先	株式会社クリタス	
契約方式	制限付一般競争入札 (制限内容) ①平成 31 年・32 年度の清掃施設工事において郡山市工事等の請負規約に係る指名競争入札参加者の資格審査等を受け、工事等指名競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること、②清掃施設工事について建設業法の規定に基づく建設業の許可を有する者であることなど。	
	入札者数	1 者
	予定価格 (税込)	18,423,900 円
	落札率	97.32%

2) 監査手続の結果

- i) 契約手続の妥当性について、本契約は、制限付き一般競争入札によっているが、結果 1 者入札となっていた。担当者への質問によると、清掃施設の設備の修繕・整備については、製造者・設置者以外では知り得ない設備仕様等があり、製造者以外が参入するにはリスクが高く、採算に合わないものと思われ、過去の入札においても 1 者入札となっているとのことである。

制限内容については、本件業務を行うために必要な資格等を定めたものであると考えられ、上記事情から結果的に 1 者入札となることはやむを得ないものと判断した。

- ii) 契約額の妥当性について、設計書を閲覧し、設計内容の妥当性については不明であるが、積算により金額が見積もられており、当該設計金額に基づき予定価格が定められており、契約金額は妥当なものであると判断した。
- iii) 履行確認・検査の妥当性について、特記仕様書において、業務完了後に竣工書類として提出することを求めている竣工届、修繕写真を閲覧した結果、適切に検査が行われていた。

(3) 医薬材料費

- ①郡山市富久山クリーンセンター衛生処理センターし尿処理用薬品代 (苛性ソーダ)

1) 取引の概要

物品詳細	苛性ソーダ（ローリー）	
契約内容 （単価契約）	契約単価	22.8 円/kg（税抜）
	契約期間	平成 31 年 4 月 2 日～令和 2 年 3 月 31 日
	予定数量	273,000kg（富久山、河内計）
	実績支払額	（富久山分）155,890kg 3,863,675 円
契約先	東鉱商事株式会社	
契約方式	指名競争入札 （指名業者選定理由） ①業者登録にて「販売-産業衛生資材-工業薬品」に登録し、入札対象品目を取扱可能な業者、②市内に本店又は営業所を有する業者。	
	指名業者数	31 者
	入札者数	12 者
	予定価格（税込）	27.324 円
	落札率	90.12%

2) 監査手続の結果

- i) 契約手続の妥当性について、本契約は指名競争入札によっており、指名業者選定理由についても合理的なものであり、問題は無いと判断した。
- ii) 契約金額の妥当性について、費用積算書を閲覧し、市況調査の結果及び前回契約実績、運賃の値上がりの状況を考慮し積算が行われており、当該積算金額に基づき予定価格が定められており、契約金額は妥当なものであると判断した。
- iii) 履行確認・検査の妥当性について、各月で納品書、請求書が提出され、履行確認・検査は適切に実施されているものと判断した。

(4) その他の委託

①郡山市富久山クリーンセンター衛生処理センター運転管理業務委託（長期継続契約）

1) 契約の概要

事業目的・ 内容	<p>し尿処理施設（衛生処理センター第一・第二処理施設）でのし尿及び浄化槽汚泥等の処理業務を適切に行うことを目的とする廃棄物処理及び清掃に関する法律第 8 条の 3（一般廃棄物処理施設の維持管理）等に基づく施設の運転監視及び保守点検整備等に係る業務であり、主な内容は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 施設の運転操作、監視及び保守点検整備 (2) 設備の簡易故障修理 (3) 機器装置の清掃及び補修塗装
-------------	--

	(4) 業務の記録（写真を含む）、整理及び報告 (5) 緊急時（台風、地震、停電等の災害時）の処置業務 (6) 屋内外の清掃・整理整頓、除草、その他場内整備全般 (7) 備品及び工具等の管理 (8) し渣、脱水汚泥等の搬出 (9) その他、本業務に関する発注者、又は監督員の指示事項	
契約内容	委託期間	平成 30 年 6 月 1 日から令和 3 年 5 月 31 日まで
	委託金額	199,260,000 円（税込） 年額 66,420,000 円（税込） ※上記税込金額は消費税率 8%にて算定されたものであり、消費税率の改定に伴い 10%として変更契約が締結されおり、変更後契約額は 67,650,000 円（税込）
委託先	水 ingAM 株式会社	
契約方式	制限付一般競争入札 （制限内容） ①郡山市建築物等維持管理業務委託に係る指名競争入札参加者等の資格審査、指名等に関する要綱に基づく有資格業者名簿中「水処理施設保守管理」（上水道以外）に登録されていること、②日本国内で、処理能力 100kL/日以上の上水道以外に脱窒素処理方式のし尿処理施設の運転管理業務を元請として単独又は共同企業体の代表構成員として、過去 10 年間以内に受託した（施設の一部の運転管理の履行実績は不可）実績があること、③要件を満たす技術者を専任で配置することができることなど。	
	入札者数	1 者
	予定価格（税込）	年額 66,571,200 円
	落札率	99.77%

2) 監査手続の結果

- i) 契約手続の妥当性について、本契約は、制限付き一般競争入札によっているが、結果 1 者入札となっていた。担当者への質問によると、清掃施設の設備の修繕・整備については、製造者・設置者以外では知り得ない設備仕様等があり、製造者以外が参入するにはリスクが高く、採算に合わないものと思われ、過去の入札においても 1 者入札となっているとのことである。

制限内容については、本件業務を行うために必要な資格等を定めたものであると考えられ、上記事情から結果的に 1 者入札となることはやむを得ないものと判断した。

- ii) 契約額の妥当性について、設計書を閲覧し、設計内容の妥当性については不明であるが、積算により金額が見積もられており、当該設計金額に基づき予定価格が定め

られており、契約金額は妥当なものであると判断した。

設計書における積算は、必要とされる業務毎の工数・人数に基づき行われている。常駐配置人員数は積算上 9.5 人／日（当該人数は、年間所要業務量から 1 日当たりの作業工数を平均的な技能を有する労働者が 1 日 8 時間で行うことが可能な作業量に基づいて算出したものであり、1 日当たりの委託職員の配置人数を算出しているものではないとされている）とされ、また、仕様書における仕様書における業務別人員配置表（例）は 8 名とされている。これに対して、平日の勤務人員数は年度平均で 8.8 人となっており、上記設計や仕様書に対して概ねその範囲内にあり、積算上の工数等には妥当性があると判断した。

iii) 履行確認・検査の妥当性について、特記仕様書において、竣工書類として、業務完了後に提出することとされている関連書類について、令和 2 年 3 月分を閲覧した結果、所定の書類の提出を受けており、適切に検査が行われていた。

第6部 河内クリーンセンター

第1 施設概要

[所在地] 郡山市逢瀬町河内字西牛房沢 59

[TEL] 024-957-2761 [FAX]024-957-2762

[敷地面積] 68,000 m²

本施設は、効率的なごみ処理を図るため、日量 300t のごみ焼却処理施設と日量 70t の粗大ごみ処理施設を兼ね備えている。

設備機能は、周辺環境の保全を最優先とするため公害防止装置を完備し、運転の自動化・省力化の徹底、焼却に伴う熱エネルギーを利用した自家発電、余剰蒸気の温水活用（逢瀬荘）など、効率的な運営をしている。

また、ダイオキシン排出濃度の新基準値（平成 14 年 12 月以降適用 1 ng/N m³）をクリアするために、ダイオキシン削減対策改修工事を実施し、平成 13 年 3 月に完了した。

【焼却施設】

[竣工] 昭和 59 年 2 月

[改造] 平成 13 年 3 月

[建設費] 67 億 3,437 万円

[改修費] 28 億 4,820 万円 <※ダイオキシン削減対策改修工事>
37 億 3,140 万円 <※長寿命化工事>

[炉型式] 全連続焼却式ストーカー型焼却プラント

[焼却能力] 300t/日（150t/24h×2基）

[主要設備] 廃熱ボイラー設備、ろ過式集塵設備、脱硝・脱塩設備
ダスト固化設備、背圧蒸気タービン発電設備（1,700KW）

[運転管理体制] 委託

【粗大ごみ処理施設】

[竣工] 昭和 59 年 2 月

[建設費] 11 億 3,470 万円

[破碎方式] 衝撃剪断併用回転方式

[破碎能] 70t/5h×1基

[主要設備] 回転式破碎機・磁選機・アルミ選別機・振動ふるい・風力選別式

[運転管理体制] 委託

【廃棄物発電・廃棄物熱利用】

[30 年度発電量] 12,691,450KWh

◇30 年度自家消費量 6,816,009KWh

◇30 年度売電量 5,966,610KWh

◇30年度売電収入	48,651,729円
【施設見学者数】	
[30年度受入件数]	38件
[30年度見学者数]	2,446人

第2 現地視察

1 現金収納事務について

河内クリーンセンターにおいては、計量棟受付において「ごみ処分手数料」を徴収している。

受付時間	平日	8:30～16:00
	第2・4土曜日	8:30～11:30
手数料	家庭廃棄物	50円/10kg(税抜)
	事業系一般廃棄物	100円/10kg(税抜)
	犬・猫等死体	1,030円/件

(1) 現金有高のダブルカウントの実施について【意見】

河内クリーンセンターで現金として保有するものは、ごみ焼却・破碎処分手数料および犬、猫等死体処分手数料の売上収受分と釣銭準備金であり、現地視察の際に現金の管理状況を確認した。ごみ焼却・破碎処分手数料および犬、猫等死体処分手数料については、日々現金残高を数えて現金等出納簿に記入しているが、担当者以外の他の者によるダブルカウントが実施されていなかった。また、釣銭準備金については金種表などの証憑の作成は行われていなかった。

ごみ焼却・破碎処分手数料および犬、猫等死体処分手数料の売上収受分については、内部牽制の観点から日々残高のダブルカウントを実施することが望ましいが、実務上の制約から難しい場合には、月に数回程度は抜き打ちで上席者によるダブルカウントを実施すべきである。また、釣銭準備金についても金額をカウントした際の証憑を残し、上席者の承認を受けるべきである。

2 備品管理事務について

備品の実在性及び使用・管理状況を確認するため、備品台帳から任意の備品10件を抽出し、現物実査を行った結果は以下のとおりである。

No	品名(規格)	取得日	金額(円)	物品区分	結果
1	両袖機(スチームオカムラ(両袖機)3807DB)	S53.7.1	28,400	普通物品	問題なし
2	ロッカー(プラス3人用スチール製)	S46.3.31	15,000	普通物品	問題なし

No	品名(規格)	取得日	金額(円)	物品区分	結果
3	自動式配電試験器(YEWTYP3207)	S59.2.28	75,000	普通物品	問題なし
4	普通騒音計(電子測器(株)製TYPE1015)	S59.2.28	234,000	普通物品	問題なし
5	カクサキ式圧縮酸素定量肺力併用循環式酸素呼吸器10号型(重松製作所)	S60.5.28	330,000	普通物品	問題なし
6	フローパネル(焼却施設(音声なし))	S59.2.28	350,000	普通物品	問題なし
7	ファイリングキャビネット(オカムラ4416AZ)	S58.10.21	28,000	普通物品	問題なし
8	ボイラー水圧テスト用ポンプ(久喜ポンプ工業(株)TB-4)	S59.2.28	198,000	普通物品	問題なし
9	板金盤(900×1200×125 オーギ印T-17)	S59.2.28	248,000	普通物品	問題なし
10	ポータブル振動計(国際機械振動研究所製VM-3324A)	S59.2.28	350,000	普通物品	問題なし

現地調査の結果、上記のサンプルには全て備品台帳の記載事項が印字されたシールが貼付されており、管理状況に問題はなかった。また、全ての備品を網羅したものではないが備品配置図も作成されており、備品の管理状況は良好だといえる。

3 売電収入について

(単位 kWh・円)

区分 年度	発電電力量	余剰電力量	売電収入
平成27年度	5,780,870	1,340,560	10,930,924
平成28年度	12,349,200	5,791,600	47,224,695
平成29年度	11,852,440	5,468,420	44,589,488
平成30年度	12,691,450	5,966,610	48,651,729
令和元年度	12,370,870	5,653,950	46,493,000

ごみ焼却熱を利用して発電しており、平成28年1月5日に締結した電力供給契約に基づき、平成28年1月からセンター内で使用して余った分を東北電力株式会社へ売却している。電力料金は1キロワット時につき7円55銭に消費税等を加算した額である。

なお、河内クリーンセンターは余剰電力を売電する一方で、每期一定程度の電力の購入を行っている(令和元年度は17,893千円)。これは、オーバーホールの際に発電が行われない時の電力を補う場合に必要となる電力の購入(毎月の基本料金を含む)である。

第3 個別事業について

1 河内クリーンセンター維持管理費

(1) 予算実績比較

(単位：千円)

細目／細々目	節	細節	予算額	決算額	不用額	
008 河内クリーンセンター費	4 共済費	4 賃金雇用保険料(調整)	48	33	15	
		6 賃金厚生保険料(調整)	824	717	107	
51 河内クリーンセンター維持管理費	7 賃金	2 日額賃金	5,424	5,424	-	
		11 需用費	1 消耗品費	11,523	11,523	-
			4 自動車燃料費	123	123	-
			5 事業用燃料費	2,635	2,512	123
			6 印刷製本費	442	401	41
			7 電気料	18,128	18,128	-
			8 水道料	13,672	13,672	-
			9 ガス料	84	75	9
			10 修繕料(施設)	213,390	213,390	-
			11 修繕料(物品等)	141	141	-
			14 医薬材料費	81,969	81,940	28
			15 被服費(調整)	62	58	4
		12 役務費	1 郵便料	7	7	-
			2 電話料	200	170	30
			6 手数料	1,820	1,776	44
	8 火災等保険料		1,172	1,171	1	
	13 委託料	1 施設管理	18,508	18,168	340	
		6 その他の委託	264,482	264,450	32	
	14 使用料及び賃借料	3 電算機器借上料	1,058	648	410	
		4 その他	15	15	0	
	19 負担金補助及び交付金	1 負担金(国に対するもの)	2	1	1	
		5 負担金(その他に対するもの)	31	31	1	
	27 公課費	1 自動車重量税	9	8	1	
		2 その他	2,235	1,323	912	
	計			638,003	635,905	2,098

上記のうち、重要と判断した費目の中から任意の取引・契約を抽出し、監査手続を実施した。

(2) 修繕料(施設)

①郡山市河内クリーンセンターごみ焼却施設等オーバーホール

1) 契約の概要

修繕内容	郡山市河内クリーンセンターのごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設の点検整備を行うもの。	
契約内容	工期	令和元年9月4日から令和2年3月19日まで
	委託金額	194,700,000円(税込)
契約先	川崎重工業株式会社	
契約方式	制限付一般競争入札 (制限内容)	

	平成 31 年・32 年度の清掃施設工事において郡山市工事等の請負規約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（平成 13 年 4 月 24 日制定）に基づく認定を受け、工事等指名競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること、郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないことなど。	
	入札者数	1 者
	予定価格（税込）	194,968,400 円
	落札率	99.86%

2) 監査手続の結果

- i) 契約手続の妥当性について、本契約は、制限付き一般競争入札によっているが、結果 1 者入札となっていた。担当者への質問によると、清掃施設の設備の修繕・整備については、製造者・設置者以外では知り得ない設備仕様等があり、製造者以外が参入するにはリスクが高く、採算に合わないものと思われ、過去の入札においても 1 者入札となっているとのことである。

制限内容については、本件業務を行うために必要な資格等を定めたものであると考えられ、上記事情から結果的に 1 者入札となることはやむを得ないものと判断した。

- ii) 契約金額の妥当性について、設計書を閲覧し、設計内容の妥当性については不明であるが、積算により金額が見積もられており、当該設計金額に基づき予定価格が定められており、契約金額は妥当なものであると判断した。
- iii) 履行確認・検査の妥当性について、令和 2 年 3 月 19 日付で契約先から竣工届が提出され、それを受けて検査書が作成されており、履行確認・検査は適切に実施されているものと判断した。

(3) その他の委託

①郡山市河内クリーンセンター運転管理業務委託（長期継続契約）

1) 契約の概要

事業目的・内容	郡山市河内クリーンセンターの以下の業務を委託するものである。 特記仕様書に掲げる設備の運転操作、監視、記録、日常的な保守点検整備、修繕及びこれらに付随する一切の業務	
契約内容	委託期間	平成 30 年 6 月 1 日から令和 3 年 5 月 31 日まで（3 カ年）
	委託金額	3 カ年総額 631,800,000 円（税込） 年額 210,600,000 円（税込）

		※上記税込金額は消費税率8%にて算定されたものであり、消費税率の改定に伴い10%として変更契約が締結されている。令和元年度は212,550,000円(税込)
委託先	株式会社シンキ	
契約方式	<p>随意契約 (随意契約の理由)</p> <p>河内クリーンセンターは一般廃棄物処理施設であるとともに、自家用火力発電所であり、施設建設業者である川崎重工業株式会社が独自に開発したシステムにより稼働している。このシステムは、知的財産である特許技術が数多く採用され、同社及び同社系列会社並びにその技術的ノウハウを開示されている者以外には運転管理することはできない。</p> <p>現在の運転管理業者である株式会社シンキは川崎重工業の系列会社であり、同社と守秘義務契約を締結し、技術的ノウハウの教示を受けていることから、河内クリーンセンターの各設備についての情報及び技術的ノウハウを取得し、業務を実施している。株式会社シンキ以外の業者が、運転管理業務の受託意思があっても、運転管理に必要な情報をすべて得ることはできず、そのような状況で運転管理を行うことは不可能であり、施設の安定した運営に支障をきたし、かつ緊急時における対応も困難となる。</p> <p>以上の理由により、安全性と安定性を確保して業務を履行できるのは、シンキだけであるため、契約の性質が競争入札に適さないと認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、特命随意契約をするものである。</p>	
	予定価格(税込)	210,600,000円
	落札率	98.98%

2) 監査手続の結果

- i) 契約手続の妥当性について、河内クリーンセンターの運転管理業務委託は、本施設稼働後から株式会社シンキに業務委託している。随意契約理由書を閲覧し、同社と特命随意契約を締結することに妥当性があると判断した。また、株式会社シンキは上場企業である川崎汽船株式会社の子会社(議決権比率85.5%)であり、本業務委託契約についても川崎汽船が契約保証を行っており、業務履行の確実性についても担保されていると判断した。なお、契約保証の内容は以下のとおりである。

連帯保証人は、受注者が本業務委託に係る債務を履行できない場合に、これによって生ずる損害金の支払及び受注者に代わって自ら業務委託を完了させることを、受注者の株主である限り保証する。ただし、保証は契約額を限度とし、履行保証保険の原本を貴市に寄託することにより保証する。

- ii) 契約金額の妥当性について、設計書を閲覧し、設計内容の妥当性については不明であるが、積算により金額が見積もられており、積算に際しては、公益財団法人全国都市清掃会議が発行する廃棄物処理施設維持管理業務積算要領を基に行っており、当該設計金額に基づき予定価格が定められており、契約金額は妥当なものであると判断した。
- iii) 履行確認・検査の妥当性について、令和2年3月31日付で契約先から委託業務完了届に添えて日報及び月報、各種報告書が提出されており、それを受けて検査書が作成されており、履行確認・検査が適切に実施されていると判断した。ただし、以下の点について改善が望まれる。

iv) 事故報告書の提出について【意見】

仮に同センター内で事故が起こった場合には、運転業務日誌に事故の内容が記載されることになっているが、別途事故報告書は作成されない。

富久山クリーンセンターでは、事故が起こった際には事故報告書を作成することになっているため、河内クリーンセンターにおいても同様に事故報告書を別途作成する運用に変えるべきである。

第7部 河内埋立処分場

第1 施設の概要

[所在地] 郡山市逢瀬町河内字丑 40-2

[TEL] 024-957-2765 [FAX]024-957-2765

[埋立処分場面積] 255,650 m²

本施設は、埋立面積 124,400 m²、埋立容量 894,000 m³の埋立処分地で、汚水処理施設 2か所を設置し、周辺地域の自然環境及び景観等に十分配慮して、昭和 58 年 11 月から埋立を開始し、現在に至っている。

[埋立方法] 準好気性サンドイッチ工法

[埋立開始] 第一期埋立地…昭和 58 年 11 月

第二期埋立地…平成 5 年 6 月

第三期埋立地…平成 10 年 6 月

[事業費] 第一期埋立地…12 億 300 万円

第二期埋立地…2 億 2,000 万円

第三期埋立地…42 億円

合計…56 億 2,300 万円

[工期] 第一期埋立地…(着工) 昭和 57 年 9 月

(竣工) 昭和 58 年 10 月

第二期埋立地…(着工) 平成 2 年 9 月

(竣工) 平成 4 年 3 月

第三期埋立地…(着工) 平成 7 年 8 月

(竣工) 平成 10 年 3 月

[埋立完了予定] 平成 35 年

※当初は平成 23 年に埋立完了予定であったが、ごみ減量化の推進及び残容量調査により 12 年延命できる見通し。

[附帯施設] ◇汚水処理棟 (総処理能力…500 m³/24h)

○第一汚水処理施設 (処理能力…300 m³/24h)

○第二汚水処理施設 (処理能力…200 m³/24 h)

◇管理棟 (計量棟)

○112.48 m³ (鉄骨、鉄筋コンクリート造り平屋建)

【施設見学者数】

[30 年度受入件数] 0 件

[30 年度見学者数] 0 人

第2 予算実績比較

(単位：千円)

細目／細々目		節	細節	予算額	決算額	不用額	
010	河内埋立処分場費	4	共済費	4 賃金雇用保険料 (調整)	17	-	17
				6 賃金厚生保険料 (調整)	289	253	36
51	河内埋立処分場維持管理費	7	賃金	2 日額賃金	1,848	1,848	-
				4 人夫賃金	71	66	5
		11	需用費	1 消耗品費	528	401	127
				3 庁用燃料費	52	42	10
				4 自動車燃料費	64	52	12
				5 事業用燃料費	1,362	824	538
				7 電気料	12,431	12,270	161
				9 ガス料	28	23	5
				10 修繕料 (施設)	17,947	17,947	-
				11 修繕料 (物品等)	121	37	84
				14 医薬材料費	5,169	4,063	1,106
				15 被服費 (調整)	23	17	6
		12	役務費	2 電話料	141	122	19
				6 手数料	1,225	1,150	75
		13	委託料	1 施設管理	1,595	1,252	343
				6 その他の委託	41,596	41,596	-
		14	使用料及び賃借料	2 借地借家料 (調整)	2,422	2,422	0
4 その他	15			15	0		
16	原材料費	1 原材料費	1,419	790	629		
27	公課費	1 自動車重量税	7	7	0		
計				88,370	85,195	3,175	

河内埋立処分場維持管理費については、支出内容に重要と認められるものがなかったことから、詳細な検討は省略した。

第8部 その他の事業

第1 し尿処理総務費

1 予算実績比較

(単位：千円)

細目／細々目	節	細節	予算額	決算額	不用額
011 し尿処理総務費	11 需用費	8 水道料	3,736	3,736	-
51 し尿処理総務費	13 委託料	6 その他の委託	220,805	220,805	-
		5 負担金(その他に対するもの)	6,237	6,237	-
			計	230,778	230,778

上記のうち、重要と判断した費目の中から任意の取引・契約を抽出し、監査手続を実施した。

2 その他の委託

(1) 災害に係る一般廃棄物(し尿)域外運搬業務委託

①契約の概要

事業目的・ 内容	<p>令和元年東日本台風の影響により富久山クリーンセンター衛生処理センター(衛生処理センター)が機能停止したことに伴い、処理不能となった災害に係る一般廃棄物(し尿)(浄化槽汚泥を含む)を広域処理するために、他団体の処理施設(※)へ運搬する。</p> <p>※施設名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 田村地方衛生処理センター(田村広域行政組合) ・ 石川地方し尿処理場(石川地方生活環境施設組合) ・ 白河地方清掃センター(白河地方広域市町村圏整備組合) ・ 環境センターし尿処理施設(会津若松地方広域市町村圏整備組合) ・ 福島市衛生処理場(福島市) ・ 川俣方部衛生処理組合川俣方部衛生処理場(川俣方部衛生処理組合) ・ 東白クリーンセンターし尿処理施設(東白衛生組合) ・ 相馬方部衛生組合衛生センター(相馬方部衛生組合) ・ 双葉地方広域市町村圏組合双葉環境センター(双葉地方広域市町村圏組合) ・ 東部・西部衛生センター(南会津地方環境衛生組合) ・ 環境センター塩川工場(喜多方地方広域市町村圏組合) ・ 三春水環境センター(三春町)…契約後追加(令和元年11月14日) 	
契約内容	委託期間	令和元年10月21日から令和2年3月31日まで
	委託金額	1回当たり66,000円(税込)

	実績支払額計	2,253 回・148,698,000 円 (税込)
委託先	郡山市エコ・サービス協業組合	
契約方式	随意契約 (随意契約の理由) 以下の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号 (緊急の必要により競争入札に付することができないとき) に該当し、随意契約としている。 富久山衛生処理センターが台風第 19 号により被災し、機能停止したことに伴い、処理不能となった浄化槽汚泥が生じていることから、他市町村等へ広域処理を依頼するに当たり、早急に汚泥を運搬する必要がある。上記業者は、一般廃棄物 (し尿) 収集運搬許可業者 16 社のうち 15 社の加盟する組合であり、処理不能となった廃棄物を運搬する人員と資機材を有していることから、早急に対応が可能であると認められるため。	
	予定価格 (税込単価)	69,520 円
	落札率	94.9%

②監査手続の結果

1) 契約手続の妥当性について、本契約については、随意契約によっているが、衛生処理センターの被災に伴う緊急性の高い業務であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号 (緊急の必要により競争入札に付することができないとき) に該当し、随意契約とすることは妥当であると判断した。

2) 契約額の妥当性について、以下の問題がある。

i) 契約の見直しについて【指摘】

契約に際して、各施設への運搬回数や距離に基づく移動時間から、加重平均した 1 回当たり所要時間を計算し、運搬 1 回当たりの設計単価を算定している。契約単価は委託先から見積書入手し、見積書単価を設計単価と比較して決定されている。

一方、契約後 11 月に処理施設に衛生処理センターから最も近い三春町 (三春水環境センター) が追加され、11 月以降は三春町への運搬回数が相対的に多くを占める結果となっているが、単価の見直しは行われていない。

下記実績に基づき、市の行った積算と同様の試算を行った結果、市の契約時の設計単価と比較して約 50%低下している。

本件業務については、上記のとおり、緊急性の高い業務であり、委託先である運搬業者においても通常の収集業務に加えて実施する必要があり、負荷が大きい業務であることは理解できるが、積算における経費率 (委託先利益相当額) が他の収集業務に比べて高く設定されていることから、上記の実態を踏まえて、契約単価の

見直しを行うべきであったと判断する。

<月別・運搬場所別運搬回数>

運搬場所	10月	11月	12月	1月	2月	計
福島市	56	130	108	84	-	378
田村	24	72	19	18	-	133
石川	28	104	91	6	-	229
白河	22	95	18	-	-	135
会津若松	58	147	-	-	-	205
三春	-	144	730	247	52	1,173
計	188	692	966	355	52	2,253

3) 履行確認・検査の妥当性について、担当者に質問した結果、①搬出前日までに搬出先及び回数を委託先と調整し、その内容を各搬出先施設に事前連絡、②衛生処理センターの搬出簿と搬出先からの受入報告書との突合を行っていたとのことである。

三春町水環境センターについて、同センターからの受入報告書と委託先からの報告書が一致しており、検査は適切に実施されていると判断した。

(2) 災害に係る一般廃棄物（し尿）域外運搬業務委託（その2）

①契約の概要

事業目的・内容	令和元年東日本台風の影響により富久山クリーンセンター衛生処理センター（衛生処理センター）が機能停止したことに伴い、処理不能となった災害に係る一般廃棄物（し尿）（浄化槽汚泥を含む）を広域処理するために、他団体の処理施設（※）へ運搬する。上記運搬業務委託先だけでは運搬しきれないことから、追加で協力要請を行ったものである。 ※施設名 ・ 白河地方清掃センター（白河地方広域市町村圏整備組合） ・ 環境センターし尿処理施設（会津若松地方広域市町村圏整備組合） ・ 福島市衛生処理場（福島市） ・ いわき市東部・南部衛生センター（いわき市）	
契約内容	委託期間	令和元年11月25日から令和2年1月31日まで
	委託金額	21,395,000円（税込）
委託先	福島県環境整備協同組合連合会	
契約方式	随意契約	

(随意契約の理由)	
以下の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(緊急の必要により競争入札に付することができないとき)に該当し、随意契約としている。	
富久山衛生処理センターが台風第19号により被災し、機能停止したことに伴い、処理不能となった浄化槽汚泥が生じていることから、他市町村等へ広域処理を依頼するに当たり、早急に汚泥を運搬する必要がある。上記業者は、県内一般廃棄物収集運搬許可業者の連合体であり、処理不能となった廃棄物を運搬する人員と資機材を有していることから、早急に対応が可能であると認められるため。	
予定価格(税込)	21,399,400円
落札率	99.97%

②監査手続の結果

1) 契約手続の妥当性について、本契約は、随意契約によっているが、衛生処理センターの被災に伴う緊急性の高い業務であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(緊急の必要により競争入札に付することができないとき)に該当し、随意契約とすることは妥当であると判断した。

2) 契約額の妥当性について、本契約は、実施期間及び搬送先毎の運搬量が事前に概ね決定していたことから、総額での契約とされている。設計金額は、運搬車両の容量別に1時間当たりの単価を福島県土木工事標準積算基準等に基づき積算し、予定される搬送先毎の移動時間、搬出回数を乗じて算定している。

積算時の運搬回数と実績回数は運搬先別で以下のとおり一致しており、契約額は妥当であると判断した。

<月別・運搬場所別運搬回数>

運搬場所	11月	12月	1月	実績回数計	積算時回数	差異
福島市	35	32	7	74	74	-
白河	10	51	16	77	77	-
会津若松	-	28	-	28	28	-
いわき	29	86	-	115	115	-
計	74	197	23	294	294	-

3) 履行確認・検査の妥当性について、担当者に質問した結果、①搬出前日までに搬出先及び回数を委託先と調整し、その内容を各搬出先施設に事前連絡、②衛生

処理センターの搬出簿と搬出先からの受入報告書との突合を行っていたとのことである。委託先から提出された業務完成届には日々の運搬先別の搬出量・車両台数が記載された運搬報告書が添付されており、履行確認・検査は適切に行われていると判断した。

(3) 災害に係る一般廃棄物（し尿）運搬業務委託

①契約の概要

事業内容	令和元年東日本台風の影響により富久山クリーンセンター衛生処理センター（衛生処理センター）が機能停止したことに伴い、処理不能となった災害に係る一般廃棄物（し尿）（浄化槽汚泥を含む）を流域下水道で処理するために、郡山市下水道管理センターへ運搬する。	
契約内容	委託期間	令和元年 11 月 25 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
	委託金額	1 回当たり 22,000 円（税込）
	実績支払額計	470 回・10,340,000 円（税込）
委託先	郡山市エコ・サービス協業組合	
契約方式	随意契約 （随意契約の理由） 以下の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）に該当し、随意契約としている。 富久山衛生処理センターが台風第 19 号により被災し、機能停止したことに伴い、処理不能となった浄化槽汚泥が生じていることから、他市町村等へ依頼する広域処理に加えて、流域下水道への放流も行う必要があり、投入先である郡山市下水道管理センターまで早急に汚泥を運搬しなければならない。上記業者は、一般廃棄物（し尿）収集運搬許可業者 16 社のうち 15 社の加盟する組合であり、処理不能となった廃棄物を運搬する人員と資機材を有していることから、早急に対応が可能であると認められるため。	
	予定価格（税込単価）	22,110 円
	落札率	99.5%

②監査手続の結果

1) 契約手続の妥当性について、本契約は、随意契約によっているが、衛生処理センターの被災に伴う緊急性の高い業務であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）に該当し、随意契約とすることは妥当であると判断した。

2) 契約金額の妥当性について、本契約における設計金額の算定に当たり、1 時間当た

りの燃料費、運転手人件費、車両損料を積算し、1回当たりの業務時間を乗じて1回当たりの単価を算定している。

運転手人件費の単価が上記2件の運搬業務よりも高く設定されていたが、これは、搬出先である郡山下水道管理センターから下水道への流入量の少ない時間帯に搬入を要請され、午前5時～8時での業務となることから、時間外加算として積算されたものであるとのことであり、問題となる点は認められなかった。

- 3) 履行確認・検査の妥当性について、担当者に質問した結果、①搬出前日までに搬出先及び回数を委託先と調整し、その内容を各搬出先施設に事前連絡、②衛生処理センターの搬出簿と搬出先からの受入報告書との突合を行っていたとのことである。委託先から提出された業務完成届には日々の搬出量・運搬回数が記載された運搬報告書が添付されており、履行確認・検査は適切に行われていると判断した。

(4) 災害に係る一般廃棄物（し尿）処理業務委託料

①契約の概要

事業内容	令和元年東日本台風の影響により富久山クリーンセンター衛生処理センター（衛生処理センター）が機能停止したことに伴い、処理不能となった災害に係る一般廃棄物（し尿）（浄化槽汚泥を含む）を広域処理するため、三春町（三春水処理センター）に処理を委託する。	
契約内容	委託先	三春町
	委託期間	令和元年11月20日から令和2年3月31日まで
	委託金額	4,950円/kl（税込）
	実績支払額計	4,222.8kl・20,902,860円（税込）

②監査手続の結果

- 1) 契約手続・契約額の妥当性について、本契約は衛生処理センターが機能停止となったことに伴い、処理不能となったし尿の広域処理を三春町（三春水処理センター）に委託するものであり、三春町からの一般廃棄物搬入処理承認通知書に基づき、契約が締結されているものであり、問題となる点は認められなかった。
- 2) 履行確認・検査の妥当性について、委託先である三春町から提出された請求書には、日々の搬入車両の容量別回数、受入量が記載された受入簿が添付されており、履行確認・検査は適切に行われていると判断した。

第2 公衆便所維持管理費

1 予算実績比較

(単位：千円)

細目／細々目	節	細節	予算額	決算額	不用額
003 公衆便所費	7 賃金	4 人夫賃金	115	76	39
	11 需用費	1 消耗品費	60	7	53
51 公衆便所維持管理費		7 電気料	165	158	7
		8 水道料	640	586	54
		10 修繕料(施設)	1,000	474	526
		12 役務費	6 手数料	4,581	3,780
	13 委託料	1 施設管理	66,179	62,441	3,738
	計			72,740	67,522

上記のうち、重要と判断した費目の中から任意の取引・契約を抽出し、監査手続を実施した。

2 その他の委託

(1) 郡山市公衆衛生便所清掃業務委託 A 区域

①契約の概要

事業目的・内容	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法〔廃棄物処理法〕)」第5条に基づき、清潔で快適に公衆便所を利用できるよう、し尿の汲み取り及び破損箇所等の修繕や清掃業務委託、器具の安全点検等を行う巡回監視業務委託を実施する。主な業務内容は以下のとおりである</p> <p>(1) 清掃等</p> <p>ア 床面の清掃</p> <p>イ 壁面の清掃</p> <p>ウ 器具の清掃</p> <p>エ 天井等の清掃</p> <p>オ 敷地内の清掃</p> <p>カ 殺虫剤の散布及び芳香ボールの配置、補充</p> <p>キ 詰り処理</p> <p>ク トイレトペーパーの補充(湖南地区公衆トイレのみ)</p> <p>コ タンク水残量の確認及び報告(布引高原公衆常設トイレのみ)</p> <p>(2) 修繕箇所の報告</p> <p>対象：郡山市公衆便所清掃業務 A 区域(67 か所 7,326 回予定)</p>	
契約内容	委託期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
	委託金額	14,876,437円(税込)
委託先	福島県中央メンテナンス協同組合	
契約方式	指名競争入札 (業者選定の理由)	

	<p>業務委託の施行場所範囲が市内の広範囲に渡り、箇所数や清掃回数も多く、組織規模や履行能力の確保が必要であり、また、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業務等の合理化に関する特別措置法、さらに官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の趣旨を踏まえ実施する。</p> <p>下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業務等の合理化に関する特別措置法（抄） （職業のあっせん等）</p> <p>第九条 国又は地方公共団体は、一般廃棄物処理業務等を行う者が合理化事業計画の定めるところにより事業の転換等を行う場合においては、当該事業の従事者について、職業訓練の実施、就職のあっせんその他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>官公需についての中小企業者の受注確保に関する法律（抄） （地方公共団体の施策）</p> <p>第七条 地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない。</p>								
	<table border="1"> <tr> <td>指名業者数</td> <td>3者</td> </tr> <tr> <td>入札者数</td> <td>3者</td> </tr> <tr> <td>予定価格（税込）</td> <td>15,436,440円</td> </tr> <tr> <td>落札率</td> <td>95.85%</td> </tr> </table>	指名業者数	3者	入札者数	3者	予定価格（税込）	15,436,440円	落札率	95.85%
指名業者数	3者								
入札者数	3者								
予定価格（税込）	15,436,440円								
落札率	95.85%								

②監査手続の結果

1) 契約手続の妥当性について、問題となる点は認められなかったが、以下の点について検討する必要がある。

i) 指名競争入札について【意見】

本契約については指名競争入札によるものであるが、過去10年以上上記理由により同じ3者が指名業者となっており、また、落札者も過去10年以上年間同一業者となっている。上記特措法の趣旨から当初の指名競争入札の理由としては理解できるものの、施行から30年以上経過しており、第九条でいうところの事業の転換にとまなう職業のあっせんをいつまで続けるのか決める必要があるのではないだろうか。また、指名競争入札にもかかわらず長期間同一業者が受注していることは健全ではない。基本的な業務は公衆便所の清掃であり、特殊な業務ではないため通常であるならば一般競争入札となる業務である。そうであるならば、将来的には他の清掃業者も参入できるように区分けを変更する等措置を講じ指名業者を増やしある程度の競争を促す方策を検討すべきではないだろうか。

- 2) 契約額の妥当性について、費用積算書を閲覧し、市況調査の結果及び前回契約実績、運賃の値上がりの状況を考慮し積算が行われており、当該積算金額に基づき予定価格が定められており、契約金額は妥当なものであると判断した。
- 3) 履行確認・検査の妥当性について、本委託先から毎月委託業務完了届が提出され、それを受けて検査書が作成されており（任意の月で確認）、また、任意の月で作業報告書と予定表を比較した結果大きな差異はないことから、履行確認・検査は適切に実施されているものと判断した。

(2) 郡山市公衆衛生便所清掃業務委託 B 区域

①契約の概要

事業目的・内容	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法〔廃棄物処理法〕）」第 5 条に基づき、清潔で快適に公衆便所を利用できるよう、し尿の汲み取り及び破損箇所等の修繕や清掃業務委託、器具の安全点検等を行う巡回監視業務委託を実施する。主な業務内容は以下のとおりである</p> <p>(1) 清掃等</p> <p>ア 床面の清掃 イ 壁面の清掃 ウ 器具の清掃 エ 天井等の清掃 オ 敷地内の清掃 カ 殺虫剤の散布及び芳香ボールの配置、補充 キ 詰り処理 ク トイレットペーパーの補充（湖南地区公衆トイレのみ） コ タンク水残量の確認及び報告（布引高原公衆常設トイレのみ）</p> <p>(2) 修繕箇所の報告</p> <p>対象：郡山市公衆便所清掃業務 B 区域（57 か所 7,363 回予定）</p>	
契約内容	委託期間	平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
	委託金額	14,126,400 円（税込）
委託先	福島県ビル管理協同組合	
契約方式	<p>指名競争入札 （業者選定の理由）</p> <p>業務委託の施行場所範囲が市内の広範囲に渡り、箇所数や清掃回数も多く、組織規模や履行能力の確保が必要であり、また、下水道の整備等に伴う一般</p>	

<p>廃棄物処理業務等の合理化に関する特別措置法、さらに官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の趣旨を踏まえ実施する。</p> <p>下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業務等の合理化に関する特別措置法（抄） （職業のあっせん等）</p> <p>第九条 国又は地方公共団体は、一般廃棄物処理業務等を行う者が合理化事業計画の定めるところにより事業の転換等を行う場合においては、当該事業の従事者について、職業訓練の実施、就職のあっせんその他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>官公需についての中小企業者の受注確保に関する法律（抄） （地方公共団体の施策）</p> <p>第七条 地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない。</p>	
指名業者数	3者
入札者数	3者
予定価格（税込）	14,535,720円
落札率	97.18%

②監査手続の結果

- 1) 契約手続の妥当性について、問題となる点は認められなかったが、上記①郡山市公衆衛生便所清掃業務委託 A 区域と同様の点について検討する必要がある。
- 2) 契約額の妥当性について、費用積算書を閲覧し、市況調査の結果及び前回契約実績、運賃の値上がりの状況を考慮し積算が行われており、当該積算金額に基づき予定価格が定められており、契約金額は妥当なものであると判断した。
- 3) 履行確認・検査の妥当性について、本委託先から毎月委託業務完了届が提出され、それを受けて検査書が作成されており（任意の月で確認）、また、任意の月で作業報告書と予定表を比較した結果大きな差異はないことから、履行確認・検査は適切に実施されているものと判断した。

(3) 郡山市公衆衛生便所清掃業務委託 C 区域

①契約の概要

<p>事業目的・ 内容</p>	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法〔廃棄物処理法〕）」第 5 条に基づき、清潔で快適に公衆便所を利用できるよう、し尿の汲み取り及び破損箇所等の修繕や清掃業務委託、器具の安全点検等を行う巡回監視業務委託を実施する。主な業務内容は以下のとおりである</p> <p>(1) 清掃等</p> <p>ア 床面の清掃 イ 壁面の清掃 ウ 器具の清掃 エ 天井等の清掃 オ 敷地内の清掃 カ 殺虫剤の散布及び芳香ボールの配置、補充 キ 詰り処理 ク トイレットペーパーの補充（湖南地区公衆トイレのみ） コ タンク水残量の確認及び報告（布引高原公衆常設トイレのみ）</p> <p>(2) 修繕箇所の報告</p> <p>対象：郡山市公衆便所清掃業務 C 区域（90 か所 14,410 回予定）</p>	
<p>契約内容</p>	<p>委託期間</p>	<p>平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで</p>
<p></p>	<p>委託金額</p>	<p>27,324,000 円（税込）</p>
<p>委託先</p>	<p>郡山市エコ・サービス協業組合</p>	
<p>契約方式</p>	<p>指名競争入札</p> <p>(業者選定の理由)</p> <p>業務委託の施行場所範囲が市内の広範囲に渡り、箇所数や清掃回数も多く、組織規模や履行能力の確保が必要であり、また、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業務等の合理化に関する特別措置法、さらに官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の趣旨を踏まえ実施する。</p> <p>下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(抄)</p> <p>(職業のあっせん等)</p> <p>第九条 国又は地方公共団体は、一般廃棄物処理業等を行う者が合理化事業計画の定めるところにより事業の転換等を行う場合においては、当該事業の従事者について、職業訓練の実施、就職のあっせんその他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	

官公需についての中小企業者の受注確保に関する法律（抄） （地方公共団体の施策）	
第七条 地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない。	
指名業者数	3者
入札者数	3者
予定価格（税込）	28,960,200円
落札率	94.35%

②監査手続の結果

- 1) 契約手続の妥当性について、問題となる点は認められなかったが、上記①郡山市公衆衛生便所清掃業務委託 A 区域と同様の点について検討する必要がある。
- 2) 契約額の妥当性について、費用積算書を閲覧し、市況調査の結果及び前回契約実績、運賃の値上がりの状況を考慮し積算が行われており、当該積算金額に基づき予定価格が定められており、契約金額は妥当なものであると判断した。
- 3) 履行確認・検査の妥当性について、本委託先から毎月委託業務完了届が提出され、それを受けて検査書が作成されており（任意の月で確認）、また、任意の月で作業報告書と予定表を比較した結果大きな差異はないことから、履行確認・検査は適切に実施されているものと判断した。

（４）郡山市公衆衛生便所巡回監視業務委託

①契約の概要

事業目的・内容	<p>本業務は、関係法令及び本仕様書を忠実に守り、郡山市が市内各所に設置している公衆便所が常に清潔的で、快適な使用が維持されることを目的とした公衆便所巡回監視業務。主な業務は下記のとおりである。</p> <p>（１）清潔維持のための巡回点検</p> <p>ア 日常清掃状況の点検</p> <p>イ 汚れた箇所の清掃（落書き除去）</p> <p>ウ タバコの吸殻、雑誌等のごみ拾い</p> <p>（２）機能維持のための巡回点検</p> <p>ア 便器、便槽等の外観及び機能点検</p> <p>イ 手洗い等水道器具の外観及び機能点検</p> <p>ウ 建物本体（外観、内装、ドア、天井、窓等）の外観及び機能点検</p>
---------	---

	<p>(3) 簡易な故障等の修繕 ア 電球、蛍光灯等の球切れ、蛇口パッキン等の交換又は便器、配水管、建物本体等に故障があった場合、簡易なものについての修繕 イ 便器等の器具詰りの処理 (4) 要修繕箇所の報告 (5) 監督員指示に対する対応 対象：郡山市域内（217 か所 14,834 回予定）</p>								
契約内容	委託期間	平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで							
	委託金額	5,724,000 円（税込）							
委託先	郡山市エコ・サービス協業組合								
契約方式	<p>指名競争入札 （業者選定の理由） 業務委託の施行場所範囲が市内の広範囲に渡り、箇所数や巡回回数も多く、組織規模や履行能力の確保が必要であり、また、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業務等の合理化に関する特別措置法、さらに官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の趣旨を踏まえ実施する。</p> <p>下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（抄） （職業のあっせん等） 第九条 国又は地方公共団体は、一般廃棄物処理業等を行う者が合理化事業計画の定めるところにより事業の転換等を行う場合においては、当該事業の従事者について、職業訓練の実施、就職のあっせんその他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>官公需についての中小企業者の受注確保に関する法律（抄） （地方公共団体の施策） 第七条 地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない。</p>								
		<table border="1"> <tr> <td>指名業者数</td> <td>3 者</td> </tr> <tr> <td>入札者数</td> <td>3 者</td> </tr> <tr> <td>予定価格（税込）</td> <td>5,990,760 円</td> </tr> <tr> <td>落札率</td> <td>95.54%</td> </tr> </table>	指名業者数	3 者	入札者数	3 者	予定価格（税込）	5,990,760 円	落札率
指名業者数	3 者								
入札者数	3 者								
予定価格（税込）	5,990,760 円								
落札率	95.54%								

②監査手続の結果

- 1) 契約手続の妥当性について、問題となる点は認められなかったが、以下の点について

て検討する必要がある。

i) 指名競争入札について【意見】

本契約については指名競争入札によるものであるが、過去 10 年以上上記理由により同じ 3 者が指名業者となっており、また、落札者も過去 10 年以上同一業者となっている。上記特措法の趣旨から当初の指名競争入札の理由としては理解できるものの、施行から 30 年以上経過しており、第九条でいうところの事業の転換にともなう職業のあっせんをいつまで続けるのか決める必要があるのではないだろうか。また、指名競争入札にもかかわらず長期間同一業者が受注していることは健全ではない。基本的な業務は公衆便所巡回監視業務であり、特殊な業務ではないため通常であるならば一般競争入札となる業務である。そうであるならば、将来的には他の清掃業者も参入できるように区分けを変更する等措置を講じ指名業者を増やしある程度の競争を促す方策を検討すべきではないだろうか。

ii) 自己監視について【意見】

本契約は公衆便所巡回監視業務であるが、指名業者は 3 者であり 3 者とも監視対象の公衆便所の清掃を請け負っている。そうであるならば、どの業者が請負っても自己が清掃した箇所を自己で監視することになってしまい健全ではない。有効性の観点から、基本的には自己監視にならないように清掃業務を請け負っていない別業者が実施するのが望ましい。

iii) 業務の集約について【意見】

当該巡回監視業務についての主な業務をみると、上記①～③の清掃業務と重複する業務及び清掃業務の際に実施可能なものが多々見られる。そうであるならば、効率性の観点から集約できるものは集約すべきであり、巡回監視業務あり方そのものも一旦見直すことも必要ではないか。

2) 契約額の妥当性について、費用積算書を閲覧し、市況調査の結果及び前回契約実績、運賃の値上がりの状況を考慮し積算が行われており、当該積算金額に基づき予定価格が定められており、契約金額は妥当なものであると判断した。

3) 履行確認・検査の妥当性について、本委託先から委託業務完了届が提出され、それを受けて検査書が作成されており（任意の月で確認）、履行確認・検査は適切に実施されているものと判断した。

第9部 令和元年東日本台風による被災について

第1 処理施設の被害の状況

令和元年10月12日に発生した令和元年東日本台風に伴う水害により、富久山クリーンセンターの三つの施設全てが一階部分の浸水で主要設備が冠水し、機能を停止した。

富久山クリーンセンターは、阿武隈川と藤田川の合流点、藤田川の支流である照内川の合流点に位置しており、阿武隈川の水位上昇に伴い、藤田川の水位上昇、これに伴う逆流や排水路の藤田川放流樋門の閉鎖により敷地内の排水路水位が上昇したことなどによる。



各施設の浸水被害は以下のとおりである。

■ 富久山クリーンセンター

- 管理棟・・・鉄骨造地上3階建てのうち1階まで地盤高+2.5mで浸水
- 工場棟の焼却施設部・・・RC造地上5階、地下2階建てのうち1階まで地盤高+0.6mで浸水、地下階は水没
- 工場棟の粗大ごみ処理施設部・・・RC造地上3階、地下2階建てのうち1階まで地盤高+0.6mで浸水、地下階は水没
- 焼却施設計量棟・・・RC造地上1階建てのうち1階まで地盤高+0.3mで浸水

■ リサイクルプラザ

- リサイクルプラザ・・・鉄骨造、RC造地上3階建てのうち1階まで地盤高+1mで浸水
- リサイクルプラザ計量棟・・・RC造地上1階建てのうち1階まで地盤高+1mで浸水

■ 衛生処理センター

- 第一処理施設管理等・・・RC造地上2階、地下1階建てのうち1階まで地盤高+2.7mで浸水、地下階は水没
- 第一処理施設処理棟・・・地上1階、地下1階建てのうち1階まで地盤高+2.3～2.6mで浸水、地下階は水没
- 第一処理施設機械棟・・・地上1階、地下1階建てのうち1階まで地盤高+2.5mで浸水、地下階は水没
- 第二処理施設・・・地上2階、地下1階建てのうち1階まで地盤高+0.7mで浸水、地下階は水没

第2 市の対応状況

- 令和元年10月19日 可燃ごみの広域処理開始
- 令和元年10月21日 し尿の広域処理開始
- 令和元年11月29日 リサイクルプラザ、粗大ごみ処理施設仮復旧
- 令和元年12月16日 焼却施設仮復旧
- 令和元年12月21日 可燃ごみの広域処理終了
- 令和2年1月27日 衛生第一処理施設仮復旧
- 令和2年2月6日 し尿の広域処理終了
- 令和2年2月14日 衛生第二処理施設仮復旧

第3 生活環境部における令和元年東日本台風災害対応補正予算の概要

生活環境部において令和元年度において令和元年東日本台風災害対応補正予算として総額 3,116,710 千円を計上しており、そのうち国庫補助金を財源とするものが 1,488,401 千円、市債を財源とするものが 670,600 千円である。具体的な事業内容は以下のとおりである。

なお、富久山クリーンセンター（リサイクルプラザ、衛生処理センターを含む）の本復旧工事は令和2年度に実施されており、令和2年度において 6,111,075 千円が予算計上されている（財源は国庫補助金 3,290,119 千円、市債 2,034,700 千円、一般財源 281 千円）。

(1) 災害等廃棄物収集・運搬・処分費	1,946,072
(内訳)	
災害ごみ収集運搬費	417,862
災害ごみ処分費(廃家電)	45,983
災害ごみ処分費(廃家電を除く)	461,067
生活ごみ広域処理費	840,252
し尿浄化槽汚泥広域処理費	180,908
(2) 災害廃棄物仮置場の設置及び管理・運営	245,792
(内訳)	
災害廃棄物仮置場事業費	245,792
(3) 廃棄物処理施設災害復旧費	919,716
(内訳)	
富久山クリーンセンター災害復旧費	614,905
衛生処理センター災害復旧費	304,811
(4) 東山霊園災害復旧費	5,130
合計	3,116,710

第4 富久山クリーンセンターの防災対策について

富久山クリーンセンターについては、上記のとおり、阿武隈川等の河川に隣接した場所に立地しており、最近の国内における豪雨被害の状況を鑑みると、今後も今般の令和元年東日本台風レベルでの水害のリスクは否定できない状況にあると考えられる。

令和2年度においては、富久山クリーンセンターの本復旧工事が行われており、今後の防災対策（水害対策）については、現在検討中とのことである。

上記のとおり、今般の令和元年東日本台風による被災に伴う施設復旧工事に約70億円（仮復旧・本復旧工事計）を要している状況から、今後の防災対策について早急に検討される必要があると考える。